



平成 29 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 30 年 3 月 6 日

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成16(2004)年11月25日に「財団法人」として創設されました。平成24(2012)年4月に「公益財団法人」の認定を受け、新たな出発をしております。

評価機構が行う評価の目的は、短期大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の短期大学の発展に寄与することにあります。また、評価機構と各短期大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に各短期大学の特性に配慮をするとともに個性・特色を重視し、建学の精神などを生かした改革・改善に資する認証評価に取り組んで参りました。

平成17(2005)年度から平成28(2016)年度までの12年間で、延べ539大学、9短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を2度実施し、特色ある取組みや他校の参考となる優れた取組み等を公表して参りました。

認証評価第2期の最後となる平成29(2017)年度の短期大学評価では、7短期大学の認証評価の申請をそれぞれ受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を実施いたしました。その後、評価結果案について短期大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、平成30(2018)年3月6日の理事会の承認を得て、公表することとなりました。

認証評価制度の第3期がスタートする平成30(2018)年度からは、短期大学等の質的転換や内部質保証の確立の状況を重視した評価制度に転換することが求められています。評価機構では、平成28(2016)年3月に公布された文部科学省令「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する省令」を踏まえて、評価システム的大幅な見直しを行い、新評価システムを構築しました。また、平成29(2017)年4月から5月にかけて、評価システム改訂の経緯をはじめ、短期大学及び大学の認証評価の基本方針や評価基準など、新評価システムに関する説明会を行いました。

今後、短期大学機関別認証評価に加え、大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんしていく所存です。ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、評価員など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

平成30(2018)年3月
公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 黒田 壽二

目 次

I	平成 29 年度 短期大学機関別認証評価について	
1	評価機構の概要	7
2	目的	7
3	評価実施短期大学	7
4	評価体制	8
5	経過	8
6	評価結果の概要	10
	資料	
	公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則	11
	組織図	13
	短期大学評価判定委員会委員名簿	13
	評価員名簿	14
II	平成 29 年度 短期大学機関別認証評価 評価結果	
1	上野学園大学短期大学部	19
2	札幌大谷大学短期大学部	38
3	山陽学園短期大学	57
4	静岡英和学院大学短期大学部	77
5	第一幼児教育短期大学	100
6	福岡こども短期大学	119
7	文化学園大学短期大学部	140

I 平成 29 年度 短期大学機関別認証評価について

1 評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約7割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成12(2000)年4月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成24(2012)年4月1日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は平成30(2018)年3月1日現在、18短期大学と352大学が会員となっています。

2 目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- (3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

3 評価実施短期大学

平成29(2017)年度は、7短期大学の認証評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（7短期大学）

1. 上野学園大学短期大学部
2. 札幌大谷大学短期大学部
3. 山陽学園短期大学
4. 静岡英和学院大学短期大学部
5. 第一幼児教育短期大学
6. 福岡こども短期大学
7. 文化学園大学短期大学部

4 評価体制

評価を実施するに当たっては、国公私立大学・短期大学の関係者、教育研究団体等関係者及び経済団体等関係者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）のもとに、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、国公私立大学・短期大学及びその他の関係機関の長から推薦され、登録された者の中から申請短期大学の教育研究分野や地域性などを勘案して選出しました。平成 29(2017)年度認証評価は、10人の判定委員会委員と31人の評価員の体制で実施しました。(判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は11ページ以降を参照)。

5 経過

(1) 書面調査の開始

評価チームの評価員は、評価機構の定める四つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第1回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、短期大学ごとに第1回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第2、3、4回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。同時に、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第2、3、4回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「調査報告書案」の作成（評価チーム）と第5回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「調査報告書案」を作成し、第5回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「調査報告書案」に対する意見申立ての受付

評価チームが作成した「調査報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、7短期大学中2短期大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「調査報告書案」と、短期大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、7短期大学中1短期大学から意見申立てがありました。

(8) 判定委員会における評価結果の確定

評価結果を確定しました。

(9) 理事会における承認

平成30(2018)年3月6日の理事会において、判定委員会から提出された「評価結果報告書案」が承認され、評価結果が決定しました。

(10) 通知・公表

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
平成28(2016)年7月末	平成29年度 短期大学機関別認証評価 申請書を受理
9月12日	平成29年度 短期大学機関別認証評価 責任者説明会を開催
9月13日	平成29年度 短期大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会を開催
12月5日	短期大学へ実地調査日程の通知
平成29(2017)年5月23日	第1回短期大学評価判定委員会開催(認証評価を担当する評価員の承認等)
5月29日	短期大学へ評価員の通知
6月23日・26日	平成29年度 機関別認証評価 評価員セミナーの開催
7月4日・5日	自己点検評価書を受理
~6月末	即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7月下旬~9月上旬	第1回評価員会議開催※
8月中旬~9月中旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付
8月下旬~10月中旬	短期大学から「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理
9月下旬~11月下旬	実地調査の実施※ 第2・3・4回評価員会議開催
10月下旬~12月上旬	第5回評価員会議開催※
12月5日	第2回短期大学評価判定委員会開催(改善報告書等の審査結果の

	承認等)
12月18日	「調査報告書案」の取りまとめ(評価チーム)
12月19日	短期大学へ「調査報告書案」を送付
～平成30(2018)年1月16日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理※
2月2日	第3回短期大学評価判定委員会開催(評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ)
2月6日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2月16日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2月28日	第4回短期大学評価判定委員会開催(評価結果の確定)
3月6日	第3回理事会開催(評価結果の承認)
3月6日	短期大学へ評価結果などを送付
3月7日	文部科学大臣へ報告
3月27日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

6 評価結果の概要

認証評価を実施した7短期大学のうち、6短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この6短期大学のうち、4短期大学に対しては平成30(2018)年4月1日から起算して3年以内に改善報告書等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、短期大学評価判定委員長宛への提出を求めました。また、1短期大学については、短期大学評価基準を満たしていないが、1年以内にその基準を満たすことが可能であると短期大学評価判定委員会が判断したため、判定を「保留」としました。

「適合」とした短期大学(☆は「改善報告書」の提出を求めた短期大学)

札幌大谷大学短期大学部／☆山陽学園短期大学／静岡英和学院大学短期大学部／☆第一幼児教育短期大学／☆福岡こども短期大学／☆文化学園大学短期大学部

「保留」とした短期大学

上野学園大学短期大学部

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第10条（評価報告書案の作成）第6項の定めにより、判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(適合)

第2条 本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）をすべて満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、短期大学機関別認証評価結果（以下「短大評価結果」という。）を「適合」とする。

(不適合)

第3条 本機構が定める短大評価基準のうち、満たしていない短大評価基準が1つ以上あると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とする。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われているなどと短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とすることができる。

(保留)

第4条 前条第1項の短期大学のうち、短大評価結果が決定した翌年度4月1日から原則1年以内にその基準を満たすことが可能であると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「保留」とする。

2 短大評価結果が「保留」とされた短期大学の保留期間は、原則1年間とする。

3 前項のほか、短大判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

4 短大評価結果が「保留」とされた短期大学から、保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

(基準項目ごとの評価)

第5条 短大判定委員会は、短大評価基準の基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかの評価を行い、その「理由」を記述する。

2 短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、分野の特性、規模や地域性を考慮し、対象短期大学が掲げる使命・目的等に沿った制度・システムなどの整備・機能状況及び関連エビデンス等を中心に前項の評価を行うものとし、制度・システムなどの整備・機能状況により「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

3 短期大学が独自に設定する短大評価基準の基準項目ごとの「基準項目を満たしている」

又は「基準項目を満たしていない」の評価は行わない。

(短大評価基準ごとの評価)

第6条 短大判定委員会は、短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、基準項目ごとの評価の状況を勘案し、短大評価基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかの評価を行う。

2 全ての基準項目の要求が満たされており、かつ「改善を要する点」の指摘がない場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 全ての基準項目の要求が満たされているが、「改善を要する点」の指摘がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

4 満たされていない基準項目が1つ以上ある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

5 短期大学が独自に設定する短大評価基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価を行わないこととし、基準ごとのコメントとして「概評」を記述する。

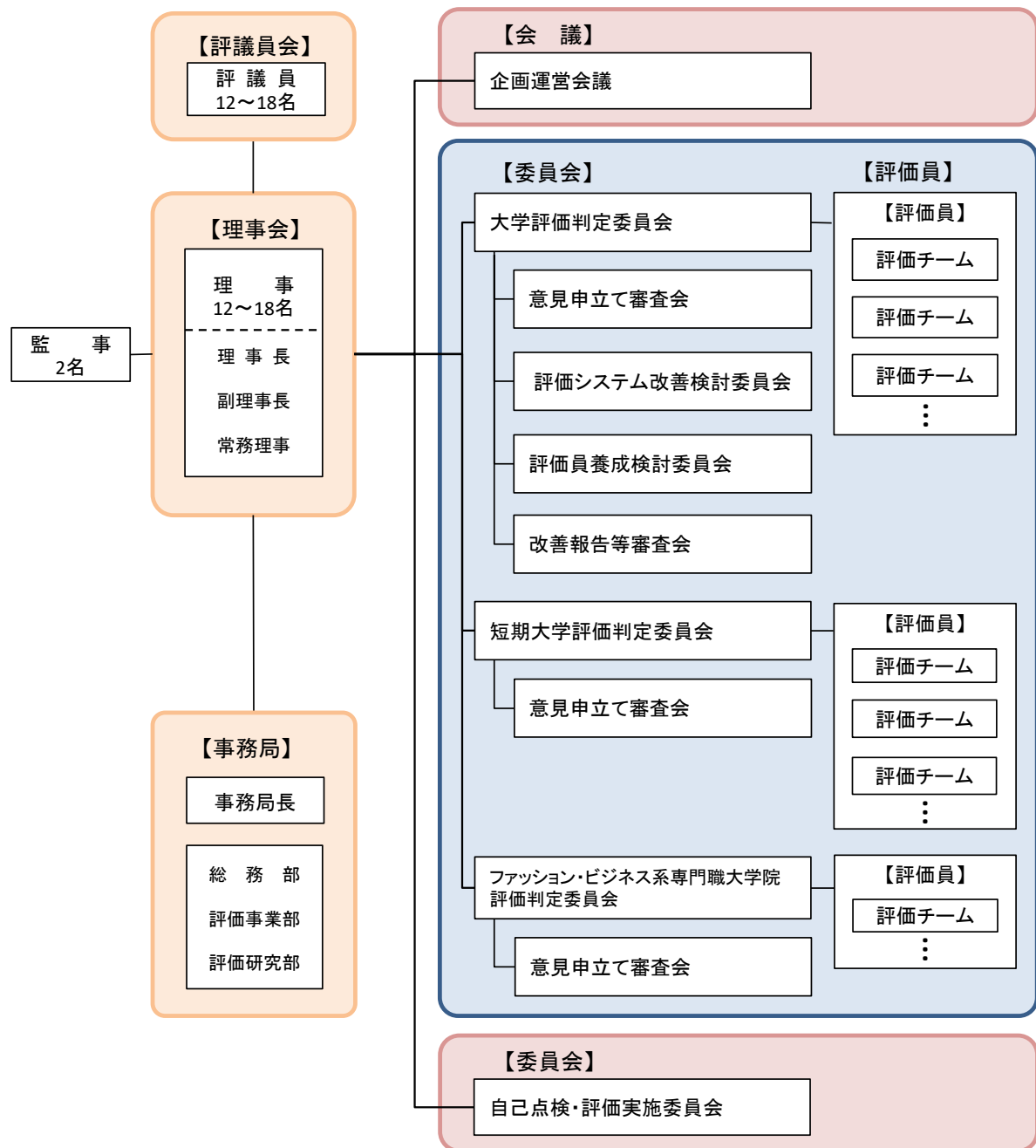
(改廃)

第7条 この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成24年11月9日から施行する。

組織図



短期大学評価判定委員会委員名簿

(平成 30(2018)年 1 月現在 副委員長以外は五十音順)

役名	名前	所属機関・役職
委員長	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
副委員長	田中 義郎	学校法人桜美林学園常務理事 (国際学術連携担当) 桜美林大学大学院教授
委員	冲永 佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長

役名	名前	所属機関・役職
〃	小出 龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所長、 愛知学院大学短期大学部顧問、学長補佐、教授
〃	佐藤 弘章	永和監査法人マネージャー、公認会計士
〃	清水 誠	中村学園大学短期大学部名誉教授
〃	東福寺 一郎	三重短期大学学長
〃	濱田 勝宏	学校法人文化学園理事 文化学園大学学長
〃	早田 幸政	中央大学理工学部教授、公共政策研究科教授
〃	吉田 修	愛知産業大学経営学部教授、学長室長

評価員名簿

(平成30(2018)年1月現在 五十音順)

名前	所属機関・役職
阿部 志磨子	中村学園大学短期大学部食物栄養学科教授
阿部 芳子	佐野日本大学短期大学部総合キャリア教育学科特任教授
井上 朋子	兵庫大学短期大学部保育科准教授
越智 幸一	鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科長、教授
小股 憲明	大阪芸術大学短期大学部保育学科長、教授
檜本 圭司	十文字学園女子大学募集入試部次長
川村 大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）理事長
木戸 久二子	東海学院大学短期大学部幼児教育学科長、教授
桑野 仁	成安造形大学学生支援部部長
小久保 純一	学校法人名古屋自由学院企画室長兼名古屋芸術大学企画室長
小山 亜紀	学校法人加計学園財務部長 兼 収益事業部長
相良 憲昭	京都ノートルダム女子大学名誉教授
杉山 貴義	作陽音楽短期大学音楽学科長、教授
鈴木 勉	学校法人大妻学院（大妻女子大学）常任理事、事務局長
對馬 肇	大阪芸術大学短期大学部デザイン美術学科准教授
徳田 守	金沢工業大学法人本部財務部長
永井 量基	学校法人清光学園（岡崎女子大学）副理事長
中島 剛	帝塚山大学事務局学生支援センターキャリアセンター課長
新澤 祥恵	北陸学院大学短期大学部食物栄養学科長
野田 恒雄	学校法人二松学舎名誉舎友
野中 雅夫	学校法人常葉大学常務理事、常葉大学事務局長
早坂 三郎	学校法人甲子園学院法人事務局顧問、甲子園短期大学学長、教授
林 祐司	日本工業大学総務部長
福井 直昭	学校法人武蔵野音楽学園理事、武蔵野音楽大学副学長、図書館楽器博物館長、教授
堀江 龍昭	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）理事、法人事務局総務部長

名 前	所属機関・役職
松井 亜樹	札幌大谷大学短期大学部保育科准教授
丸山 俊明	びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科教授
向 雅彦	学校法人西南女学院理事長
本山 秀毅	大阪音楽大学短期大学部副学長
山田 ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長
吉田 修	愛知産業大学経営学部教授、学長室長

Ⅱ 平成 29 年度 短期大学機関別認証評価 評価結果

1 上野学園大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、上野学園大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学は明治37(1904)年に創立した女学校を源流とし、当時の校長である石橋藏五郎の教育方針で強調した「自覚」を建学の精神としている。この建学の精神は共学になった現在に継承され、学則等に定められている。音楽を通じて自覚の精神を醸成し、その精神を次世代へと引継いでいくことのできる人材育成を行うという短期大学の方針は学則に反映しており、個性・特色を明示している。学内の学生には入学式等、教職員には「全教職員の集い」、学外にはホームページによって使命・目的等を周知する努力を行っている。使命・目的及び教育目的を、毎年度の事業計画の中で教育研究活動として反映させている。また、中長期的な視野で教育改革に取り組み、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映している。使命・目的を達成するための教育研究上の組織及び施設は整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、各種の入学試験が適切に実施されている。教育の目的を踏まえた、カリキュラムポリシーを明確にし、学生便覧及びホームページを通じ学内外に周知している。授業においては、特色である少人数制教育を実施し、一部の科目においては、習熟度別クラス編制を行い、適切な学修環境を確保している。教員と職員が協働で、ガイダンスを実施している。「履修ガイダンス」では、教務課職員が計画的な履修計画などについて詳細に説明を行うほか、個別履修相談を実施している。キャリア支援センターにはキャリア・カウンセラーを配置し、多様な進路に対応した指導を行っている。また、約40種類の就職に関する各種ガイダンスは学生が参加しやすい曜日と時間に設定するなど配慮している。学生生活全般に関する学生の意見や要望を広く把握し、各設問の結果の分析を行い、改善を行っている。教育施設である石橋メモリアルホールは、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、授業をはじめ、学内外の多数の演奏会を開催している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為にのっとり、経営の規律と誠実性を維持するため、各種規則を整備している。安全については「危機管理規程」を制定し、緊急に対処すべき事象に対して対策を講じる体制を敷いている。理事会を最高意思決定機関として位置付け、資料の事前送付を行うなど適切に運用している。学長は、教授会、学生委員会、自己点検・評価委員会、FD(Faculty Development)委員会などの議長、委員長を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

1 上野学園大学短期大学部

職員の業務執行の管理体制については、人事評価制度に基づき、毎年人事評価を実施している。財務運営の確立に向けた取組みは十分でなく、財政基盤が確立されていない。会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行われている。学内の諸規則において、法令の改正に対応した規則の見直し、学内の規則と実態との相違等について、早急な対応が求められる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学は、「自己点検・評価規程」「自己点検・評価委員会規程」により自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学科及び各主任が構成員となっている。また、エビデンスの重要性を認識しており、短期大学、法人の各課において作成している。自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通じて、教員に周知している。自己点検・評価を行った結果の改善・改革は、経営企画室から経営改善室が担当することになり、抽出された課題に取り組むことで PDCA サイクルの仕組みを確立するよう努力している。

総じて、短期大学は建学の精神及び教育研究上の理念及び目的ののっとり、時代の変化に対応した学士課程教育を行っている。しかし、学生数が入学定員を下回っている状態が続いており、事業活動収支（帰属収支差額）は一部の年度を除きマイナスの状況である。その結果、翌年度繰越支払資金が十分確保できていない状況であるので、早急に入学定員・収容定員を確保し、財務基盤を確立するよう改善が必要である。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

明治 37(1904)年に創立した私立上野女学校の校長である石橋蔵五郎の教育方針で強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ことであり、共学になった現在に継承されている。この理想を具現化するために「自覚」を建学の精神と定めている。

短期大学の使命・目的及び教育目的は、学則に簡潔に明文化している。また、大学案内

1 上野学園大学短期大学部

は特色を可視化し、より明確にしている。ホームページも大学案内と連動したレイアウトとし、統一した表記より学生にとって分かりやすい構成となっている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条には「音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。」とし、個性・特色を明示している。また、カリキュラム構成においても一般教育科目と専門教育科目をバランスよく配置することで建学の精神が生かされている。

学校教育法第 108 条、短期大学設置基準第 2 条に照らして、短期大学の目的及び教育研究上の目的は適切に掲げている。

教育目的の実践方法について適切に対応し、改善・向上すべき事項を的確に捉え、変化に応じた改革を恒常的に行うとともに、大学の目的及び教育研究上の目的の見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に教授会で学則第 1 条の調整を行い、建学の精神「自覚」を教育の重要な理念と明確に位置付けた。その後、評議員会の諮問を経て、最終的に理事会で決定している。このように役員、教職員が関与しており、支持が得られている。

学生には学生便覧及び入学式での学長式辞、教職員には毎年 4 月に行われる「全教職員の集い」など、学外にはホームページによって使命・目的及び教育目的を周知している。

使命・目的及び教育目的を、毎年度の事業計画や三つの方針に反映している。また、法令や社会情勢等に対応して、教育課程でのあり方を確認している。

音楽科は、ピアノ、器楽、声楽の三つの専門で構成され、教育研究組織の構成は、使命・

1 上野学園大学短期大学部

目的及び教育目的の実現に整合性の取れたものと認められる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び使命・目的に基づき、音楽科及び専攻科のアドミッションポリシーを明確に定め、大学案内、入学試験要項、学生便覧に掲載し、高校訪問や進学説明会等を通じて周知している。また、入学者選抜については、アドミッションポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法により、選抜入試など九つの区分で実施している。音楽科の入学定員充足率は、平成 28(2016)年度以前は減少傾向であったが種々の方策により平成 29(2017)年度は一定程度改善することができており、より一層の努力に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた、カリキュラムポリシーを明確にし、学生便覧及びホームページを通じて学内外に周知している。また、教育課程はディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえて教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職に関する専門教育科目と体系的に編成され、特に専門教育科目の中での専門実技、音楽基礎科目、副科実技には、個人レッスンの時間を設けている。授業においては、特色である少人数制教育を実施し、また一部科目においては習熟度別クラスを編制している。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及

び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員が協働で、ガイダンスを実施している。「履修ガイダンス」では、教務課職員が「講義要旨」及び「履修計画表」を用いて、計画的な履修計画などについて詳細に説明を行うほか、個別履修相談を実施している。また、身障者のために、学生支援課の担当職員が授業及び試験の対応、休講・補講等の情報提供、練習室予約等の修学支援を行っている。授業評価アンケートの自由記述欄に記載された授業改善に関する意見に対応するなど、修学環境の整備の方策を講じている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを音楽科及び三つの専門ごとに定め、大学案内、学生便覧及びホームページで明示している。

学則第 17 条に、成績評価基準が A、B、C を合格、D、E を不合格として定めている。また、各授業科目の成績評価の方法についてはシラバスに明示している。入学前に他大学で履修した授業科目の単位数や、在学中に大学の許可を得て他大学で履修する授業科目の単位数を学則に基づき認定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターには、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）の資格を持つキャリア・カウンセラーを配置し、専門的な立場から学生の多様な進路に対応した進路指導を行っている。また、全学生対象の約 40 種類の各種ガイダンスは学生が参加しやすい曜日と時間に変更して、学生の負担を軽減し、学業との両立を図れるように配慮している。

1 上野学園大学短期大学部

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各授業科目における教育目標の達成状況を把握するため、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、FD 委員会で発表し、全教員に配付している。また、「授業改善計画書」を学内に公表している。

教職課程における達成度の点検を行っている。入学時の教職ガイダンスで「教職課程履修ガイド」を配付し、教職委員会の教員が教職課程を履修することの意味を説明し、学生にその心構えを確認している。

卒業時アンケートや学生生活実態調査の集計結果を分析し、報告書としてまとめ、改善へ向けてのフィードバックが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会や学生支援課などの学生の厚生補導のための組織が設置され、適切に運営されている。奨学金制度の活発な運用、課外活動への支援、身障者や留学生に対するサポートなども適切に行われている。

学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く、正確に把握するため学生生活実態調査を実施し、各設問の結果と分析を行い、改善を行っている。

短期大学独自のさまざまな経済的支援を適切に行っている。

【参考意見】

○学生相談室については、その機能や役割を鑑みて単位を付与する教員ではない専属のスタッフの配置が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1 上野学園大学短期大学部

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準上必要な専任教員数及び教授数を満たしている。

教員の採用は公募を原則とし、選考は「教員資格審査基準」にのっとり行われている。昇任については、昇任候補者の専門分野に属する専任教員が、「学科長・主任会議」に推薦し、学科長より学長及び理事長に具申した上で、「教員資格審査委員会」で諮っている。

また、FD 活動が組織的に行われている。今後の人事については、専任教員の定年を視野に入れ、年齢バランスがとれた採用を計画している。

教養教育については、カリキュラム委員会において毎年度検討している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている。教室の配分は、授業形態、履修者数、使用する機器、楽器等を考慮した上で決定している。

図書館は教育、研究及び学修に必要な学術資料を収集・整理・保存している。また、石橋メモリアルホールでは、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、学内外の多数の演奏会を開催している。

短期大学・大学の全教員に「教員のための避難・誘導ハンドブック」を配付し、学生に対しては学生便覧により短期大学構内で火災、地震、事故が発生した場合の対処方法を周知している。毎年5月と9月に、短期大学及び併設大学合同の「防火防災避難訓練」を行っている。

履修制限や複数のクラスを設定するなどクラスサイズの適正化に努めている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

1 上野学園大学短期大学部

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為にのっとり、経営の規律と誠実性を維持するため、組織運営規程、就業規則、職務権限規程等を整備している。また、使命・目的を実現するために、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に開催し、短期大学のさまざまな案件を審議している。

安全については危機管理規程を制定し、緊急に対処すべきさまざまな事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「危機管理本部」を設置し、管理職員で構成される緊急連絡網を策定し、対応策を講じる体制を敷いている。人権についてもコンプライアンス委員会を設置し、個人の権利・利益の保全に努めている。

教育情報・財務情報については、ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会を最高意思決定機関として位置付け、資料の事前送付、欠席理事の委任状にも「意見欄」を設けるなど、意思決定ができる体制の整備がなされている。理事及び評議員の選任手続きについては、寄附行為にのっとり適正になされている。

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を再構築するため、平成28(2016)年6月に新理事会が発足し改善すべき事項の検討・実施に着手している。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

1 上野学園大学短期大学部

【理由】

学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、学則、教授会規程等の見直しを行い、教授会における学長の権限と責任を明確にした。短期大学長が、学内の諸問題を把握し、関係部署や担当者に直接指示するために、教授会、学生委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会などの議長、委員長を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

教学に関する重要事項については教授会の意見を聞いた上で短期大学長が決定している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教学法人連絡会議を月 1 回開催している。構成員は管理部門から理事長、法人本部長、入試広報部長、自己点検評価室長のほか経営改善室から 1 人が、教学部門から短期大学長、大学学長、中高校長、大学事務部長等が出席して開催している。毎週月曜日の朝には事務連絡会議を開催し、事務部の各課間の情報共有・連絡調整が行われ、各部署の 1 週間の学内の動きを共有している。

法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックは、職務権限規程及び決裁基準表にのっとり、所定の手続をとることになっている。理事長は議長として理事会を運営し、経営改善室統括として学長及び各部署長と定期的な打合せを行っている。

評議員及び監事は寄附行為に基づき選任されている。評議員会は理事会の諮問事項について意見を述べるなど規定に基づき運営されている。監事監査については課題があるが、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するなどしている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の事務組織及び職制は、組織運営規程、職務権限規程に定められ、権限の適切な分

1 上野学園大学短期大学部

散と責任を明確にし、組織編制及び職員の配置を実施している。

職員の業務執行の管理体制については、毎年度実施する「人事評価制度（事務職掌版）」に基づき、人事評価を実施している。学期末に全職員に「人事評価シート」を配付し、各自が目標設定及び自己判定を行っている。

職員の資質・能力向上の機会として、日本私立大学協会等が開催する研修会に、各部署の職員を積極的に参加させている。また、学内の FD 研究会に積極的に参加し、平成 28(2016)年度から実施している「FD/SD 合同研究会」にも参加している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしていない。

【理由】

短期大学部門における財務状況は、毎年、事業活動収支差額（帰属収支差額）がマイナスの状況が続いている。要因として入学定員を確保できない状況が続いており、そのため学生生徒等納付金及び事業活動収入（帰属収入）の減少が続いている。しかし、平成 29(2017)年度には、入学定員が一定程度回復しており、財務状況の改善が期待できる。

しかしながら、法人全体の金融資産は減少傾向が続いており、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度に機器備品・楽器の売却により増加したが、安定した財政基盤の確立には至っていないので、財政の改善を図る必要がある。

【改善を要する点】

○法人全体の財政状況は、資産売却を行った平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度は繰越支払資金が増加したが、資金支出が資産売却収入を除く資金収入を超える状況が続いているので、財政安定化に向けた早急な改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行われている。しかしながら、平成 27(2015)年度 4 月 1 日に施行された学校法人会計基準への改正対応について、規則改正がなされていない。平成 28(2016)年度に会計処理体制の抜本的見直しを行い、管理会計シス

1 上野学園大学短期大学部

テムの導入、人員体制の立直し、ガバナンスの強化を実行した。

毎年、監事、公認会計士、理事長、学長が会計処理に関して情報共有を行い、次年度について方策を協議する機会を設け、ガバナンスの強化・充実を図っている。

【改善を要する点】

○学校法人会計基準の改正に対応した経理規程の見直しが行われていない点について改善を要する。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学は自己点検・評価規程、自己点検・評価委員会規程により自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学科長及び各部会主任が構成員となり、委員会のもとにワーキング・グループを置いている。

平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度に自己点検・評価の報告書を作成している。平成 24(2012)年度以降は財務構造改善、財政安定化、情報発信力の強化等の施策の検討を通じた自己点検・評価が行われている。

平成 29(2017)年度の組織改編により自己点検評価室が設置され、毎年度の自己点検・評価を確実に実施できる体制が整った。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会では、エビデンスの重要性を認識しており、自己点検・評価委員会委員のほか、教務課、学生課、入試センター、文書課、法人の各課長相当職が担当し各種規程及び関係資料を踏まえて自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通じて、教員に周知している。自己点検・評価の報告書はホームページで公表している。

IR(Institutional Research)推進委員会の委員長が自己点検評価室の室長を兼ねることにより、十分な調査・データの収集と分析に基づき自己点検・評価を行う体制を整えている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価を行った結果の改善・改革は、平成 28(2016)年度は経営企画室が、平成 29(2017)年度からは経営改善室が行い、PDCA サイクルの仕組みを確立するよう努力している。経営企画室、経営改善室の業務を通して、ホームページにおける学生専用ページの設置や情報量の充実、独自の奨学金の設定など、自己点検・評価の内容が、実際の問題改善に反映されている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1 社会貢献に関する方針

A-1-① 地域への貢献

A-1-② 社会貢献しうる人材の育成

【概評】

「音楽による社会貢献」の精神を使命・目的に基づいた「地域連携」として具体化させ、連携活動を展開している。

平成 22(2010)年度まで埼玉県草加市に校地があったことから、草加市との地域貢献活動として「草加市民のための音楽教養講座」「国際ハーブフェスティバル」「草加市役所ロビーコンサート」「講師と短大学生によるミニコンサート」を開催している。また、「草加市民大学」への教員派遣をしているほか、音楽企画推進のため副学長が草加市社会教育委員会に委員として出席している。

毎年、中学校・高校の吹奏楽部を対象にした管打楽器クリニックの開催、日頃音楽療法

1 上野学園大学短期大学部

の実習現場となっている施設に出向く「ボランティアコンサート」の実施、台東区では「上野学園ハートフル・コンサート」を開催している。

短期大学で学ぶ学生像が多彩であることが特色であり、社会人入学者の中には 60 代の学生が入学し、系列大学へ 3 年次編入し研鑽を積んだ。また、他の四年制大学を卒業後、音楽療法を学び直すために入学する学生もいるなど、さまざまなタイプ・年令・人生設計の人々に開かれている。

IV 短期大学の概況（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 27(1952)年度
所在地 東京都台東区東上野 4-24-12

学科

学科	専攻
音楽科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10 月 13 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施
11 月 9 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 10 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1 月 15 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳
基礎資料

1 上野学園大学短期大学部

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	上野学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4-1】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 30 年度 (2018) 入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	
【資料 F-4-2】	平成 30 年度 (2018) 上野学園大学短期大学部 音楽科 入学資格認定 募集要項	
【資料 F-4-3】	平成 29 年度 (2017) 上野学園大学短期大学部 専攻科 音楽専攻 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29(2017)年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ (交通アクセス)	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧 (規程集目次など)	
	学校法人上野学園規程一覧	
【資料 F-10-1】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	理事・監事・評議員一覧 (平成 29 年 5 月 1 日現在)	
【資料 F-10-2】	平成 28 年度 学校法人上野学園理事会 開催状況	
【資料 F-10-3】	平成 28 年度 学校法人上野学園評議員会 開催状況	
【資料 F-11-1】	決算等の計算書類 (過去 5 年間)、監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	学校法人上野学園 平成 28 年度計算書類 (監事監査報告書含む)	
【資料 F-11-2】	学校法人上野学園 平成 27 年度計算書類 (監事監査報告書含む)	
【資料 F-11-3】	学校法人上野学園 平成 26 年度計算書類 (監事監査報告書含む)	
【資料 F-11-4】	学校法人上野学園 平成 25 年度計算書類 (監事監査報告書含む)	
【資料 F-11-5】	学校法人上野学園 平成 24 年度計算書類 (監事監査報告書含む)	
【資料 F-12-1】	履修要項、シラバス	
	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻	
【資料 F-12-2】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 1-1-2】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】 と同じ

1 上野学園大学短期大学部

【資料 1-1-3】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 1-1-6】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （上野学園大学の特徴→建学の精神）	
【資料 1-1-7】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	上野学園大学短期大学部学則（別表 1）	
【資料 1-2-4】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-5】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 27 年度 講義要旨	
【資料 1-2-6】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 28 年度 講義要旨	
【資料 1-2-7】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 1-2-8】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教学法人連絡会議規程	
【資料 1-3-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	上野学園大学短期大学部学科長・主任会議規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-3】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （上野学園大学の特徴→短期大学部の目的/3つのポリシー）	
【資料 2-1-4】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-5】	上野学園大学短期大学部入学者選考に関する規程	
【資料 2-1-6】	平成 30 年度（2018）上野学園大学短期大学部 音楽科 入学資格認定 募集要項	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-7】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （入試情報）	
【資料 2-1-8】	平成 29 年度（2017）上野学園大学短期大学部 専攻科 音楽専攻 入学試験要項	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-9】	オープンキャンパス パンフレット	
【資料 2-1-10】	入試説明会資料	
【資料 2-1-11】	体験レッスン パンフレット、チラシ	
【資料 2-1-12】	音楽受験講習会（夏期、冬期）パンフレット	
【資料 2-1-13】	管楽器クリニック チラシ	
【資料 2-1-14】	マスタークラス チラシ	

1 上野学園大学短期大学部

【資料 2-1-15】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ (入試情報)	
【資料 2-1-16】	上野学園大学短期大学部入学試験実施に関わる規程	
【資料 2-1-17】	上野学園大学短期大学部特待生制度に関する規程	
【資料 2-1-18】	上野学園大学短期大学部遠隔地出身学生支援奨学金規程	
【資料 2-1-19】	上野学園大学短期大学部長期履修学生規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	冊子「カリキュラムを知ろう」	
【資料 2-2-4】	上野学園大学短期大学部学則 (別表 1)	
【資料 2-2-5】	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-2-6】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-2-7】	上野学園大学短期大学部 定期演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-8】	上野学園大学短期大学部 卒業演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-9】	上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書 (平成 20(2008)年) 上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書についての覚書 (平成 20(2008)年) 上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書についての覚書 (平成 25(2013)年)	
【資料 2-2-10】	アクティブ・ラーニング実態調査 調査票	
【資料 2-2-11】	アクティブ・ラーニング実態調査 報告書	
【資料 2-2-12】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-2-13】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程	
【資料 2-2-14】	上野学園大学におけるアクティブ・ラーニングの推進 (案)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 29(2017)年度 新学期ガイダンス・スケジュール	
【資料 2-3-2】	上野学園大学・同短期大学部障害学生修学支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-3-4】	平成 28 年度 後期 欠席調査	
【資料 2-3-5】	上野学園大学短期大学部 学生委員会規程	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	英語科目に関する認定および評価基準	
【資料 2-4-3】	上野学園大学短期大学部学位規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28 年度キャリア支援センター主催ガイダンス・説明会等 開催実績	
【資料 2-5-2】	教職履修者のためのガイダンス新旧対照表	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度卒業生 (H29.03 卒) 進路状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート (一般授業科目用)	
【資料 2-6-2】	学生による授業評価アンケート (個人実技、実技授業用)	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度第 1 回 FD 委員会 (大学・短大合同) 議事録	

1 上野学園大学短期大学部

【資料 2-6-4】	平成 28 年度授業評価アンケート調査結果のご報告	
【資料 2-6-5】	平成 28 年度調査概要	
【資料 2-6-6】	平成 28 年度全体集計（講義、実技）	
【資料 2-6-7】	平成 28 年度コース／専門別・項目別重視度（講義）	
【資料 2-6-8】	平成 28 年度コース／専門別・項目別重視度（実技）	
【資料 2-6-9】	平成 28 年度学年別・項目別重視度（実技）	
【資料 2-6-10】	平成 28 年度自由記述（抜粋）	
【資料 2-6-11】	上野学園大学・同短期大学部 教職委員会規程	
【資料 2-6-12】	平成 29 年度教職課程履修ガイド	
【資料 2-6-13】	平成 28 年度卒業生（H29.03 卒）進路状況	
【資料 2-6-14】	平成 28 年度 上野学園大学短期大学部 卒業時アンケート報告書	
【資料 2-6-15】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	上野学園大学短期大学部 学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	大学・短大合同学生委員会 議事一覧（平成 26～28 年度）	
【資料 2-7-3】	上野学園学生寮規程	
【資料 2-7-4】	上野学園学生寮利用心得	
【資料 2-7-5】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-6】	上野学園大学・同短期大学部練習室予約システム 操作マニュアル	
【資料 2-7-7】	練習室監視（システム監視／現場巡回）	
【資料 2-7-8】	上野学園 楽器管理委員会規程	
【資料 2-7-9】	上野学園大学短期大学部特待生制度に関する規程	
【資料 2-7-10】	上野学園大学・同短期大学部授業料減免規程	
【資料 2-7-11】	「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等の減免措置規程	
【資料 2-7-12】	上野学園大学・同短期大学部における音楽実技優秀者に対する 「石橋益恵奨学金」の支給規程（そのⅡ）	
【資料 2-7-13】	上野学園大学短期大学部遠隔地出身学生支援奨学金規程	
【資料 2-7-14】	上野学園大学短期大学部学友会 会則	
【資料 2-7-15】	上野学園大学短期大学部学友会 役員及び常任委員会等に 関する細則	
【資料 2-7-16】	上野学園大学短期大学部学友会 学友会クラブ活動に関する 規約	
【資料 2-7-17】	平成 28 年度ボランティア活動一覧	
【資料 2-7-18】	上野学園大学・同短期大学部 ボランティア活動支援委員会 規程	
【資料 2-7-19】	平成 29(2017)年度受験特別措置申請書	
【資料 2-7-20】	修学のための特別支援申請書	
【資料 2-7-21】	上野学園大学・同短期大学部障害学生修学支援委員会規程	
【資料 2-7-22】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 外国人留学生の出願 書類について	
【資料 2-7-23】	上野学園大学・同短期大学部私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-7-24】	精神健康に関する自己申告書	
【資料 2-7-25】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-7-26】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	上野学園大学短期大学部教員資格審査基準	
【資料 2-8-2】	上野学園大学短期大学部教員資格審査委員会規程	

1 上野学園大学短期大学部

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館利用ガイド 2017	
【資料 2-9-2】	図書館利用ガイド 2017 (教職員用補遺)	
【資料 2-9-3】	図書館利用ガイド 2017 (中高生用)	
【資料 2-9-4】	上野学園図書館規程	
【資料 2-9-5】	上野学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-6】	図書委員会規程	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	組織運営規程	
【資料 3-1-3】	就業規則	
【資料 3-1-4】	職務権限規程	
【資料 3-1-5】	稟議規程	
【資料 3-1-6】	学校法人上野学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-7】	コンプライアンス規程	
【資料 3-1-8】	公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人上野学園 情報公開規程	
【資料 3-1-10】	コンプライアンス・マニュアル	
【資料 3-1-11】	育児休業規程	
【資料 3-1-12】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-13】	学校法人上野学園危機管理規程	
【資料 3-1-14】	災害対策マニュアル	
【資料 3-1-15】	大規模地震に対する教職員の準備・対応	
【資料 3-1-16】	教員のための避難・誘導ハンドブック	
【資料 3-1-17】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-18】	地震発生時の対応について	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	上野学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 3-3-2】	上野学園大学短期大学部副学長の専決に関する規程	
【資料 3-3-3】	上野学園大学短期大学部学長選考規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	職務権限規程	
【資料 3-4-3】	決裁基準表	
【資料 3-4-4】	稟議規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織運営規程	
【資料 3-5-2】	職務権限規程	
【資料 3-5-3】	人事評価制度 (事務職掌版)	
3-6. 財務基盤と収支		
	該当なし	
3-7. 会計		

1 上野学園大学短期大学部

	該当なし	
--	------	--

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	上野学園大学短期大学部自己点検・評価規程	
【資料 4-1-2】	上野学園大学短期大学部自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	上野学園大学短期大学部認証評価ワーキング・グループ規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	先生の活動・研究に関わるアンケート（平成 27 年度）	
【資料 4-2-2】	平成 29(2017)年度 新入生アンケート	
【資料 4-2-3】	平成 28 年度調査概要	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
	該当なし	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献に関する方針		
【資料 A-1-1】	草加市民のための音楽教養講座 開催一覧、日程表	
【資料 A-1-2】	国際ハーブフェスティバル チラシ	
【資料 A-1-3】	ボランティア・コンサート 一覧	
【資料 A-1-4】	草加市役所 音楽の森ミニ・コンサート チラシ	
【資料 A-1-5】	草加市児童発達支援センターあおば学園 音楽療法の一環によるミニコンサート 開催一覧	
【資料 A-1-6】	草加市民大学 開催一覧	
【資料 A-1-7】	管楽器クリニック 実施一覧、チラシ	
【資料 A-1-8】	本学主催演奏会一覧	
【資料 A-1-9】	上野学園ハートフル・コンサート 開催状況（短期大学部） 平成 28 年度ボランティア活動一覧	
【資料 A-1-10】	平成 28 年度自治体、公共機関等との協働による演奏活動	

2 札幌大谷大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、札幌大谷大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

浄土真宗の開祖親鸞聖人の教えを建学の精神とし、その教えを「生き切れないのちは一つもない。」と簡潔に表現している。北海道で唯一の音楽教育及び美術教育を行う芸術学部などを有する大学を併設しており、保育科を有する短期大学として恵まれた環境である。親鸞聖人の教えは、大学案内、ホームページ、学内イベントや学長講話などの機会に周知され、この教えを踏まえて、教育目標、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）、カリキュラムが継続的に見直されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れ方針を定め、周知し、これに沿った入試を実施し、収容定員及び入学定員が超過しているものの、年々改善している。教育課程編成方針に対応した授業科目及びシラバスが整備され、また学位授与方針と一貫性を持つ教育課程が編成されている。授業アンケート及び学生満足度調査なども実施し、教員と職員が協働し、更に卒業生が教務補佐員となり、休退学者を出さない徹底的な学修支援や授業支援が機能している。

成績や単位の認定は厳格に実施され、GPA(Grade Point Average)による成績評価が行われ、異議申立て制度も整備されている。就職指導、就職後の卒業生の就職先への訪問などが丁寧に行われている。FD(Faculty Development)委員会及び教務委員会が授業アンケートを実施し、授業改善計画書を図書館で閲覧できる。また、耐震基準に対応するため新校舎の建設計画がある。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の寄附行為に基づき規則等は整備され、「常務会」を中心に適切に運用されている。同じ敷地内に幼稚園、中高等学校、短期大学部及び大学がある。法人として平成27(2015)年4月に「札幌大谷学園グランドデザイン」を策定し、学校間相互に情報を交換し、その実現に向け改革を進めている。短期大学部と大学の学長が同一人物であることもあり、「合同教授会」を設置し、適切に運営されている。平成27(2015)年に策定された経営改善計画に基づき、安定した経営基盤の確立に向けて収支バランスの確保に取り組んでいる。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学長を委員長に大学と合同で「自己点検・評価委員会」により実施している。日本高等教育評価機構の評価基準に従い、エビデンスに基づいた調査・データ収集及び分析が行われ、自己点検評価書を毎年度作成し、公表している。この業務は主に学長直属の「運営企画室」が中心となって担当し、今後自己点検・評価活動の充実のため

2 札幌大谷大学短期大学部

IR(Institutional Research)機能の構築及び体制の整備が予定されている。

総じて、建学の精神は教職員に浸透し、短期大学部の使命・目的、教育内容、学生への支援などに、これを踏まえた配慮がある。短期大学部は同じキャンパスにある併設大学と緊密かつ円滑に運営されている。北海道内にある短期大学保育科として伝統があり、定評が確立しているため、芸術学部を有する大学と相互に教育上の連携を深め、芸術をキーワードとして、今後、更に拡大発展することが期待できる。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

浄土真宗の開祖親鸞聖人の教えを建学の精神として、書面又は口頭で丁寧に説明されている。この教えを「生き切れないのちの一つもない。」という簡潔な表現でまとめている。この理念を踏まえて、短期大学部の使命・目的は学則第 1 条（目的）で明確に規定されている。また、短期大学部の教育目的は、具体的かつ明確に学則第 3 条の 2（教育研究上の目的）に規定されている。

建学の精神及び教育の目的は、学生便覧、大学案内等の印刷物において明文化され、ホームページにおいて公表されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

2 札幌大谷大学短期大学部

【理由】

親鸞聖人の教えに基づき、音楽学科及び美術学科などを有する札幌大谷大学が併設され、密接に関連した各分野と身近に接することができる北海道内の他の保育科にはない個性的な特色を有している。

学科の個性・特色もカリキュラムポリシーに明示されており、法令に適合している。社会の変化に対応するため、使命・目的の検討については併設大学との大学協議会、短期大学部教授会を中心に進め、使命・目的を踏まえた学科の三つのポリシーの見直し、カリキュラム改善及びカリキュラムマップなどの策定を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的について、併設する大学と一体的にボトムアップにより多くの教職員が関与し合意形成が図られ、役員、教職員の理解と支持を得ている。

これらの学内への周知は、学生便覧の記載、学長による講話、新入学生を対象としたオリエンテーション、毎年開催されている「花まつり」「報恩講」などの機会を実施している。学外へは、大学案内、ホームページにより情報を適時提供している。

使命・目的及び教育目的は中期計画「札幌大谷学園グランドデザイン」及び三つのポリシーに明確に反映されている。

教育研究組織として、保育科と2年制の専攻科を設置している。また、実践的な能力を身に付けるため、附属の幼稚園と子育て支援センターを備え、使命・目的等との整合性を図っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め、ホームページ、入学案内、オープンキャンパスその他で周知に努めるとともに、アドミッションポリシーに沿って多様な入学要件を設定した入学試験を実施し、学生受入れのための方法について工夫を図っている。

過去数年間にわたり収容定員及び入学定員を超過しているが、超過率は年々改善され、学生数は適正な水準にある。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーを定め、ホームページ及び学生便覧等に記載して、受験生、学生に周知を図っている。カリキュラムポリシーに基づいて、ディプロマポリシーとの一貫性を確保しつつ保育科の教育課程が編成され、カリキュラムマップによってその体系性を示している。

すべての科目でシラバスが作成され、シラバスにはその科目のディプロマポリシーとの対応関係が明示され、教室外学修の基準時間数が示されるなどの工夫がなされている。保育実習準備室の開設、音楽・美術分野の科目の充実、得意分野をもった保育者養成のための「特別研究」、初年次教育としての「日本語コミュニケーション演習」の開設などの工夫を行うほか、FD委員会のもとで授業方法の改善の努力が続けられている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援及び授業支援について、日常的な教員と職員の協働が図られ、新入生オリエンテーションや履修登録指導も適切に行われている。TA は配置していないが、卒業生である教務補佐員が学修支援、学生生活支援を行って効果を上げている。専任教員全員によるオフィスアワーが実施されているほか、非常勤講師による個人面談のための「講師面談室」

も設置されている。

授業アンケートを実施し、学修及び授業支援に対する意見をくみ上げるとともに、アンケートの集計結果は適切にフィードバックされているほか、学生満足度調査も実施して、学生支援体制の改善に努めている。さらに、再試験制度を廃止し、学生に対して個別に学修課題の設定・指導を行い、学期ごとに確実に単位を取得させる取組みを始め、成績不振者に対する実質的効果をもった学修支援に努めている。

【優れた点】

- 「一人も取りこぼさない教育」という目標のもとに徹底した学修支援を行い、近年は退学者が極めて低い水準にとどまる（皆無の年もある）という成果を挙げていることは、高く評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを定め、単位認定、卒業認定は学則で明確に定めている。既修得単位の認定も学則に明記して実施し、認定できる単位数も短期大学設置基準で規定された単位数に適合している。

各科目の単位認定要件はシラバスに明記し、各教員がそれに基づいて単位認定を行っている。成績評価の結果については、学生・保護者からの異議申立て制度を設け、成績評価の透明性・厳格性の確保に努めている。GPA 制度を導入し、学生の学修指導に役立つ体制を構築している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生の進路指導に関する必要な事項を審議し、その推進を図るための組織として就職委員会を設置しているほか、学生支援課、就職相談室を開設し、進路指導の組織体制が整備されている。正課内キャリア教育として1年次に「社会人基礎」を開講し、1年次後期の「情報処理」では希望者が文書デザイン検定を受けることができる。課外でのキャリア支援については、担任を中心とした進路就職指導、就職委員会による進路就職指導、学外団体との連携による進路支援の三つが、それぞれに多種多様な支援を行っている。就職イベ

2 札幌大谷大学短期大学部

ント、就職支援講座、求人・進学検索専用パソコンを設置するなどして、学生が適宜就職を意識して準備する仕組みを整えている。

毎年極めて高い進路決定率を維持するとともに、学生の就職先に専任教員が訪問し、就職後のフォローアップも丁寧に行われている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

履修カルテを用いて学修達成状況を確認しているとともに、進路就職情報についても学内で情報共有されている。また、卒業生の就職先である保育現場からの意見・要望を聞き取るなど、保育士・幼稚園教諭養成を主たる教育目的としている学科として、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発を定期的実施している。

各学期末に授業アンケートを実施し、その結果をもとに授業改善計画書を作成、公開していることやシラバスに反映させていることから、教員自身及び学生にも評価結果をフィードバックしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会及び学生支援課で、学生生活全般の支援を実施している。また、ハラスメントへの対応、福利厚生、奨学金、特待生制度、長期履修学生制度等についても適切に整備している。さらに、学生団体組織の活動も積極的である。

健康相談及び心的支援等は、保健室に加え学生相談室を設置し、学生生活の身体的・精神的問題に適切に対応している。

学生投書箱、学生満足度調査を実施しており、学生ニーズの把握及び分析・検討結果の活用に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準上必要な専任教員数を満たしており、必要教員数の 30%以上は原則として教授とするという基準も満たしている。さらに、教員の年齢構成も適切であり、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、配置している。

教員の採用・昇任等に関する規程も整備されている。研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みとしては、併設大学と合同の教員研修を年数回実施しており、更には短期大学独自の教員研修も同様に年数回実施している。

教養教育実施のための体制については、併設大学との単位互換制度を整備しているが、今後の検討が期待される。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備等は設置基準を満たしており、実習施設、図書館等の教育環境も含めて、整備と適切な運営・管理がなされている。

また、全棟の耐震診断を実施しており、平成 30(2018)年度に新校舎を建設し、翌年度に非耐震建造物（北棟 1 号館）の解体を終える予定である。

学内施設のバリアフリー化もなされており教育環境は良好である。

授業を行う学生数については、概ね適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、

運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人を運営するため必要な規則等が整備されている。理事長及び常勤の理事で構成される「常務会」を中心に、平成 27(2015)年 4 月に「札幌大谷学園ランドデザイン」を策定し、この実現に向けて継続的に努力している。

平成 27(2015)年 4 月から施行された改正学校教育法に対応するため、学則及び学内諸規則等を改正し、戦略的に経営できるガバナンス体制の整備に努力している。

学内美化に努め、「クリーン・エコキャンパス」活動など環境保全に配慮し、ハラスメント防止などのために規定の整備に加え、SD(Staff Development)活動でも注意を喚起している。「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」を整備し、防災訓練なども全学的に実施している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定による教育情報及び私立学校法第 47 条の規定による財務情報は、ホームページで適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

浄土真宗の教えを建学の精神とする短期大学として北海道内の他の教育機関と連携しつつ、理事会は、寄附行為に基づき、規則等を整備し、適切に運営されている。理事の選任も寄附行為の規定通りに行われている。理事長及び常勤の理事で構成される「常務会」が月 2 回開催され、学内の情報交換を十分に行い、理事会から付託された事項について審議を行い、必要な事項を決定し、業務が遅滞することなく円滑に機能している。

理事会における理事の出席状況も良好である。また、理事の欠席時の意思決定表示を行う書面（委任状）について、事前に内容が明示され、適切に運用されている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

2 札幌大谷大学短期大学部

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部学長と大学学長が同一人物であることから、短期大学部・大学全体の基本方針及び重要事項を審議する機関として大学協議会が設置され、大学協議会と短期大学部教授会での意見を踏まえ、短期大学部学長が短期大学部としての意思決定できる体制が整備された。また、大学を併設していることから、大学の教授会との間に合同教授会を設定し、一体として教学部門の連携が円滑になされている。なお、短期大学部教授会としての独立性は担保されている。

大学協議会が組織的に学長を補佐し、学長の意思決定及びリーダーシップを発揮しやすい体制であり円滑に機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の管理部門と短期大学の教学部門の連携は、理事長の諮問機関「札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部運営・諮問会議」が偶数月に開催され、法人の経営に重要な事項について協議・報告が行われている。また、常務理事を委員長とした「幼中高大連携推進委員会」が奇数月に開催され、相互に運営に関わる情報を交換し、調整を行っている。

監事の選任も寄附行為の規定通りに行われている。監事は理事会及び「常務会」に毎回出席し、法人の業務執行状況を把握している。評議員も同様に選任され、評議員会の開催状況及び出席状況も良好である。

理事長のリーダーシップだけではなく、ボトムアップによる意見・提案をくみ上げる仕組みもあり、組織的にバランスよく運営されている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

2 札幌大谷大学短期大学部

【理由】

法人は「学校法人札幌大谷学園寄附行為実施規則」で理事会の権限、理事長、理事、職員への権限委任について定められており、「学校法人札幌大谷学園常務会設置規則」に基づき設置されている「常務会」が日常業務を決定する体制が確立されている。事務体制は「学校法人札幌大谷学園事務組織及び職制規程」によって体系的に組織されており、各事務部門が果たす役割を明確化し事務処理が円滑に遂行されている。予算執行、文書の取扱い、公印の取扱い等についても、それぞれの規則により明確に定められている。

職員の資質・能力の向上のために自己啓発活動への助成制度を設けるとともに、毎年学内 SD 研修会を開催し、学外の研修にも職員を派遣するなど、資質・能力向上のための取組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務上の数値目標と達成時期を掲げた 5 か年の経営改善計画を平成 27(2015)年度に策定し、経営状況の抜本的改善に向けて取り組んでいる。短期大学部門の事業活動収支差額比率（旧帰属収支差額比率）は直近 4 年間プラスで推移している。また、法人全体の事業活動収支差額比率（旧帰属収支差額比率）は直近 2 年間プラスであり、更に安定した経営基盤の確立に向けた取組みが期待される。

経費節減対策として、購買単価削減のための外部企業と契約し、発注先の見直しに取り組むなど、収支バランスの確保に向けた努力も行われている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算に関しては、経営改善計画に基づいた予算編成方針を示し、各部署の予算申請を取りまとめて編成した上で、理事会、評議員会の承認を受けている。会計処理は学校法人会計基準に準拠して行われ、具体的な事務処理は経理規程、資産運用規程、物件調達・管理規程などを定め、適正な会計処理を徹底している。購入、発注、支払いについては金額に応じた決裁権限者を定め、予算システムや会計システムを通じた相互牽制により不適切な

会計処理が生じない業務体制を構築している。会計処理における不明点が生じた際は随時、公認会計士に確認している。また、監事による監査、公認会計士による監査、内部監査室による監査が適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

現状及び今後の課題等について認識を共有するため、大学と合同による「自己点検・評価委員会」を設置するなど、自己点検・評価について組織的に行う体制が整備され、短期大学部の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施している。

平成 22(2010)年度に短期大学基準協会による認証評価を受け、結果を「札幌大谷大学短期大学部機関別評価結果」(平成 23 年 3 月 24 日 財団法人短期大学基準協会)として公開した。その後も継続して平成 27(2015)年度に「札幌大谷大学短期大学部平成 27 年度自己点検評価書」を作成し、ホームページに公開している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準に従った自己点検・評価は、エビデンスに基づいており、十分な調査・データの収集と分析が行われている。自己点検・評価報告書は、ホームページを通じて学内外に公表されている。

平成 24(2012)年度以降、に実施した自己点検・評価については、学内のネットワーク上に保存して学内への共有を図っている。また、平成 28(2016)年度に IR 機能の構築と体制

整備のための「運営企画室」を新たに設置し、当該部署を軸とした自己点検・評価活動の充実を図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価、検証と改善の PDCA サイクルが確立しつつある。短期大学部学長をはじめ併設大学の各学部長、学科長並びに、事務部署管理職等を構成員とした「運営企画室」で PDCA サイクルの構築を図りながら、平成 27(2015)年度の自己点検・評価の結果を踏まえて広報活動の改善の実施に移すなどの改善に取り組んでいる。

平成 28(2016)年度の自己点検・評価では、保育科のカリキュラムのスリム化を図ることとし、平成 29(2017)年度入学生から適用するなど改善に取り組んでいる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築

A-2-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

【概評】

子育て支援センター「んぐまーま」の活動は地域の子育て支援推進に大きく貢献している。短期大学施設を開放し、優れた運営手法によって短期大学部が持っている物的・人的資源を社会に提供している。

同時に保育士資格取得特例講座や併設大学との合同公開講座の開催、高校への出前授業を積極的に行っている。

また、図書館を一般にも開放し、子育て支援センター利用者が利用出来る児童図書コーナーを設けるとともに、「大谷記念ホール」「百周年記念館同窓会ホール」「響流ホール」を外団体に貸出しするなど、物的資源の社会への提供も実施している。

2 札幌大谷大学短期大学部

免許状更新講習、研修会の講師派遣等、教育研究上における他大学や他法人との適切な関係の構築もなされている。

地域のイベント等に学生が積極的に参加しており、自治体との連携事業をはじめ、大学と地域社会との協力関係が構築されている。

今後も子育て支援をはじめとした社会連携活動の成果に期待したい。

IV 短期大学の概況（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 36(1961)年度
所在地 北海道札幌市東区北 16 条東 9-1-1
北海道札幌市東区北 12 条東 7-1-15 セレスタ札幌 2 階

学科

学科	専攻
保育科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 11 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施
10 月 5 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 6 日	第 4 回評価員会議開催
10 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1 月 12 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 14 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳
基礎資料

2 札幌大谷大学短期大学部

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	1.2017 入学案内 2.2018 入学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	札幌大谷大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 平成 29 年度入学試験要項	
	2. 平成 29 年度特別推薦入学試験要項 (札幌大谷高等学校)	
	3. 平成 29 年度特別推薦入学試験要項 (函館大谷・帯広大谷・北海道大谷室蘭・稚内大谷高等学校)	
4. 学校推薦入学試験 指定校推薦制度 入学試験要項		
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. 2018 入学案内 裏表紙 ACCESS	
	2. 2018 入学案内キャンパスマップ	
3. 平成 29 年度学生便覧 校舎平面図 P179-187		
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧(規程集目次など)	
	札幌大谷学園規程集(総合目次)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	役員名簿	
	評議員名簿	
	平成 28 年度 理事会開催状況	
平成 28 年度 評議員会開催状況		
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)、監事監査報告書(過去 5 年間)	
	1. 計算書類(平成 24 年度から平成 28 年度まで)	
	2. 監査報告書(平成 24 年度から平成 28 年度まで)	
3. 独立監査人の監査報告書(平成 24 年度から平成 28 年度まで)		
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	1. 平成 29 年度 2017 シラバス 保育科・専攻科保育専攻 2. 平成 29 年度学生便覧 P135~149	2. 【資料 F-5】と同じ

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ

2 札幌大谷大学短期大学部

【資料 1-2-2】	平成 29 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	札幌大谷大学短期大学部学則 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/gakusoku/	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-2】	札幌大谷大学大学協議会規程	
【資料 1-3-3】	平成 29 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-4】	2018 入学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	3 つの方針 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/	
【資料 1-3-6】	学校法人札幌大谷学園ランドデザイン	
【資料 1-3-7】	子育て支援センターリーフレット	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 29 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-2】	2018 入学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	3 つの方針 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 2-1-4】	OPEN CAMPUS 2017 パンフレット	
【資料 2-1-5】	札幌大谷大学短期大学部入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	入試委員会規程	
【資料 2-1-7】	平成 29 年度入学試験実施要領	
【資料 2-1-8】	平成 29 年度特別推薦入学試験要項(札幌大谷高等学校)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	平成 29 年度特別推薦入学試験要項(道内大谷高等学校)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	平成 29 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-11】	学校推薦入学試験 指定校推薦制度 入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 29 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 平成 28 年度版	
【資料 2-2-3】	カリキュラムマップ	
【資料 2-2-4】	平成 29 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-5】	平成 29 年度シラバス作成のガイドライン等	
【資料 2-2-6】	平成 29 年度シラバス記載内容確認票	
【資料 2-2-7】	教育改革の取組の公募について	
【資料 2-2-8】	保育科教育改革案関係資料	
【資料 2-2-9】	子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」関係資料	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 27～29 年度 大学・短大学生数	
【資料 2-3-2】	入学前教育関係資料	
【資料 2-3-3】	平成 29 年度前期オフィスアワー実施関係資料	
【資料 2-3-4】	平成 29 年度オリエンテーション関係配付資料	
【資料 2-3-5】	休退学者を出さないためのきめ細やかな全学的取組みについて	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 29 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	3 つの方針 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 2-4-3】	平成 28 年度前期・後期の学生の成績評価 GPA による履修指導状況について	

2 札幌大谷大学短期大学部

【資料 2-4-4】	再試験制度の廃止について	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職委員会規程	
【資料 2-5-2】	就職活動直前ガイダンス	
【資料 2-5-3】	スタートアップ学科別ガイダンス概要と参加状況	
【資料 2-5-4】	就職フェア概要と参加状況	
【資料 2-5-5】	年間就職支援講座予定表と参加人数一覧	
【資料 2-5-6】	Let's 就活！	
【資料 2-5-7】	幼稚園キャラバン関係資料	
【資料 2-5-8】	就職決定状況一覧	
【資料 2-5-9】	平成 28 年度ボランティア一覧表	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	札幌大谷大学短期大学部教職課程履修カルテ	
【資料 2-6-2】	平成 28 年度卒業生就職先一覧	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度授業アンケート質問用紙と授業アンケート結果(見本)	
【資料 2-6-4】	平成 28 年度前期授業改善計画書 (見本)	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	保健室だより	
【資料 2-7-3】	ぼらん関係資料	
【資料 2-7-4】	保健調査票・健康調査 UPI	
【資料 2-7-5】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生相談室規程	
【資料 2-7-6】	学校法人札幌大谷学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 2-7-8】	休講・補講情報 http://www.sapporo-otani.ac.jp/info/	
【資料 2-7-9】	食育月間関係資料	
【資料 2-7-10】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部東本願寺奨学金取扱規程	
【資料 2-7-11】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部授業料減免規程	
【資料 2-7-12】	北海道及び札幌市保育士修学資金貸付事業説明資料	
【資料 2-7-13】	札幌大谷大学短期大学部保育科特待生規程	
【資料 2-7-14】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期部長期履修学生規程	
【資料 2-7-15】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部自治会会則	
【資料 2-7-16】	平成 28・29 年度学生満足度調査報告書	
【資料 2-7-17】	マナーアップキャンペーン資料	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程	
【資料 2-8-2】	ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	
【資料 2-8-3】	平成 28 年度札幌大谷大学 FD 活動における全学的な取組実績	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	理事会議事録 (H28-⑦) (抄本)	
【資料 2-9-2】	消防訓練実施要領等	
【資料 2-9-3】	ラーニングコモンズ資料	
【資料 2-9-4】	図書利用案内	
【資料 2-9-5】	情報システム委員会規程	
【資料 2-9-6】	コンピュータ教室の仕様概要	

2 札幌大谷大学短期大学部

【資料 2-9-7】	平成 29 年度において授業で使用する場合の主要教室等の使用率について	
【資料 2-9-8】	情報セキュリティポリシー	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	
【資料 3-1-2】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則	
【資料 3-1-4】	学校法人札幌大谷学園 理事会会議規則	
【資料 3-1-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	
【資料 3-1-6】	学校法人札幌大谷学園 常務理事設置規則	
【資料 3-1-7】	学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則	
【資料 3-1-8】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	
【資料 3-1-9】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	
【資料 3-1-10】	学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則	
【資料 3-1-11】	学校法人札幌大谷学園 グランドデザイン	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 3-1-12】	学校教育法の一部改正に伴う学則及び教授会に関する規程の改正等	
【資料 3-1-13】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範	
【資料 3-1-14】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の使用に関する行動規範	
【資料 3-1-15】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止対策の基本方針	
【資料 3-1-16】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱いに関する規程	
【資料 3-1-17】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正等の防止・対策に関する実施内規	
【資料 3-1-18】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱要領	
【資料 3-1-19】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止計画	
【資料 3-1-20】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等に関する監査要領	
【資料 3-1-21】	Otani Clean Eco Campus	
【資料 3-1-22】	学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 3-1-23】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン	【資料 2-7-7】と同じ
【資料 3-1-24】	学校法人札幌大谷学園 危機管理規程	
【資料 3-1-25】	札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル	
【資料 3-1-26】	札幌大谷学園 消防計画書	
【資料 3-1-27】	情報公開資料 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/joho/	
【資料 3-1-28】	大学ポータル（大学） http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000007401000.html 大学ポータル（短大） http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000007402000.html	
3-2. 理事会の機能		

2 札幌大谷大学短期大学部

【資料 3-2-1】	平成 28 年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-2】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-3】	平成 28 年度常務会開催状況	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校教育法の一部改正に伴う学則及び教授会に関する規程の改正等	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-3-2】	札幌大谷大学教授会規程	
【資料 3-3-3】	札幌大谷大学学部教授会規程	
【資料 3-3-4】	札幌大谷大学短期大学部教授会規程	
【資料 3-3-5】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 合同教授会内規	
【資料 3-3-6】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種委員会内規	
【資料 3-3-7】	平成 29 年度各種委員会等構成表	
【資料 3-3-8】	教授会及び学部教授会の審議事項	
【資料 3-3-9】	教授会の審議事項	
【資料 3-3-10】	札幌大谷大学大学協議会規程	【資料 1-3-2】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-4-3】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-4】	平成 28 年度評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-7】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 3-1-9】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程	
【資料 3-5-4】	学校法人札幌大谷学園 就業規則	
【資料 3-5-5】	学校法人札幌大谷学園 職員昇任規程	
【資料 3-5-6】	学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則	
【資料 3-5-7】	学校法人札幌大谷学園 文書取扱規則	
【資料 3-5-8】	学校法人札幌大谷学園 文書保存規程	
【資料 3-5-9】	学校法人札幌大谷学園 公印取扱規程	
【資料 3-5-10】	職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書	
【資料 3-5-11】	学外研修会一覧等	
【資料 3-5-12】	自己点検評価表	
【資料 3-5-13】	職員キャリアアップ助成関係資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人札幌大谷学園 経営改善計画	
【資料 3-6-2】	株式会社購買 Design 契約書（経費抑制のための連携企業）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人札幌大谷学園 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人札幌大谷学園 資産運用規程	
【資料 3-7-4】	学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程	
【資料 3-7-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-7-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-7】	独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ

2 札幌大谷大学短期大学部

【資料 3-7-8】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 3-1-9】と同じ
------------	-------------------	---------------

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成 27(2015)年度自己点検評価書 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/jikotenken/	
【資料 4-1-2】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	自己点検・評価委員会規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部運営企画室規程	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 27(2015)年度自己点検評価書 http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/jikotenken/	【資料 4-1-1】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	子育て支援センターリーフレット	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 A-1-2】	んぐんぐまーまチラシ	
【資料 A-1-3】	平成 28 年度 んぐまーま利用実績	
【資料 A-1-4】	んぐまーま 10 周年記念シンポジウムチラシ	
【資料 A-1-5】	こそだて★さっぽろチラシ	
【資料 A-1-6】	保育士資格取得特例講座のご案内	
【資料 A-1-7】	公開講座チラシ	
【資料 A-1-8】	各ホール貸出実績	
A-2. 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築		
	該当なし	
A-3. 短期大学と地域社会との協力体制が構築されていること		
【資料 A-3-1】	地域連携に関する年間協定書	

3 山陽学園短期大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、山陽学園短期大学は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「愛と奉仕」を踏まえ、「教養の高い社会人を育成し、社会に貢献すること」と具体的で明確であり、簡潔に示されているが、学科ごとの教育目的についても定める必要がある。使命・目的等は各種媒体を通じて学内外に周知されている。短期大学の使命・目的は「山陽学園中期計画」及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。

短期大学の教員組織は、使命・目的及び教育目的に沿うように構成され、科目等も教育目的と整合するように配置されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、学生受入れについて工夫がある。入試広報担当部署の人員を増強するなど、収容定員の充足率向上のための努力がなされている。

教育目的に沿ったカリキュラムポリシーを定め、教育課程との体系化が図られている。短期大学附属幼稚園を実習場所として活用し、内容・方法を工夫して実習を充実させている。

学生への相談や支援はクラス顧問を中心とした体制が整備されており、教職員が相互に連携している。キャリア支援についても、相談・助言を行う体制を整備している。設置基準で定める専任教員数が満たされるとともに適切に配置されている。

校地、校舎等の教育環境の整備については、バリアフリー化等の対策を中心として計画的な対応が期待される。

「基準3. 経営・管理と財務」について

短期大学の使命・目的の達成のため、寄附行為及び関係諸規則に基づき適切な運営が行われるとともに、「山陽学園中期計画」に即して毎年度の予算編成、事業計画が策定されている。

理事会は、私立学校法や寄附行為にのっとり法人の意思決定及び業務執行機関として機能しており、戦略的意思決定の場としての「経営会議」が理事会機能を補佐している。

管理部門と教学部門の連携を図るため、各部門の責任者を構成員として「合同会議」を開催しており、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営が図られている。

「山陽学園中期計画」に基づいて、安定した財務基盤の確立と収支のバランス確保に努めている。法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「資金運用規定」等を遵守し、適正に執行されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学の使命・目的を達成するため、毎年度、自主的な自己点検・評価活動を実施し、「活動実績報告書」を作成している。自己点検・評価の現状把握のために、IR(Institutional Research)推進室を設置し、データ収集と分析を行う体制を整えている。自己点検・評価結果は、FD・SD 等全教職員研修会議等を通じて学内共有を図り、また「活動実績報告書」がホームページに公表されている。

自己点検・評価結果を踏まえて、各学科及び事務局各部署は重点的な取り組みについて「個別計画」を作成し、「合同会議」において全学的な議論をして進捗管理を行うなど、PDCA サイクルを意識した仕組みとなっている。

総じて、短期大学は建学の精神に基づく使命・目的を達成するため、教育目的に沿って教育研究活動を展開している。学修と教授については、クラス顧問制度を中心に学生一人ひとりを大切にする取り組み、教授方法の工夫が行われている。また、経営・管理と財務については、適切な仕組みのもと運営がなされており、自己点検・評価結果が運営に反映されている。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神である「愛と奉仕の精神」に基づき、「教養の高い社会人を育成すること」「社会に貢献すること」と、具体的かつ明確に学則に定められ趣旨が簡潔に示されている。

また、使命・目的及び教育目的のもととなる「建学の精神」が大学案内、ホームページ、履修便覧、学生生活ガイドなどに簡潔に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「愛と奉仕の精神」という建学の精神のもと、高い教養と人間性を兼備えた専門職業人を育成し地域社会に奉仕するという個性・特色を明示している。また、一般教育科目「知的生き方概論」や各学科カリキュラムによる教育を通じて、教育理念の具現化を目指している。

短期大学の目的は、学校教育法第 108 条に適合しているが、学科の教育目的については、定められていない。

社会の変化等に対応するため、短期大学の使命・目的及び教育目的は自己評価委員会等において点検が行われている。使命・目的及び教育目的に変更が加えられる場合は、「合同会議」や教授会で協議され、理事会で承認を受けることになっている。

【改善を要する点】

○学則などに食物栄養学科、幼児教育学科それぞれの教育目的を定めるよう改善を要する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会、「合同会議」、教授会が意見交換を図りながら、使命・目的及び教育目的の策定に役員、教職員が関与・参画する体制となっている。そして、大学案内、履修便覧などを通して、学生、教職員、短期大学内外に周知している。

「山陽学園中期計画」及び三つの方針には、使命・目的及び教育目的が反映されている。

短期大学の教員組織は、使命・目的及び教育目的に沿うように構成され、担当科目等も教育目的と整合するように配置されている。研究教育推進機構が設立され、外部資金の獲得や学内研究助成金制度などが推進されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学則に明示された短期大学の教育目的に沿って各学科において明確に定められ、建学の精神と併せてホームページや大学案内、学生募集要項で公表されている。また、オープンキャンパスや進学説明会などにおいて、受験生や保護者及び高校教員にアドミッションポリシーの説明が行われている。

入学者の受入れについては、各学科のアドミッションポリシーに沿った入学者選抜が入試区分別に実施されている。

収容定員の未充足状態が続いているが、入学者確保のために、入試広報担当部署の人員を増加し、高校訪問・進学ガイダンスの回数を大幅に増やすなどの努力がなされている。

【参考意見】

- 食物栄養学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。
- 幼児教育学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

短期大学全体及び各学科のカリキュラムポリシーが定められており、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系化が図られている。その内容は、履修便覧に公表されている。

短期大学附属幼稚園を実習先の一つとして活用し、内容・方法を工夫して実習を充実させている。

自己評価委員会を中心に、授業評価や教員相互の授業参観を実施し、組織的に授業方法

の改善を進めている。学生の評価得点の低い教員に対しては、「授業改善計画」の提出が義務付けられ、また、優れた授業担当者には「ベスト授業賞」を授与したりするなど、授業方法改善のための体制を整備している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員による「教務部ワーキンググループ」が構成され、学修及び授業支援の管理・運営が行われており、教職協働体制が図られている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、また、非常勤講師に対しても、授業終了後に学生のための時間を確保するなどの工夫がとられている。大学院がないために TA 制度は実施されていないが、専任教員、教務職員及び非常勤職員が、学生の学修支援のために配置されている。

中途退学者、留年者への相談や支援はクラス顧問を中心とした体制が整備されており、科目担当者、教務部職員、クラス顧問が相互に連携し、また、学科会議において学生情報の共有化が行われている。

学生の意見をくみ上げるアンケートが実施され、その結果を学修に反映させる体制が整備されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準、単位認定及び卒業要件を定め、学則や履修細則に明示するとともに、適切に運用されている。また、シラバスには授業ごとに成績評価の基準が明示されており、各科目担当者は多角的な成績評価を行っている。他の短期大学などで取得した単位の認定は、学則に定められ適切に運用されている。GPA(Grade Point Average)を用いた学修指導が有効に行われており、校外実習の履修制限や特別奨学生の選考資料としても活用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内外における学生の職業意識や就労意欲を育成するためのキャリア教育が実施されている。教育課程内においては、食物栄養学科における「社会人入門」や幼児教育学科における「社会人入門Ⅰ」「社会人入門Ⅱ」などのキャリア形成支援科目を開講し、学科の特性を生かした各種学外実習をインターンシップとして位置付け、キャリア教育が実施されている。また、教育課程外においては、全学生に対するキャリア支援のための部署として「キャリアセンター」を設置し、学生全員との個人面談を実施するなどのキャリアサポートシステムが確立されている。また、幼児教育学科においては、「保育士合同面談会」を開催し、保育所などの施設関係者と学生との面談を実施するなどのキャリア支援が行われている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価については、「学修行動に関する調査」「学生生活アンケート」等の各種調査を通して行っている。また、幼児教育学科では、学生の就職先を訪問し、就職後の様子を確認している。

教務部においては学修状況及び資格取得状況について管理し、卒業認定、資格付与に反映している。

「学生による授業評価」は各学期に実施され、集計結果は各授業担当者に返却され、授業改善に生かされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のため、学生部ワーキンググループが組織的な対応を行い、クラス顧問が個別の学生に対応する体制をとっている。また、学生に対する健康相談、心的

3 山陽学園短期大学

支援、生活相談のため保健室及び学生相談室を設置し、サポートしている。

大学独自の奨学生制度や特待生制度により、学生の経済的支援を行っている。また、課外活動を行う団体に対して援助金を提供している。年2回リーダーズトレーニングを実施し、団体間の団結力と相互の連携を図っている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、さまざまなアンケートにより把握、検討されている。また、年に1回、学生と短期大学との懇談会を開催し、学生の意見・要望の情報共有に努め、改善に生かしている。

【参考意見】

○保健室には常駐スタッフがおらず、必要な場合は看護学科の教員が対応しており、資格を有する常駐スタッフを配置することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学は食物栄養学科と幼児教育学科から成り、短期大学設置基準で定める専任教員数及び専任教授数は満たされるとともに、教育目的及び教育課程に即した教員が確保され適切に配置されている。

教員の採用は公募制を原則としており、教員の採用・昇任に関する諸規程の整備が図られ適切に運用されている。また、教員の能力向上のため、FD・SD(Staff Development)活動が継続的に毎年度行われている。

教養教育実施に関しては、教務部ワーキンググループを中心に審議されている。

【参考意見】

○61歳以上の専任教員比率が4割を超えているため、今後の採用計画等で年齢のバランスをとることが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、各種設備、図書館等を整備し、有効に活用している。栄養士養成や保育士養成に必要な実験・実習室等も適切に整備している。

教室には各種視聴覚機器を整備している。また、演習室、実験室には使用目的に応じた設備・備品を備え、教育研究環境を整えている。

学生用デスクトップパソコンを設置したコンピュータ実習室と学生用ノートパソコンを設置した語学実習室を有し、情報関連の授業を行っている。コンピュータ実習室は授業時間外には学生に開放されている。

授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分上げられるように講義、実験・実習、演習などの授業形態に応じて人数の上限を設定し、教育の質を十分担保している。

【参考意見】

○敷地内の一部においてバリアフリーが整備されているが、全ての施設には対応されていないため未整備分の改修を計画的に進めていくことが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に法人の目的を定め、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとした関係法令に基づき制定された諸規則に基づき法令遵守のもと運営されている。また、「山陽学園中期計画」を策定し、教育機関としての社会的使命と目的を果たすため努力している。

環境保全の一環として、岡山県等の要請に応じて省エネ、節電及びごみの減量化に取り組んでいる。安全への配慮については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学防火管理規程」に基づき、自衛消防組織を整備し火災やその他の災害発生時に備えている。また、「人権教育委員会」及び「ハラスメント防止

3 山陽学園短期大学

委員会」を設置し、全教職員を対象に毎年研修会を開催するなど人権に対する配慮をしており、法人として社会的責任を果たしている。

教育情報・財務情報の公表については、法令に基づきホームページ上に適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為にのっとり法人の意思決定及び業務執行機関として十分な機能を果たしている。また、戦略的意思決定の場として「経営会議」を設置して理事会機能を補佐している。

理事の選考に関しては、寄附行為に定数及び選任区分を規定しており適切に選任している。また、理事会は年に4回の開催を原則とした上で開催しており、理事の出席率は良好である。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学の意思決定に係る権限と責任は、平成26(2014)年度に、それまでの教授会規程を廃止し、新たに「山陽学園短期大学教授会規程」(以下「教授会規程」という。)を制定し、意思決定の権限と責任が学長にあることを明解にしてリーダーシップを強化している。また、教授会などに意見を聴くことを必要とする「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」他が教育研究に関する重要な事項として、「教授会規程」に定められている。

学長のもとに、2人の副学長を配し補佐体制がとられている。その職務は「山陽学園大学・山陽学園短期大学副学長の主として担当する事項を定める要綱」に定められている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人全体の、管理部門と教学部門の連携を図るため「経営会議」を定期的で開催し各部門間のコミュニケーションを図っている。また、法人事務局と短期大学事務局は定例の会議を開いて情報の共有を行いかつ法人事務局長が大学・短期大学の IR 推進室長を兼務し、大学・短期大学事務局が法人事務局次長を兼務することで管理運営機関の相互チェックは機能している。短期大学では、管理部門と教学部門の連携を図るため、学長が議長となって「合同会議」を開催しており、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営により意思決定の円滑化が図られている。

監事及び評議員は、寄附行為に基づき適切に選考しており、監事は業務及び財産の状況について監査し理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、評議員の評議員会への出席は良好で、その責務を果たしている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行体制は、「学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程」に管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、効率的・効果的に遂行することができる組織としている。

各部署に、部長及び課長等を配置し、業務執行の管理に当たっている。また、教職協働の観点から教員も業務執行の管理体制に参画し機能性を高めている。

FD と SD を兼ねて FD・SD 等全教職員研修会議を開催し、教員と事務職員が共通の問題意識を持って資質・能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

3 山陽学園短期大学

財政健全化を目指して「山陽学園中期計画」を策定し、「入りを量り、出るを制する」の方針から、社会の変化に対応し得る法人の経営基盤の強化を目指しその遂行に当たっている。当初目標であった教育活動のキャッシュフローの黒字化は達成し、事業活動収支計算書における経常収支差額も学生数の増加確保や人件費等経費の縮減努力により黒字化が達成されている。さらに、平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度までの中期計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支のバランス確保に努力し、学生生徒の定員確保、事業活動収支差額比率が 5%を超えること等目標をもって計画的に取り組んでいる。短期大学では、各学科の定員未充足の状態が継続し学生数の増減により、学生生徒等納付金収入が不安定であり、収支のバランスが取れていない。しかし、全体として財政健全化への取組みがなされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「資金運用規定」等を遵守し、責任者を定めて適正に執行されている。当初予算の変更があった場合は、予算の補正を会計部門で取りまとめ年末に実施する。その手続きは、学長や理事長のヒアリングが行われた後、評議員会の同意のもと理事会において承認決定されており、寄附行為、諸規則に基づき適正な処理がなされている。

会計監査体制としては、公認会計士監査、監事監査、内部監査が行われ、「監査室規程」により監査室を設置して厳正に運用、実施されている。監事による会計監査は、会計監査人による会計監査の報告を受けて情報交換が実施され、その内容を確認するとともに、計算書類が法人の収支及び財産の状況を正しく示しているかについて、妥当性及び適切性について調査し、決算の状況を監査している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動は、「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会」が中心となり、大学の使命・目的に即して「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」を定めて実施している。その内規には、「教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するために適切な自己評価を行うことが必要である。この目的を達成するために自己点検・評価の円滑な実施を目指す」ことと定めている。

自己評価委員会を中心として、「学生による授業評価」「学生生活アンケート」「卒業時アンケート」等を実施、分析、評価を行い、その活動状況は合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議において報告し、全教職員の共通理解を図っている。従って、自己点検・評価活動は組織的であり教育の保証への取組みが実施されており、自己点検・評価の体制は適切に構築されている。また、平成 26(2014)年度から自己点検・評価の結果を含む活動実績報告書を公表しており周期的になされている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の現状把握のために、IR 推進室を設置し、データ収集と分析を行う体制を整えている。IR 推進室では、各部署が業務の必要上行う「学校基本調査」「学校法人基礎調査」「大学ポートレート」等への回答から作成したデータの収集の他、分析を行っており、透明性の高い自己点検・評価がなされ、また将来構想や中期目標の策定など行っている。そして、自己点検・評価結果は、事業活動報告書とともに合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議等を通じて学内共有を図り、ホームページへの公表も実施されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価結果をホームページに公表し、その結果を踏まえて、各学部学科及び事務

3 山陽学園短期大学

局各部署から「個別計画（重点的に取り組もうとする項目、目標、具体的施策記載）」を提出させ、合同会議において議論をして進捗管理を行っており、目標管理、振返りに効果的である。さらに、「山陽学園中期計画」、事業計画とも連動させており、PDCAサイクルを意識した仕組みとなっている。活動計画、実施、進捗管理、活動実績報告・事業報告と自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルが定着してきており、自己点検・評価結果を短期大学の運営改善、教育の質の向上に役立てている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学の特性を活かした地域貢献

- A-1-① 学生教職員への「地域貢献」重要性の周知
- A-1-② 短期大学の地域貢献体制の整備
- A-1-③ 短期大学の地域貢献活動実施と学生教職員の地域貢献活動
- A-1-④ 地域貢献活動の現状把握

【概評】

短期大学は全1年生を対象とする共通教育科目「知的生き方概論」の中で、「愛と奉仕」の精神をもって地域に貢献することの重要性を啓発している。また、教職員に対してもFD・SD等全教職員研修会議等で啓発を行っている。

平成27(2015)年度にボランティア支援・社会サービスセンターの専用窓口が設置され、職員配置を行ったことで地域貢献活動の現状把握が向上されている。また、同センター長、次長及び各学科教員から選出された委員・職員によって構成されるワーキンググループが組織され、活動方針の協議や活動計画の策定などが行われ、円滑に地域貢献に取り組める体制が整備された。

地域貢献活動として、地域における子育て支援活動の推進を図る目的として平成21(2009)年より「Sanyo 子育て愛ねっと」活動が実施されている。また、平成28(2016)年度、岡山県の和気郡和気町、真庭市、岡山市中区と他三つの自治体との間で地域貢献に関する包括協定が締結され、自治体から支援を受け、公開講座、講演会、学生の地域学修研究等が実施されている。

各学科においても地域貢献活動が実施されており、平成28(2016)年度の事業として、食物栄養学科では「健康まつり事業」への参加、食育シンポジウムの開催、食育のためのチラシ作成などが行われており、幼児教育学科では、交流活動や子育て相談を目的とした「アウトリーチ事業」や子育て支援の取り組みである「地域のたまご『ももっこ』応援講座」などが行われている。

建学の精神・教育理念である「愛と奉仕」を具現化するために大学と一体化された運営を生かし更なる取組みに期待したい。

IV 短期大学の概況（平成29(2017)年5月1日現在）

3 山陽学園短期大学

開設年度 昭和 44(1969)年度
所在地 岡山県岡山市中区平井 1-14-1

学科・専攻

学科	専攻
食物栄養学科	—
幼児教育学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月14日	第1回評価員会議開催
9月26日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10月10日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月14日	実地調査の実施
11月15日	第2・3回評価員会議開催
～11月16日	11月16日 第4回評価員会議開催
11月27日	第5回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1月12日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2月15日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人山陽学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	山陽学園大学／山陽学園短期大学案内 2018	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	山陽学園短期大学学則	

3 山陽学園短期大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活ガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	山陽学園大学／山陽学園短期大学大学案内 2018 p65,66,81	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	山陽学園規程集目次、山陽学園大学・山陽学園短期大学関係規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人山陽学園役員名簿・評議員名簿、理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24 年度～平成 28 年度計算書類、平成 24 年度～平成 28 年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	履修便覧 2017 平成 29 年度、2017 年度授業概要（シラバス）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	山陽学園大学/山陽学園短期大学大学案内 2018 p3	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-3】	山陽学園短期大学ホームページ http://www.sguc.ac.jp/profile/principle 理念・目的	
【資料 1-1-4】	履修便覧 2017 平成 29 年度	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-5】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000610802000.html	
【資料 1-1-6】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2017 年度授業概要（シラバス） p3	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-2】	履修便覧 2017 平成 29 年度 p16~	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-3】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	
【資料 1-2-5】	山陽学園短期大学教授会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 1-3-2】	山陽学園短期大学教授会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-3】	山陽学園中期計画（平成 24 年 3 月）	
【資料 1-3-4】	山陽学園中期計画（平成 29 年 3 月）	
【資料 1-3-5】	山陽学園大学/山陽学園短期大学大学案内 2018	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	履修便覧 2017 平成 29 年度	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-7】	山陽学園短期大学ホームページ http://www.sguc.ac.jp/profile/principle 理念・目的	【資料 1-1-3】と同じ

3 山陽学園短期大学

【資料 1-3-8】	SANYO GAZETTE	
【資料 1-3-9】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-10】	2017 年度授業概要（シラバス） p3	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-11】	上代皓三記念講演会の記録	
【資料 1-3-12】	山陽スピリットニュース第 7 号	
【資料 1-3-13】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000610802000.html	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-14】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-15】	履修便覧 2017 平成 29 年度 p3~	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-16】	履修便覧 2017 平成 29 年度 p16~	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-17】	FD・SD 等合同教職員研修会議一覧	
【資料 1-3-18】	平成 29 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	山陽学園大学/山陽学園短期大学大学案内 2018	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2018 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	山陽学園短期大学ホームページ http://www.sguc.ac.jp/college/foodnutrition http://www.sguc.ac.jp/college/preschool	
【資料 2-1-4】	本学主催の進学説明会実施要領	
【資料 2-1-5】	2016 年度高校訪問実施要領	
【資料 2-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学入試問題作成・評価委員会要項	
【資料 2-1-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学入試問題作成委員及び評価委員一覧表	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	履修便覧 2017 平成 29 年度 p3~	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-2】	山陽学園短期大学ホームページ http://www.sguc.ac.jp/college/foodnutrition http://www.sguc.ac.jp/college/preschool	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 2-2-3】	2017 年度授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-4】	Sanyo 子育て愛ねっと事業報告書	
【資料 2-2-5】	平成 28 年度校外実習報告会資料	
【資料 2-2-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	
【資料 2-2-7】	学生による授業評価	
【資料 2-2-8】	ベスト授業賞表彰状	
【資料 2-2-9】	山陽学園短期大学教育改善委員会内規	
【資料 2-2-10】	FD・SD 等合同教職員研修会議一覧	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 2-2-11】	幼児教育学科学生生活に関するアンケート	
【資料 2-2-12】	山陽学園短期大学履修に関する細則 第 6 条の 2	
【資料 2-2-13】	2017(平成 29 年度) 年度初めの行事予定	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教務部ワーキンググループ内規	
【資料 2-3-2】	オフィシアワー一覧	
【資料 2-3-3】	学生による授業評価	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-3-4】	学生生活アンケート	

3 山陽学園短期大学

【資料 2-3-5】	卒業時アンケート	
【資料 2-3-6】	幼児教育学科学生生活に関するアンケート	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-3-7】	学修行動に関する調査	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	履修便覧 2017 平成 29 年度	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-3】	2017 年度授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-4】	山陽学園短期大学履修細則	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-4-5】	山陽学園短期大学単位互換の実施に関する細則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	キャリアサポートシステムとは	
【資料 2-5-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学キャリアセンターワーキンググループ内規	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度『就職懇談会』のご案内	
【資料 2-5-4】	2017 年度授業概要（シラバス） p7	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-5】	就職適性検査・就職実践模試実施について	
【資料 2-5-6】	卒業生による業界研究会	
【資料 2-5-7】	栄養士業界研究会の開催について	
【資料 2-5-8】	2017 年度授業概要（シラバス） p3	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-9】	2017 年度授業概要（シラバス） p8	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-10】	栄養士実力認定試験対策講座	
【資料 2-5-11】	漢検についての資料	
【資料 2-5-12】	秘書検定、秘書検定対策講座	
【資料 2-5-13】	卒業生による学内企業研究会	
【資料 2-5-14】	2017 年度授業概要（シラバス） p36	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-15】	山陽学園短期大学『保育士合同面談会』の開催について	
【資料 2-5-16】	2017 年度授業概要（シラバス） p46	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-17】	2017 年度授業概要（シラバス） p71	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-18】	平成 25 年 3 月卒業生の進路に関するアンケート	
【資料 2-5-19】	学生生活アンケート	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-5-20】	2017 年度授業概要（シラバス） p8	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-21】	2017 年度授業概要（シラバス） p5	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-22】	山陽学園大学・山陽学園短期大学同窓会ホームページ http://www.sanyo-dosokai.com/	
【資料 2-5-23】	公務員試験説明会開催と参加申込	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学修行動に関する調査	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-6-2】	学生生活アンケート	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-6-3】	卒業時アンケート	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 2-6-4】	幼児教育学科学生生活に関するアンケート	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-6-5】	学生による授業評価	【資料 2-2-7】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生部ワーキンググループ内規	
【資料 2-7-2】	平成 29 年度 学生部ワーキンググループ担当表	
【資料 2-7-3】	緊急連絡・安否確認用一斉メールシステム利用について	
【資料 2-7-4】	平成 28 年度ボランティア活動実績	
【資料 2-7-5】	山陽学園学生寮規則	
【資料 2-7-6】	障がい学生支援のガイドライン	

3 山陽学園短期大学

【資料 2-7-7】	学生生活ガイド p6～p7(奨学金制度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-8】	2018 年度学生募集要項 p35～p39	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-9】	クラブ懇談会について	
【資料 2-7-10】	学生研修助成金配分基準	
【資料 2-7-11】	平成 28 年度リーダーズトレーニング資料	
【資料 2-7-12】	さんばと隊活動報告書	
【資料 2-7-13】	山陽学園大学/山陽学園短期大学大学案内 2018 p76(上代皓三記念賞、栄章)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-14】	保健室担当表	
【資料 2-7-15】	健康診断受診状況	
【資料 2-7-16】	学生相談室 平成 28 年度活動報告	
【資料 2-7-17】	山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-18】	学生生活ガイド p23(ハラスメントの防止)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-19】	ハラスメントのない快適な学園生活を送るために	
【資料 2-7-20】	学生生活アンケート	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-7-21】	懇談会資料	
【資料 2-7-22】	保護者懇談会	
【資料 2-7-23】	卒業時アンケート	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 2-7-24】	幼児教育学科学生生活に関するアンケート	【資料 2-2-11】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	人事委員会規程	
【資料 2-8-2】	山陽学園短期大学教員選考規程	
【資料 2-8-3】	山陽学園短期大学教員選考基準に関する内規	
【資料 2-8-4】	FD・SD 等合同教職員研修会議一覧	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 2-8-5】	2017 年度授業概要 (シラバス) p3	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-8-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教務部ワーキンググループ内規	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 2-8-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-8-8】	山陽学園大学・山陽学園短期大学一般教育委員会内規	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	
【資料 2-9-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学防火管理規程	
【資料 2-9-3】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-4】	避難マニュアル	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	
【資料 3-1-3】	学校法人山陽学園勤務規則	
【資料 3-1-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範	
【資料 3-1-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程	
【資料 3-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程	
【資料 3-1-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-7-17】と同じ
【資料 3-1-8】	山陽学園中期計画 (平成 24 年 3 月)	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-9】	山陽学園中期計画 (平成 29 年 3 月)	【資料 1-3-4】と同じ

3 山陽学園短期大学

【資料 3-1-10】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	【資料 2-9-1】と同じ
【資料 3-1-12】	山陽学園大学・山陽学園短期大学防火・防災管理規程	【資料 2-9-2】と同じ
【資料 3-1-13】	山陽学園大学・山陽学園短期大学消防計画	
【資料 3-1-14】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	緊急連絡・安否確認用一斉メールシステム利用について	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-1-16】	2016 おかやま発クールビズ・ウォームビズ宣言	
【資料 3-1-17】	アースキーパーメンバーシップ会員	
【資料 3-1-18】	山陽学園短期大学ホームページ http://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure	
【資料 3-1-19】	山陽学園大学／山陽学園短期大学大学案内 2018	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-20】	履修便覧 2017 平成 29 年度	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-21】	2017 年度授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	山陽学園経営会議要綱	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	山陽学園短期大学教授会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-3-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-3-3】	学生生活アンケート	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-3-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学緊急事案研究会議内規	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	山陽学園経営会議要綱	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-4-3】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-2】	FD・SD 等合同教職員研修会議一覧	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 3-5-3】	大学・短期大学事務職員のためのマナーセミナー	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	山陽学園中期計画（平成 24 年 3 月）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-6-2】	山陽学園中期計画（平成 29 年 3 月）	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 3-6-3】	平成 24 年度～平成 28 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-4】	平成 28 年度私立大学等教育研究活性化設備整備補助金交付通知書 平成 28 年度私立大学経営強化集中支援事業補助金交付通知書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理規程	
【資料 3-7-2】	資金運用規程	
【資料 3-7-3】	学校法人監査室規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	山陽学園短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学 自己評価委員会に関する内規	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 4-1-3】	学生による授業評価	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 4-1-4】	学生生活アンケート	【資料 2-3-4】と同じ

3 山陽学園短期大学

【資料 4-1-5】	卒業時アンケート	【資料 2-3-5】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000610802000.html	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 4-2-2】	山陽学園ホームページ http://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/public_disclosure	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	山陽学園ホームページ http://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/public_disclosure	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 4-3-2】	個別計画（重点的に取り組もうとする項目）	
【資料 4-3-3】	山陽学園中期計画（平成 29 年 3 月）	【資料 1-3-4】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学の特色を生かした地域貢献		
【資料 A-1-1】	2017 年度授業概要（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-1-2】	包括連携協定書（和気町）	
【資料 A-1-3】	真庭市と山陽学園大学・山陽学園短期大学の連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	岡山市中区と山陽学園大学・山陽学園短期大学との包括連携協定	
【資料 A-1-5】	本学が主催(共催)する地域との連携事業(平成 28 年度)	
【資料 A-1-6】	2016(平成 28)年山陽学園大学・山陽学園短期大学公開講座	
【資料 A-1-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学公開講座 講演 楽しい“ねつ造”「漱石の忘れもん」裏ばなし	
【資料 A-1-8】	Sanyo 子育て愛ねつと事業報告書	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 A-1-9】	「笠岡市健康まつり」案内	
【資料 A-1-10】	「食育シンポジウム」案内	
【資料 A-1-11】	『楽しく食べる』を育むシリーズ	
【資料 A-1-12】	平成 28 年度おかやま子育てカレッジネットワーク構築事業の実施について	
【資料 A-1-13】	地域のたまご「ももっこ」応援講座	
【資料 A-1-14】	平成 28 年度部及びサークルによるボランティア活動一覧	

4 静岡英和学院大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、静岡英和学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的を、建学の精神と教育理念に基づき、学則に具体的かつ明確に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に簡潔に分かりやすく掲載している。個性輝く特色ある短期大学になるために目指すべきものとして「University Identity」を示し教職員及び役員の理解と支持を受け、学科の人材養成及び教育研究上の目的を定めている。「学院聖句」、短期大学・大学共通の「大学聖句」を記したプレートを各所に掲げ学校法人の規律ある姿勢を表明し、ウェブサイトや学校法人広報、短期大学広報等を通じて、ステークホルダーをはじめとした学内外への情報提供を図っている。使命・目的及び教育目的は、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、中長期計画や三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映し、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

学科の三つのポリシーを、短期大学の個性・特色の根幹を成すものとして明確に示し、多様な入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用している。教職員協働のもと、留学生も含めた学生一人ひとりに対する学修、生活及びキャリア支援体制を整備している。FD(Faculty Development)については、FD委員会を設置し、「学生による授業改善のためのアンケート」「教員相互の授業参観」「学修行動基礎調査」などを活用し、授業内容、教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させるとともに、教員は「授業用ハンドブック」により、授業、試験及び成績評価の適正な実施に努めている。教員の組織・配置及び校地・校舎の整備は概ね適切であり、自衛消防隊活動マニュアルに基づいた避難訓練やバリアフリーの整備など、安全性・利便性に配慮した、学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を目指している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき諸規則を適切に定め、倫理性、公共性の高い教育機関として、教育の質の保証を担保するための継続的努力を法令遵守のもとに行っている。理事長は学校法人の代表として、学長は短期大学の長として、各々リーダーシップとボトムアップのバランスを意識し、学校法人と短期大学間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図っている。寄附行為に基づき役員及び評議員を選任し、評議員会は、諮問機関と位置付けて

4 静岡英和学院大学短期大学部

いる。職員の資質、能力向上のため「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、教職員研修会を開催している。財務は、使命・目的を果たすため、中長期計画を作成し目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。会計処理の適正化に向け、内部監査体制を整え、定期的な監査を実施している。教育情報及び財務情報はウェブサイトにより、適切に公表・公開している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価実施規程」を柱に、学長を長とした自己点検・評価実施委員会を設置している。自己点検報告書を作成し、ウェブサイトを通じて外部に広く公表するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を、規則を上回る周期で実施している。自己点検・評価は、現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして活用していたが、平成 27(2015)年度に、短期大学・大学共通の「IR 委員会」を設置したことにより、より精緻な調査、データの収集と分析が可能となった。全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育研究活動の改善と質的向上を図るため、自己点検・評価の恒常的かつ組織全体の取組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価は機能している。

総じて、短期大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び短期大学の教育目的により、全学的な教職協働体制のもと、地元静岡市との連携を含め、特色ある教育を行うとともに、留学生受入れによるグローバル化など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域及び国際貢献に寄与している。学校法人創立 130 年の伝統をもとに、更なる発展を期待したい。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.グローバル化」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神をもととして、「学院聖句」、短期大学・大学共通の「大学聖句」を掲げ、「大

学要覧」「大学案内」「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」「履修要項・講義内容」などに明記するとともに、ウェブサイトには、「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい」との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」との大学聖句、三つのポリシー及び学科の教育研究の目的を掲載している。また、短期大学内の各所には学院聖句・大学聖句を記したプレートを掲げ、学校法人の規律ある姿勢を表明している。

短期大学の使命・目的、教育目的を明確に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」、ウェブサイトなどに明記するとともに、入学式・卒業式の式典、礼拝、各種行事を通して、理事長、学長、宗教主任等が解説している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

個性輝く特色ある短期大学になるために目指すべきものとして、短期大学の使命・目的に沿った現代コミュニケーション学科及び食物学科の教育研究の目的を学則に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に明示している。4項目から成る「University Identity」により、短期大学の特色を具体的に示しており、短期大学の使命・目的は、学校教育法及び設置基準等の法令に照らして適切なものになっている。

教授会と、併設の大学との連絡連携のもとに運営する「評議会」が諸課題に取り組むとともに、教授会を支える学科会、各種委員会においても、教育活動の点検を行い、必要に応じて見直すことにより、社会情勢の変化に対応している。また、併設の大学と合同の「経営会議」を組織し、学長が経営、運営に関して必要と認めた事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等につき審議し、社会の要請に応える短期大学としての責任を果たすべく努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学の使命・目的と教育目的は、短期大学の諸会議や評議員会及び理事会の審議過程における教職員、評議員及び役員の理解と支持のもと決定され、ウェブサイトや学校法人広報誌「Maple 通信」、短期大学・大学広報誌「EIWA UNIVERSE」等を通じ、ステークホルダーに対し、建学の精神及び短期大学の使命・目的を含めた情報の提供を図っている。

「学校法人静岡英和女学院経営改善計画」を受け、平成 28(2016)年度から 5 か年の「学校法人静岡英和女学院中長期計画」を策定し、その改革理念の中心に位置付けた目標や三つのポリシーには建学の精神や教育目的が反映されている。

短期大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、現代コミュニケーション学科及び食物学科の学問領域を教授するのにふさわしい教員組織を擁しており、短期大学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学科ごとの教育目的に沿ってアドミッションポリシーが定められ、入学試験要項やウェブサイトで明示している。

入学者選抜については、「静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程」に基づいて実施され、副学長を責任者とする入試・広報委員会が組織され、公募推薦入学試験、一般入学試験等を行っている。入試問題の作成は短期大学が自ら行い、学長から委嘱された作成委員が、「入試問題作成要領」に従う形で進めている。入学者の受入れに当たっては、入学者選抜規程に基づき、入学者選考会議、教授会を経て、最終的に学長によって決定されている。

入試広報に関する学科としての取組みの強化や、多様な入試制度を設け制度ごとに受験の可能性を広げる工夫をした結果、以前は低かった収容定員充足率が、概ね適切な水準まで上昇した。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえて、学科ごとに教育目標を掲げ、それに基づいてカリキュラムポリシーを定めて、「履修要項・講義内容」やウェブサイト等に掲載し、公表している。

まず、建学の精神であるキリスト教精神に基づくものの考え方や見方を学ぶことを目的としている科目を必修科目として置いている。次に、両学科とも「教育目的」を「教育目標」として三つのポリシーを定め、教育課程もこれに基づき編成されている。また、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーとディプロマポリシーが一貫性を持ち、科目ナンバリングを実施し、体系的な教育課程を編成している。

入学前準備プログラム、初年次教育の実施や GPA(Grade Point Average)制度導入による適正な成績評価とキャップ制度を採用し、教室外体験学習プログラム、静岡大学農学部との単位互換制度の導入などにより、教育効果を高めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

評議会、教務委員会、学生委員会に職員が正規の構成員として入っており、その他、各委員会に職員が陪席しており、教職協働が図られている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、また、修学意欲低下等の学生への対応として、ゼミ等を活用し、退学・休学に際して聞取り項目を列記したチェックシートが用意されている。また、全学的に保護者会を行い、保護者との情報共有などで指導に工夫をしている。

全科目において「学生による授業改善のためのアンケート」を実施しているほか、学生生活に対して提案箱の設置、卒業時の満足度調査を実施するなど、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、体制改善に反映させている。加えて、留学生への就学支援も適切に行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学科ごとに、教育目的に沿ったディプロマポリシーが定められ、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」やウェブサイトに公開されている。単位認定及び卒業要件は、学則に規定し、厳正に適用されている。また、教員向け「授業用ハンドブック」を作成し、成績評価等の適正かつ公平な実施に努めるとともに、単位認定については、オリエンテーションや授業の初回にも説明されている。他大学等における科目や単位認定も適切に行われている。

評価は GPA 制度が導入され、「履修要項・講義内容」には、評価の割合や評価基準も明確にされている。シラバスでは「授業の目的と到達目標」「事前・事後の学習時間・学習内容について」「評価方法・基準」「その他 学生へのメッセージ」の情報を提供することで、履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。シラバスの記載内容については、第三者によるチェックが行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援課により、キャリア支援・就職支援講座、保護者向け就職説明会、業界勉強会などが準備され、留学生への就職支援も積極的に行われている。また、両学科に資格取得支援科目が開講されており、日本語検定などの資格取得支援が行われている。

現代コミュニケーション学科では、職業観・就労意識の育成を図るための、就職サポート科目や企業や地域で実際に研修を行うキャリアサポート科目を開講している。食物学科では、自分の関心・適性を理解し、将来をデザインしていく内容であるキャリア教育科目を開講している。また、希望者には、インターンシップを行っている。

両学科とも就職先は静岡県内が多く、100%近い就職率を達成しており、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制は整っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

4 静岡英和学院大学短期大学部

教育目標の達成状況を点検・評価するため、「学生による授業改善のためのアンケート」を、専任教員と兼任教員を問わず実施している。アンケート結果はフィードバックされ、担当教員は所見や改善への取組みを明らかにし、教育内容・学修指導の改善にも役立つようにされており、学生も図書館でアンケートの結果を閲覧できる。また、学生の学修行動を把握することを目的として「学修行動基礎調査」を実施し、指導の方向性を検討している。

このほか全授業科目を公開としているが、教員は学期ごとに3回以上の授業を参観し、「授業公開アンケート」を提出して、それぞれの授業改善に役立てている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のための支援として、短期大学独自の奨学金として「静岡英和学院大学短期大学部奨学金」「静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免」の制度や、「e スカラシップ」「推薦スカラシップ」「一般スカラシップ」のスカラシップ制度を設けている。また学生生活全般に関する学生の意見・要望を聞くため、学生提案箱を設置している。施設・設備に関するものも含め、投書内容は関係部署で分析・検討され、改善につなげており、更に学長や副学長にも伝達されるなど、学生の声に真摯に向合っている。また「大学生活に関する卒業生アンケート」も実施している。このほか、教員と職員が構成する学生委員会が組織され、事務部門の学務課と協働して、個別対応やサークルへの課外活動支援、諸行事支援、奨学金手続きなど学生サービスを行っている。

【参考意見】

○学生相談室の体制について、学生に対する心的支援を考慮し、体制を強化することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教育を行うため、設置基準上必要な教員数及び教授数が確保されている。専任教員組織は、教授・准教授・講師・助手によって構成されており、教員の採用・昇任等については規定している。

FD 活動に関しては、FD 委員会規程に基づき検討・運営しており、「学生による授業改善のためのアンケート」の実施、教員相互の授業参観、FD 研修会の開催等、組織的に取り組んでいる。また教養教育実施については教務委員会が担当し、大きな変更を伴う場合は経営会議で検討を行っている。

【参考意見】

○51～60 歳の専任教員の割合がほかの年代と比べて高いので、年齢バランスをとることが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準にのっとり校地・校舎を有し、緑豊かな環境に校地、運動場、校舎、図書館、体育館、ラウンジ、食堂、パソコンスペースなどが適切に配置されている。バリアフリー化のため手すりやスロープを設置し、段差処理も細やかに行ってアクセスを改善している。多目的トイレ・身障者用トイレを設置し、バリアフリー化が困難な南棟は障がいのある学生の学修ニーズに応じて授業教室を変更するなど、個別に対応している。

また図書館は、学内行事のある場合は開館時間の延長を行っている。法人施設の整備は、ワーキンググループを設置して検討しており、教育環境の整備と適切な運営・管理が行われているほか、自衛消防隊活動マニュアルを定めて、各種訓練も適切に行っている。また、授業を行う学生数の適切な管理のため、教育効果を意識したクラス編制が実施されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、

運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及びそれに基づいた常任理事行動規範等にととって運営されており、経営の規律と誠実性を維持するとともに、使命・目的を実現するために中長期計画に基づいて継続的努力を行っている。寄附行為及び学則その他諸規則等は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に基づいて作成されており、質の保証を担保するための関係法令等が遵守されている。公益通報についても規則に基づいて運用されている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設け、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。緊急時の避難経路は、学生へ配付の「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に記載し、毎年新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。学校教育法等に定められている教育情報・財務情報の公表はウェブサイト等により適切に行われている。

【参考意見】

○現在作成中の危機管理マニュアルの早期完成と構成員への周知が望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するために、寄附行為に基づいて理事会を開催し、日常の業務を迅速かつ円滑に執行するために理事会のもとに常任理事会を設置している。戦略的に意思決定を行うために、常任理事の中で役割分担を明確にするとともに、理事長政策費を学校法人の理念に沿って利用している。理事会には、管理部門・教学部門の意見を反映するような仕組みができており、審議内容についても教学部門に報告され、決定事項が伝わるようになっている。

理事は、寄附行為に定められているとおり選任されている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法の改正の趣旨を踏まえて、内部の諸規則の見直しを行い、短期大学の教育研究に関する重要事項の最終判断を教授会の意見を踏まえた上で学長が最終決定を行うこととしている。学長のリーダーシップのもと、短期大学の運営ができるように教授会及び評議会に諮問し、経営会議で短期大学全般の経営・運営について協議・情報連絡を行っている。加えて、副学長はもちろんのこと、短期大学部部長、事務部長、企画部長及び学務部長とで、学長を補佐する体制をとっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門と教学部門は適切に運営され、常任理事会に学長、副学長及び宗教主任がメンバーとして参加する他、短期大学部部長等が陪席し、理事会に短期大学の意思を反映することができるようになっている。

監事は理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。監事監査では理事長、学長等から前年度の事業報告と決算・中長期計画の進捗管理についての報告を聞き、監査終了後には公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。評議員会の運営は寄附行為に基づいて適切に行われている。

理事長はリーダーシップを発揮しトップダウンで決定する他、各学科からの人事、学則改正及び教育の質担保のための提案事項等は関係委員会、教授会等の審議を経て理事会に提出されるなどボトムアップによる決定もできる仕組みを持っている。

監事及び評議員は、寄附行為に定められているとおりに選任されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

4 静岡英和学院大学短期大学部

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制を確保している。

管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日に連動して開き、事務運営上に関する事項についての協議を行っている。短期大学の重要会議である、併設大学と合同の評議会、経営会議には部長や課長が委員として出席あるいは陪席し、情報の共有化を図るとともに、事務部門と教学の連携を図っている。

職員の資質、能力向上のため、研修会等の積極的な取り組みを行い、平成 28(2016)年 4 月には「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて、職員及び教員を対象として教職員研修会を複数回開催している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導による、平成 22(2010)年度から 5 か年間の経営改善計画を継承して、平成 28(2016)年度を起点とした 5 か年の中長期計画を策定している。

貸借対照表関係比率から見て、負債に備える資産の蓄積及び運用資産の保有状況は少なく、財政上の余裕があるとは言いがたいが、学校法人全体としての定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は「正常状態」を維持していることから、総合判定としての収支のバランスは保たれている。これは同一学校法人内の併設校の支出超過を上回る短期大学の事業活動収支差額の収入超過によるもので、短期大学の健全財政によるところが大きい。財務運営については、毎年度の教育活動資金収支差額や、平成 32(2020)年度時点の施設設備改修用の内部留保額の目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

4 静岡英和学院大学短期大学部

【理由】

学校法人会計基準及び「静岡英和学院経理規程」に基づき、会計処理をするとともに、予算執行状況は四半期ごとに常任理事会へ報告し、執行管理の検証をしている。資金運用については、「静岡英和学院資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催し審議結果を常任理事会に報告している。

会計監査は、独立監査人による当該年度の監査計画の説明、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による監査も同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。また、平成 28(2016)年度から「静岡英和学院内部監査規程」に基づき、理事長のもとに内部監査委員会を置き、教職員による内部監査を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 2 条に自主的・自律的な自己点検を実施することを定め、平成 6(1994)年には自己点検・評価実施規程を制定し、それにのっとり、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価については、自己点検・評価実施規程に基づき「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」を制定し、これに基づき、自己点検・評価を委員会にて組織的かつ機能的に実施している。教授会決定により、5 年の周期で自己点検・評価を実施するとなっているものの、課題を掲げて毎年実施している。評価結果が出て、重要事項の改善等の必要が生じた場合には、適宜対応し改善できる体制を整え、適切に運営している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして、整理・分析し考察を加えることにより、さまざまな問題点や課題を見出し、自己点検・評価の根拠として活用している。エビデンスを通して改善すべき事項を明らかにすることで、客観性の高い自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

短期大学の質保証の観点から、平成 27(2015)年度、IR(Institutional Research)を短期大学のミッションとその実現のための手段と捉え、IR 委員会を設置した。IR 委員会では、さまざまなデータを収集・整理・分析する体制を整え、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質の向上のため、PDCA が機能するようにしている。

自己点検・評価の活動を自己点検報告書としてまとめ、教職員間で共有し、ウェブサイトにも掲載し、社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価の仕組みを確立し、機能させることが重要であると考え、組織全体の取組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。評価結果について、自己点検・評価実施委員会で整理したものを、該当する委員会や部署で改善の必要な点について議論をした後に、会議等を経て、初年次教育の充実や授業数の整理等の改善に結びつけている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域交流事業

A-1-① 地域との様々な交流事業

【概評】

「University Identity」にある「地域社会に貢献する大学」を具現化するものとして、短期大学の規模としては多くの事業が展開されている。現代コミュニケーション学科では、

4 静岡英和学院大学短期大学部

「フィールドワーク（地域連携Ⅰ）」「フィールドワーク（地域連携Ⅱ）」を選択科目として設置し、机上の空論に終わらない実践的な訓練をカリキュラムの一貫として行っている。

事業内容としては、併設大学の協力のもと、「キッズ食育フェア in エネリア」や「科学の祭典サイエンス・フェスティバル」のような子どもを対象としたものや、高齢者施設訪問など、幅広い年代にわたったものとなっている。

事業の運営に当たっては、個々の教員の持つ、地域とのつながりにより始められたものが多く、高く評価できるが、実施に当たっては学科の教職員の努力が大きく、今後、これらの活動をサポートする体制が望まれるところである。

事業の遂行にあたり、まず、焼津信用金庫と産学連携協定を、次いで、焼津信用金庫及び焼津市役所との産官学連携協定を締結していることから、これらに関連する事業の幅を拡げることができた。また、「食でリフレッシュ! in 梅ヶ島」は、5年間の地域プロジェクトとしてされており、継続性と併せて、計画的な事業展開もできている。どの事業も継続して実施されてきたことは、それぞれの事業が評価されていることと、地域との連携やコミュニケーションが効果的に行われていることの証左である。

地元の静岡市との包括連携協定もあり、今後連携事業の幅が更に広がることを期待したい。

基準B. グローバル化

B-1 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

- B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営
- B-1-② 留学センターの活動
- B-1-③ 国際交流

【概評】

留学生増加に伴う留学生受入れ組織として、留学生センターを設け、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理している。またボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人と留学生の交流を活発に行っている。平成29(2017)年4月より、留学生センター長を置き、2人体制となったことから、留学生への対応が更に強化された。

留学生センターは留学生の悩みなどを聞く相談室の機能以外に、生活サポート、語学・日本文化講座、日本語能力試験対策講座、英語勉強会、日本文化（華道・日本舞踊）の活動を行っている。また、国際交流として、留学生と地域の交流会、ふじのくに留学生親善大使としての活動のサポート、留学生日本語弁論大会、オーストラリア短期留学、韓国短期留学、その他の地域交流を行っている。

留学生センター設立により、地域との交流活動が盛んに行われるようになり、「世界お茶まつり」「東アジア 食と農フォーラム」など、静岡県及び静岡市の行事において、留学生がボランティア通訳としての役割を果たすようになっている。留学生がこうした催しに参加することにより、日本文化、生活習慣等、日本への理解が深まるとともに、留学生が自国の文化・習慣を伝える良い機会となっている。

今後も留学生と日本人学生が協力し合い、学内外で活躍する機会を作ることにより、異

4 静岡英和学院大学短期大学部

文化交流、グローバル化に向けた国際交流の活発化が期待される。

IV 短期大学の概況（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 41(1966)年度
所在地 静岡県静岡市駿河区池田 1769

学科

学科	専攻
現代コミュニケーション学科	—
食物学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 21 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 16 日	実地調査の実施
10 月 17 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 18 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1 月 12 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 14 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡英和学院寄附行為	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 F-2】	短期大学案内	
	学校案内 2018	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	静岡英和学院大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	CAMPUS GUIDE 2017	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	Campus map	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 29 年度役員（理事・監事）・評議員名簿、理事会開催・出席状況、評議員会開催・出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24～28 年度 計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	2017 履修要項・講義内容	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	大学要覧 2016	
【資料 1-1-3】	大学ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/	
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE 2017【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-5】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 1-1-6】	大学ウェブサイト 学長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting/	
【資料 1-1-7】	学院創立 130 周年記念式典資料	
【資料 1-1-8】	1551 企画資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-2-2】	短期大学部部長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/greeting/	
【資料 1-2-3】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 1-2-4】	中長期計画 進捗管理表	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教職員研修会(平成 29(2017)年 3 月 14 日)資料	
【資料 1-3-2】	2017 年度 新任者オリエンテーション配布資料	
【資料 1-3-3】	理事会・評議員会議事録（平成 29(2017)年 3 月 27 日）	
【資料 1-3-4】	大学要覧 2016【資料 1-1-2】と同じ	
【資料 1-3-5】	学校案内 2018【資料 F-2】と同じ	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 1-3-6】	2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 1-3-7】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 1-3-8】	CAMPUS GUIDE 2017【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-3-9】	新入生オリエンテーション資料	
【資料 1-3-10】	「キリスト教学入門」「キリスト教と現代」講義内容（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 1-3-11】	広報誌「Maple 通信」No.33	
【資料 1-3-12】	広報誌「EIWA UNIVERSE」第 14、15 号	
【資料 1-3-13】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画	
【資料 1-3-14】	学校法人静岡英和女学院中長期計画	
【資料 1-3-15】	大学ウェブサイト 本学の 3 つのポリシー(短期大学部) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
【資料 1-3-16】	静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程	
【資料 1-3-17】	学校案内 2018【資料 F-2】と同じ	
【資料 1-3-18】	2016 年度学科別委員等一覧	
【資料 1-3-19】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	
【資料 1-3-20】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	
【資料 1-3-21】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学者受け入れ方針（2018 年度入学試験要項の該当ページ）	
【資料 2-1-2】	大学ウェブサイトのアドミッション・ポリシー（短期大学部） http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/ 【資料 1-3-15】と同じ	
【資料 2-1-3】	入学者受け入れ方針（CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ）	
【資料 2-1-4】	入試問題作成要項	
【資料 2-1-5】	2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 2-1-6】	入学者選抜規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 2-2-2】	短大部のカリキュラム・ポリシー（CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ）	
【資料 2-2-3】	「授業科目ナンバリング」について	
【資料 2-2-4】	シラバスの第三者チェック	
【資料 2-2-5】	現代コミュニケーション学科のカリキュラム（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-2-6】	食物学科カリキュラム（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-2-7】	大学ウェブサイト（シラバス） http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/silabus/	
【資料 2-2-8】	平成 29（2017）年度現代コミュニケーション学科入試合格者への「現代コミュニケーション学科の課題」案内	
【資料 2-2-9】	平成 29（2017）年度食物学科入試合格者への「食物学科の課題」案内	
【資料 2-2-10】	講義内容（2017 履修要項・講義内容 の該当ページ）	
【資料 2-2-11】	講義内容（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-2-12】	2016 年度食物学科インターンシップ資料	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-2-13】	2016 年度食物学科インターンシップ報告会	
【資料 2-2-14】	2017 年度「テーブルマナー」の開講のお知らせと受講募集について	
【資料 2-2-15】	「食品加工学フィールド演習」資料	
【資料 2-2-16】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-2-17】	奨学金等について (CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ)	
【資料 2-2-18】	平成 29 (2017) 年度現代コミュニケーション学科・食物学科オリエンテーション日程【資料 1-3-9】と同じ	
【資料 2-2-19】	食物学科 2016 年度三者面談のお知らせ	
【資料 2-2-20】	学生生活について (CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ)	
【資料 2-2-21】	成績評価について (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
【資料 2-2-22】	CAP 制度について (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
【資料 2-2-23】	教育課程 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
【資料 2-2-24】	教育課程 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
【資料 2-2-25】	履修要項 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
【資料 2-2-26】	講義内容 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)、「静岡大学農学部単位互換授業科目一覧」	
【資料 2-2-27】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則	
【資料 2-2-28】	「2016 年度栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験」の案内	
【資料 2-2-29】	現代コミュニケーション学科資格取得状況	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-20】と同じ	
【資料 2-3-2】	静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程	
【資料 2-3-3】	静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-3-4】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程	
【資料 2-3-5】	「授業公開」の参観ご案内	
【資料 2-3-6】	授業公開アンケート用紙	
【資料 2-3-7】	2017 履修要項・講義内容 【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-3-8】	日本茶アドバイザー認定試験のための準備学修支援講座のチラシ	
【資料 2-3-9】	2016 年度管理栄養士国家試験 受験対策講座日程のご案内	
【資料 2-3-10】	2016 年度管理栄養士国家試験 受験対策講座受講者	
【資料 2-3-11】	学生生活について (CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ)	
【資料 2-3-12】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-3-13】	大学ウェブサイト (シラバス)【資料 2-2-7】と同じ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/silabus/	
【資料 2-3-14】	要支援学生の調査	
【資料 2-3-15】	2016 年度 保護者会の開催について (ご案内・次第)	
【資料 2-3-16】	「退学」聞き取り項目	
【資料 2-3-17】	「休学」聞き取り項目	
【資料 2-3-18】	中途退学者対策としての図書館の協力体制について	
【資料 2-3-19】	「学生による授業改善のためのアンケート」実施について	
【資料 2-3-20】	「授業改善のためのアンケート」集計結果及び改善に向けての所見について	
【資料 2-3-21】	提案箱について	
【資料 2-3-22】	大学生生活に関する卒業生アンケート	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-3-23】	奨学金を受給している日本人学生による留学生への学修サポート資料	
【資料 2-3-24】	現代コミュニケーション学科「コミュニケーション演習」シラバス	
【資料 2-3-25】	教育課程 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	成績評価 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ) 【資料 2-2-20】と同じ	
【資料 2-4-2】	授業用ハンドブック	
【資料 2-4-3】	単位互換制度 (2017 履修要項・講義内容の該当ページ) 【資料 2-2-24】と同じ	
【資料 2-4-4】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 2-4-5】	要件単位数 (2017 履修要項・講義内容 該当ページ)	
【資料 2-4-6】	食物学科 2016 年度三者面談のお知らせ【資料 2-2-18】と同じ	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-5-2】	キャリア支援課によるキャリア支援資料	
【資料 2-5-3】	進路 (希望) に関するアンケート資料	
【資料 2-5-4】	検定資格取得支援 キャリア支援課担当 (学内実施検定) 関係資料	
【資料 2-5-5】	検定資格取得支援 キャリア支援課担当 (公務員・日商簿記) 関係資料	
【資料 2-5-6】	キャリア支援・就職支援講座関係資料	
【資料 2-5-7】	留学生への就職支援関係資料	
【資料 2-5-8】	保護者向け就職説明会 (保護者ができる就職支援セミナー) 関係資料	
【資料 2-5-9】	業界勉強会関係資料	
【資料 2-5-10】	県内短大生のための合同企業説明会関係資料	
【資料 2-5-11】	資格取得支援について【資料 2-3-9】と同じ	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 28(2016)年度卒業生 就職先及び採用職種	
【資料 2-6-2】	2017 履修要項・講義内容【資料 F-12】と同じ	
【資料 2-6-3】	「学生による授業改善のためのアンケート」実施について【資料 2-3-19】と同じ	
【資料 2-6-4】	「授業改善のためのアンケート」集計結果及び改善に向けての所見について【資料 2-3-20】と同じ	
【資料 2-6-5】	「学生による授業改善のためのアンケート」用紙	
【資料 2-6-6】	2016 年度「学修行動基礎調査」の実施結果	
【資料 2-6-7】	現代コミュニケーション学科資格取得状況【資料 2-2-28】と同じ	
【資料 2-6-8】	食物学科各種資格(受験資格を含む)取得状況	
【資料 2-6-9】	「授業公開」の参観ご案内【資料 2-3-5】と同じ	
【資料 2-6-10】	授業公開アンケート用紙【資料 2-3-6】と同じ	
【資料 2-6-11】	就職先の企業へのアンケート結果	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程【資料 2-3-3】と同じ	
【資料 2-7-2】	学務課事務分掌	
【資料 2-7-3】	学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル	
【資料 2-7-4】	保健室年報	
【資料 2-7-5】	学内 AED 配置図	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-7-6】	学生相談室年間報告（保健室年報内）	
【資料 2-7-7】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-7-8】	静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免規程	
【資料 2-7-9】	2018 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 2-7-10】	学生食堂の週間献立表	
【資料 2-7-11】	通学について（CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ）	
【資料 2-7-12】	社会活動奨励賞資料	
【資料 2-7-13】	大学生生活に関する卒業生アンケート【資料 2-3-22】と同じ	
【資料 2-7-14】	学生提案箱資料【資料 2-3-21】と同じ	
【資料 2-7-15】	図書館ゼミ活動制度について	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 2-8-2】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程	
【資料 2-8-3】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規	
【資料 2-8-4】	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準	
【資料 2-8-5】	静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用の関する申し合わせ	
【資料 2-8-7】	常任理事会次第（平成 29（2017）年 3 月 13 日開催）	
【資料 2-8-8】	「学生による授業改善のためのアンケート」実施について【資料 2-3-19】と同じ	
【資料 2-8-9】	「授業改善のためのアンケート」集計結果及び改善に向けての所見について【資料 2-3-20】と同じ	
【資料 2-8-10】	「学生による授業改善のためのアンケート」用紙【資料 2-6-4】と同じ	
【資料 2-8-11】	「授業公開」の参観ご案内【資料 2-3-5】と同じ	
【資料 2-8-12】	授業公開アンケート用紙【資料 2-3-6】と同じ	
【資料 2-8-13】	教職員研修会一覧	
【資料 2-8-14】	授業時における外国人留学生への配慮のお願い	
【資料 2-8-15】	現代コミュニケーション学科カリキュラム（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-8-16】	食物学科カリキュラム（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）	
【資料 2-8-17】	現代コミュニケーション学科カリキュラム（2017 履修要項・講義内容の該当ページ）【資料 2-2-5】と同じ	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	多目的運動場使用内規	
【資料 2-9-2】	体育館使用内規	
【資料 2-9-3】	キャンパス案内（CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ）	
【資料 2-9-4】	図書館の利用について（CAMPUS GUIDE2017 の該当ページ）	
【資料 2-9-5】	大学ウェブサイト 図書館 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/	
【資料 2-9-6】	図書館通信 第 40 号、第 41 号	
【資料 2-9-7】	新入生向け図書館ガイダンス資料（図書館利用案内）	
【資料 2-9-8】	ゼミ向け図書館ガイダンス資料（図書館利用案内）【資料 2-9-7】と同じ	
【資料 2-9-9】	平成 25(2013)年度の PC 教室整備の資料	
【資料 2-9-10】	無線 LAN アクセスポイント MAP	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-9-11】	後援会整備の PC に関する資料（現場写真）	
【資料 2-9-12】	耐震補強工事に関する資料	
【資料 2-9-13】	静岡英和学院大学 バリアフリー化計画	
【資料 2-9-14】	2016 年度地震防災避難訓練実施要領	
【資料 2-9-15】	2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画	
【資料 2-9-16】	学生提案箱資料【資料 2-3-21】と同じ	
【資料 2-9-17】	教室設備一覧（授業用ハンドブックの該当ページ）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-1-2】	創立 130 周年から～静岡英和学院の未来に向けて～	
【資料 3-1-3】	平成 29(2017)年度法人組織図【図 1-3-1】と同じ	
【資料 3-1-4】	理事会次第（平成 27(2015)年 3 月 30 日開催）	
【資料 3-1-5】	規程集目次【資料 F-9】と同じ	
【資料 3-1-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-7】	本学の公的研究費の不正使用防止に対する取組みについて	
【資料 3-1-8】	2016 年度の節電対策について	
【資料 3-1-9】	静岡英和学院の個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-10】	静岡英和学院セクシュアルハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-11】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 3-1-12】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱	
【資料 3-1-13】	2016 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-13】と同じ	
【資料 3-1-14】	2016 年度火災避難訓練基本計画・実施計画【資料 2-9-14】と同じ	
【資料 3-1-15】	静岡英和学院ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.jp/	
【資料 3-1-16】	大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/	
【資料 3-1-17】	CAMPUS GUIDE2017【資料 F-5】と同じ	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-2-2】	平成 28 年 9 月 26 日理事会会議次第及び議案書	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-21】と同じ	
【資料 3-3-2】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-3-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則【資料 1-3-19】と同じ	
【資料 3-3-4】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 3-3-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部学生懲戒規程	
【資料 3-3-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-20】と同じ	
【資料 3-3-7】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則【資料 1-3-19】と同じ	
【資料 3-3-8】	教授会規則第 4 条第 1 項第 3 号に定める事項	
【資料 3-3-9】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-21】と同じ	

4 静岡英和学院大学短期大学部

3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-4-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-20】と同じ	
【資料 3-4-3】	大学評議会次第（平成 29(2017)年 3 月開催）	
【資料 3-4-4】	理事長の方針（案）【資料 3-1-2】と同じ	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程 【資料 1-3-16】と同じ	
【資料 3-5-2】	事務分掌表	
【資料 3-5-3】	平成 29 年度当初事務職員人事異動方針	
【資料 3-5-4】	寄附行為【資料 F-1】と同じ	
【資料 3-5-5】	平成 28 年度事務職員連絡会議開催状況	
【資料 3-5-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-20】と同じ	
【資料 3-5-7】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-21】と同じ	
【資料 3-5-8】	事務分掌表【資料 3-5-2】と同じ	
【資料 3-5-9】	SD の全学的実施方針及び計画	
【資料 3-5-10】	2016 年度事務研修会開催状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画【資料 1-3-13】と同じ	
【資料 3-6-2】	学校法人静岡英和女学院中長期計画【資料 1-3-14】と同じ	
【資料 3-6-3】	入学定員充足率の推移表	
【資料 3-6-4】	平成 29 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ	
【資料 3-6-5】	平成 28 年度計算書類【資料 F-11】と同じ	
【資料 3-6-6】	寄附金募集要項	
【資料 3-6-7】	かえで基金設置要綱	
【資料 3-6-8】	平成 28 年度寄付金内訳書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	静岡英和学院 経理規程	
【資料 3-7-2】	2016 予備費申請一覧	
【資料 3-7-3】	静岡英和学院資金運用規程	
【資料 3-7-4】	平成 28(2016)年度資金運用資料	
【資料 3-7-5】	平成 28(2016)年度会計監査日程と業務分担表	
【資料 3-7-6】	静岡英和学院内部監査規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条	
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価実施規程	
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	大学ウェブサイト 教職員掲示板 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html	

4 静岡英和学院大学短期大学部

【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則【資料 2-2-26】と同じ	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
	該当なし	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域交流事業		
【資料 A-1-1】	焼津みなとまつり参加報告書	
【資料 A-1-2】	サイエンス・スクエアちらし	
【資料 A-1-3】	しんきんビジネスマッチング資料	
【資料 A-1-4】	高齢者施設訪問資料	
【資料 A-1-5】	キッズ食育フェア資料	
【資料 A-1-6】	サイエンス・フェスティバル資料	
【資料 A-1-7】	食でリフレッシュ！ in 梅ヶ島資料	

基準 B. グローバル化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流		
【資料 B-1-1】	留学生センター事業報告	
【資料 B-1-2】	平和へのかけ橋～富士山三保子によせて～	
【資料 B-1-3】	アースカレッジちらし	
【資料 B-1-4】	オーストラリア留学プログラム	
【資料 B-1-5】	ニュージーランド、フィリピン語学研修プログラム	
【資料 B-1-6】	ベジェ大学サマースクール資料	

5 第一幼児教育短期大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、第一幼児教育短期大学は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づき、学則第1条に短期大学の使命・目的を簡潔に明示している。また、学則第1条を具体化し、保育者の養成校として多様な社会の要請に対処できるような専門的な資質を備えた保育者を育成するため、学則第2条に「3つの教育目標」を掲げている。

使命・目的及び教育目的について新入生・保護者に対しては入学式、在学生については前期・後期のオリエンテーションや学生便覧等で周知を図っている。

教授会や委員会等、社会へのニーズに対応するための体制を整えている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを策定し募集要項、ホームページ等で周知を行っている。募集要項の内容に一部改善が求められるが、多様な入試方法を設定しており、県内、県外に複数の会場を設けている。また、学生数についても適切な人数を維持している。カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて策定され、課題はあるものの学生便覧、ホームページ等で周知されている。

学生全員が幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得することを前提にカリキュラム編成を行い、高い資格取得率、就職率につなげている。入学前導入教育、クラスアドバイザー、出席管理システム等を活用し学生のサポートを行っている。全科目を対象とした授業アンケートを実施し、評価内容を教職員間で共有しており、教育内容や指導方法の工夫・開発に取り組んでいる。

学生相談室や保健室を設置して、学生の相談や健康管理に努めている。短期大学設置基準で定める専任教員数及び教授数を確保している。平成29(2017)年度の新校舎移転に伴い、良好な学修環境の整備が行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校教育法をはじめとした法令に則して法人及び短期大学の諸規則を整備し、継続的な運営を行っている。理事会は、法人の意思決定機関として重要事項を審議しているが、審議事項に一部課題がある。

学長は理事長を兼務しており、短期大学の意見は理事会及び評議員会に反映され、決定事項は教授会等で共有するなど法人と短期大学の連携が図られている。

「学校法人都築教育学園組織規程」及び「学校法人都築教育学園事務分掌規程」に基づき、適切な短期大学事務局体制がとられている。また、各種委員会において、教員と事務

5 第一幼児教育短期大学

職員が構成員となり、教職協働を図っている。

財務に関して法人全体では課題があるものの、短期大学単体での収支に関しては健全に推移している。会計処理は学校法人会計基準及び「都築教育学園経理規程」に基づき、適切に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価体制を整えている。自己点検・評価のデータ収集・分析を担当部署において実施している。アンケート等を実施し、学生の現状を把握している。

自己点検・評価委員会がまとめた自己点検・評価書を教授会の議を経て理事会に諮っており、自己点検・評価書は、ホームページで公開され学内、社会に公表されている。さらに、改善項目ごとの実施状況を教授会、経営管理や財務に関わるものについては理事会を経て、該当する委員会、部署が改善方策等を実施している。

総じて、短期大学は建学の精神、使命・目的及び教育目的に則し、教育体制を整備し、専門的な資質を備えた保育者を育成するための教育を行っている。経営・管理については各種法令、法人及び短期大学の諸規則に基づき運営体制を整備している。財務については短期大学単体での収支に関しては健全に推移している。「第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価を実施する体制を整えている。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条『個性の伸展による人生練磨』という建学の精神にのっとり、幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的および創造的能力をもって『幼児教育』という専門性を学生の個性として伸展させ、これにあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする」と使命・目的及び教育目的について簡潔に明示している。また、学則第 2 条に人材養成に関する「3 つの教育目標」を定めて

いる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条に人材の養成に関する目的、教育の目的について定められており、それらの目的は法令に適合している。

学則第 1 条を更に具体化し、保育者の養成校として多様な社会の要請に対処できるような専門的な資質を備えた保育者を育成するため、学則第 2 条に「3 つの教育目標」を掲げ短期大学案内、学生便覧、ホームページ等に明示している。

短期大学の教育目的、教育目標は平成 22(2010)年度に自己点検・評価委員会で見直しており、社会へのニーズに対応するための体制は整えられている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学の教育目的、教育目標は自己点検・評価委員会で見直し、教授会の審議を経た後、理事会の承認を得ており、新任の役員へは就任前に説明を行っている。建学の精神、教育目的、教育目標について毎年一回目の教学連絡会において学長自ら訓示を行い共通理解を図っている。新任の教職員については法人本部にて説明を行っており、理解と支持が得られている。

使命・目的及び教育目的について新入生・保護者に対しては入学式、在学生については前期・後期のオリエンテーションや学生便覧等で周知を図っている。また、学内に建学の精神を記した看板を設置している。

短期大学の教育目標を達成するために幼児教育科を設置しており、教育研究に関わる重要事項は教務実習委員会等の委員会、教授会を経て学長が決定し、教学連絡会で情報共有されている。

5 第一幼児教育短期大学

建学の精神及び使命・目的に基づき、中長期計画が策定されている。また、学則第1条、第2条を三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の反映に努めている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを策定し募集要項、ホームページ等に掲載している。また、オープンキャンパスや進学ガイダンスにおいて高校生及び保護者に周知し、更に高校訪問時や高校教員向けガイダンスにおいても周知を行っている。

推薦入試、AO入試、一般入試に加え、社会人入試、外国人留学生入試、帰国子女入試などの多様な試験方法を設定している。入試会場は入学希望者のニーズに応え、離島をはじめ、県内外に複数の会場を設けている。

入学者選抜は、募集要項の記載内容に一部課題があるものの入試委員会のもとで入試問題の作成、面接者・面談者の選考及び合否判定資料等が作成されており、公正に実施されている。また、過去数年にわたり入学者数は入学定員に対し適切な人数を維持している。

【改善を要する点】

○募集要項に入試方法の区分ごとに募集人員等を明記するよう改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目2-2を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーを策定し学生便覧、ホームページ等で周知している。

5 第一幼児教育短期大学

カリキュラムは学生全員が幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得することを前提に編成され、基礎科目及び専門科目の流れに沿って学修を進める構成となっており、幼稚園教諭二種免許と保育士資格ともに取得率が非常に高い。

入学前導入教育として保育・音楽・国語の3分野の学修教材「保育ワークブック」の配付と希望者を対象にピアノの無料レッスン、附属幼稚園での子どもたちとのふれあい体験を行っている。

附属幼稚園の行事に「支援実習」として学生を派遣するなど、正課外でも学生が子どもたちと関わる機会を設けている。

【参考意見】

○カリキュラムポリシーの策定に当たっては、教授会の審議を経ることが望まれる。

○カリキュラムポリシーが定められてはいるが、より一層明確な表現とし、ディプロマポリシーとの一貫性について再検討することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

短期大学は2か年の修業年数のため TA による学修支援は行っていないものの、学修支援及び授業支援に関する事項は教務実習委員会で審議の後、教授会において学長が決定し、教学連絡会で情報を共有する体制となっている。

「卒業研究」「子どもと音楽」「保育・教職実践演習」等の演習科目は少人数編成、「子どもと音楽」については習熟度編成となっている。また、「保育実習」「教育実習」に向けて個々の学生の到達度に応じて適宜補習授業を行い、実習の事前事後指導により学生のサポートをしている。ピアノについても実習及び定期試験前に希望者に指導を行っている。

各学年に4人のクラスアドバイザーを配置し、学修・就職・生活全般にわたる相談や指導を行っているほか、学生の学修及び授業支援に対する意見のくみ上げを行っている。

クラスアドバイザー、出席管理システム等を活用して課題のある学生を早期に発見し、個別面談や学生委員会・教学連絡会等で対策を行うことにより退学・留年者の減少を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを策定し学生便覧、ホームページ等で周知している。

単位認定、進級及び卒業認定等については、教務実習委員会で審議し、教授会で学長が決定し、教学連絡会で情報共有されている。

単位の認定、成績評価基準は学則及び履修規程に明記され、学生便覧において学生に周知されている。

他の短期大学又は大学などにおける既修得単位の認定単位数の上限を学則において適切に定めている。

【参考意見】

○ディプロマポリシーの策定に当たっては、教授会の審議を経ることが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次より幼稚園教諭二種免許と保育士資格取得に必修の学外実習や各種のボランティア活動を職業体験の場として活用している。また、学生が就職への意識を更に高め、就職活動を円滑に進められるよう、1 年次に就職ガイダンス、2 年次には通年科目である「キャリア講座」を設けている。そして、就職課及びクラスアドバイザー等の教職員が緊密に連携し、きめ細かい就職指導を行っている。その結果、卒業生の大多数が取得した免許及び資格を生かした職に就き、極めて高い就職率を維持している。

卒業後も、毎年就職担当者が就職先を訪問するほか、新規採用者の勤務評価アンケートを行い、就労状況及び就職先からの要望の把握に努めている。

今後は、学生が自主実習やボランティア活動により一層参加しやすい体制づくりの実現に期待したい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

全科目を対象とした授業アンケートを実施し、「FD・SD委員会」において集計、自己点検・評価委員会において協議・検討した後、評価内容を教職員間で共有しており、教職

5 第一幼児教育短期大学

員一体となって教育内容や指導方法の改善に取り組んでいる。

幼稚園教諭免許及び保育士資格の取得状況は非常に高く、多くの学生が専門職への就職を果たしている。また、就職先訪問及び就職先へのアンケート調査により、達成状況の点検・評価及び改善にも努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の相談や健康管理に対応するため、学生相談室や保健室を設置している。また、各学期の始期にはアンケートを実施し、その結果をもとに、クラスアドバイザーが各部署と連携しながら全学生対象の個人面談を実施している。その他、学生満足度調査の実施や意見箱の設置等、学生の意見をくみ上げるためのさまざまなシステムが整備されている。

通学支援としては、多くの学生が自宅から通学できるよう、無料スクールバスを運行している。在学生の半数以上が利用しており、重要な通学手段となっている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準で定める専任教員数及び教授数を確保し、年齢構成も適切である。

教員の採用・昇任については、新任の教職員に対する説明会で基本的な考え方が周知され、また、実施の際には、「第一幼児教育短期大学教員資格審査規程」に基づき適切に行われている。

FD活動については、「FD・SD委員会」が組織され、授業評価アンケートの実施・集計、また、教員へのフィードバックを行うほか、FD研修が実施され、授業改善に取り組む仕組みが作られている。教養教育については、教務実習委員会で検証・審議され、実施されている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

平成 29(2017)年度の新校舎移転に伴い、教育研究活動に必要な施設・設備は大きく改善されている。特に、短期大学と附属幼稚園の校舎をつなげることで、保育者養成機関としての実習環境の工夫に取り組んでいる。バリアフリー化、耐震化も図られ、教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等は良好な学修環境として適切に整備されている。施設設備の維持・保守についても、適切に管理されている。

また、運動場、体育館、情報センター、厚生会館等、一部の施設は、法人での共同使用となっているが、学校相互間の調整により運用されている。

受講する学生数については、一部の演習授業や卒業研究で、クラスやグループ単位で開講し、教育効果を十分上げられるように管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人及び短期大学の運営については、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の法令に則して、寄附行為、就業規則、公益通報者保護規程、組織規程等の法人に関する諸規則、学則等の教学に関する諸規則を整備し、規則に基づいた適切な運営を継続的に行っている。

また、創設者のことばを法人の役員及び教職員の行動の指針とし、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

5 第一幼児教育短期大学

環境保全、人権への配慮については、「安全及び衛生管理規程」「第一幼児教育短期大学ハラスメントの防止に関する規程」「個人情報保護に関する規程」等の諸規則を定め、体制を整備するとともに「第一幼児教育短期大学防火管理規程」「法人事務局防火管理規程」などを定め、学生及び教職員への安全にも配慮している。

教育情報及び財務情報は、法令等に基づいて定められた事項について短期大学のホームページで公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づいて理事会は、毎年 10 回程度開催し法人の意思決定機関として、予算、事業計画、決算等のほか、寄附行為の変更、学則及び諸規則の改正等、法人運営の基本に関わる事項を審議・決定しているが、審議事項に一部課題がある。

理事の選任は、寄附行為の規則に基づいて適切に行われている。また、理事は 5 人で構成されており、理事会への出席状況は良好である。

【改善を要する点】

○学費の改訂が教授会で決定され、理事会で審議されていない点は改善が必要である。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長が自ら教授会、自己点検・評価委員会及び教員資格審査委員会を招集し、リーダーシップを発揮するとともに、各種委員会を学長の諮問機関として位置付け機能させており、迅速かつ的確に対応できる体制を確立させている。

また、教育に関する重要事項の決議は、各委員会等から提議され教授会で審議し、学長が最終決定をしている。

学長を補佐する体制として、教学部門担当と管理部門担当の副学長が置かれており、学長と密接に連携して短期大学を適切に運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は理事長を兼務しており、短期大学の意見等は、理事会及び評議員会に反映され、理事会等での決定事項は教授会等を通して共有されている。また、専任の全教職員が出席する教学連絡会を毎月 1 回開催し、短期大学の全般的事項について連絡調整、情報共有を行うなど、教員と事務職員等の連携、協働体制も整っている。事務局では毎週 1 回朝礼が実施され、法人事務局からの指示・指導事項の伝達、各部署の状況報告等が行われるとともに、職員の意見・要望をくみ上げるなど、法人と短期大学間の相互チェック、リーダーシップとボトムアップの仕組みを機能させ、バランスのとれた運営が図られている。

評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されており、法人の業務、財産の状況及び役員業務執行状況等について意見を述べている。また、監事は寄附行為に基づき選出され、理事会及び評議員会に常に出席し意見を述べており、法人の業務、財産状況等の監査において独立性と客観性が確保されている。評議員、監事も理事会、評議員会への出席状況は良好である。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務の執行体制については、「学校法人都築教育学園組織規程」及び「学校法人都築教育学園事務分掌規程」を定め、短期大学に必要な部署と必要な職員を配置し、規則に基づき責任を明確にし、適性かつ効率的に業務を遂行している。また、教務実習委員会、自己点検・評価委員会、学生委員会等の各種委員会において、教員と事務職員が構成員となり、教職協働の体制をとっている。

SD(Staff Development)活動として、新規採用教職員及び採用予定職員に対して事務職員採用者研修を実施するとともに、九州地区私立大学事務連絡会議、日本私立短期大学協会等が主催する各種の研修会に職員を参加させ、職員の資質・能力向上の機会を設けてい

る。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

短期大学部門は過去数年にわたり学生定員を満たしており、収支は健全に推移している。短期大学単独の人件費比率、教育研究比率についても、概ね健全に保たれている。

平成 29(2017)年度に発生した短期大学及び幼稚園の校舎新築に伴う長期借入金については、「経営改善計画（中長期計画）」に従って着実に返済していく予定である。

平成 26(2014)年度に法人内の各設置校統一の積算根拠に基づいて「経営改善計画（中長期計画）平成 26 年度～平成 30 年度」を策定したが、同一法人の設置している大学の学生数減少に伴って中間点検を行い、平成 28(2016)年度に見直した。

【参考意見】

○法人として経常収支差額の支出超過が過去 4 年間続いており、経営改善計画における収支バランスにも課題が見られるので、法人全体の学生生徒等納付金の増加や、補助金等の外部資金の受入れの拡大を検討し、収支バランスの均衡と財務基盤の安定化を図ることが望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「都築教育学園経理規程」に基づき、適性に処理されている。予算編成手順、予算の流用及び増額についても、経理規程に記載されているとおり処理がなされている。

会計監査は、公認会計士による監査、監事監査規程に基づく監事による定期監査及び臨時監査が実施されている。内部監査については、内部監査規程に基づき理事長が指名した業務経験のある監査担当者による監査が実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会と教務実習委員会、学生委員会、就職委員会等の委員会とが連携し、自己点検・評価を実施している。

平成 22(2010)年度に自己点検・評価を実施した以降、平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度と複数回実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検評価書は、ホームページで公開され、学内共有と社会への公表が行われている。平成 28(2016)年度自己点検評価書は一部の基準のみにとどまっていたが、今後は毎年、自己点検・評価結果を公表することが予定されている。

自己点検・評価は、項目ごとに各種委員会や担当者を決めて行っており、自己点検・評価委員会でエビデンスの整理を行っている。また、現状把握のための調査及びデータの収集については、収集内容、時期、担当を定めて実施し、担当部署にてデータの集約・分析を実施している。学生満足度調査、クラスアドバイザーによる個人面接、学生による授業評価を実施し、学生の現状を把握している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

5 第一幼児教育短期大学

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会がまとめた自己点検評価書には、自己点検・評価による基準項目ごとの改善・向上が記載され、教授会の議を経て理事会に諮っている。さらに、改善項目ごとの実施状況も教授会に諮られ、経営管理や財務に関わるものについては理事会に諮られた後、該当する委員会や部署が改善方策等を実施し、PDCA サイクルの構築に努めている。

具体的に実施した改善策としては、紀要の充実、学会・研修会への参加の増加、視聴覚機器などの設備の改善、新校舎への移転が挙げられる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学の公開講座、リカレント教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【概評】

地域と共に生きる短期大学として、保育者養成校としての特色を生かしたさまざまな地域貢献事業が行われている。各種の公開講座や高校生対象の出前授業の実施、地元自治体、幼稚園、保育園等への人的資源の提供及び卒業生のリカレント教育等である。

特に、毎年実施している「リカレント教育講座」では、卒業生に対し、保育に必要な専門的知識や技術を改めて確認し、音楽、造形、子どもの保健等に関する教育を再び学ぶ機会を提供している。

また、平成 28(2016)年度には鹿児島県霧島市と連携協定を締結し、地元の温泉産業を PR するための事業に参画している。具体的には、霧島温泉大使としてのキャラクター「アヒル隊長」の歌に対する振付け依頼を受け、学生らがダンスを考案し、DVD を作成した。現在、幼稚園や保育園での学生によるダンス指導が検討されているところである。

霧島市のみならず、他の自治体との連携協定の締結も視野に入れられており、今後の成果に期待したい。

IV 短期大学の概況（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 41(1966)年度
所在地 鹿児島県霧島市国分中央 1-12-42

学科

5 第一幼児教育短期大学

学科	専攻
幼児教育科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月6日	第1回評価員会議開催
9月26日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10月16日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月14日	実地調査の実施
11月15日	第2・3回評価員会議開催
～11月16日	11月16日 第4回評価員会議開催
11月29日	第5回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1月12日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2月14日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 都築教育学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	第一幼児教育短期大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	第一幼児教育短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 30 年度募集要項、平成 30 年度募集要項（抜粋）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度事業報告書	

5 第一幼児教育短期大学

【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	①都築教育学園規程集目次 ②第一幼児教育短期大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	①理事、監事、評議員等名簿 ②理事会、評議員会開催状況（平成 28 年度分）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	①決算等の計算書類（過去 5 年間） ②監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	①履修要領 ・第一幼児教育短期大学学則第 4 章「教育課程」（平成 29 年度学生便覧 2 ページに記載） ・履修規程（平成 29 年度学生便覧 15・16 ページに記載） ②シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	建学の精神（平成 29 年度学生便覧見開きページに記載）	
【資料 1-1-2】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条（平成 29 年度学生便覧 1 ページに記載）	
【資料 1-1-3】	教育目標（平成 29 年度学生便覧 1 ページに記載）	
【資料 1-1-4】	第一幼児教育短期大学案内	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	本書「I-2-(3)短期大学の個性・特色等」2 ページ参照	
【資料 1-2-2】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-3】	教育目標	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	第一幼児教育短期大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-2】	教育目標	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-3-3】	第一幼児教育短期大学教学連絡会規程	
【資料 1-3-4】	平成 29 年度前期オリエンテーション資料（抜粋）	
【資料 1-3-5】	第一幼児教育短期大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	第一幼児教育短期大学ホームページに記載 http://jc.tsuzuki-edu.ac.jp/guide/idea.html?pid=14314	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 30 年度学生募集要項 1 ページに記載	
【資料 2-1-2】	短期大学紹介スライド（抜粋）	
【資料 2-1-3】	平成 30 年度学生募集要項 1,2 ページ, 4~6 ページに記載	
【資料 2-1-4】	平成 30 年度学生募集要項 11 ページに記載	
【資料 2-1-5】	平成 30 年度学生募集要項 2 ページ, 4~6 ページに記載	

5 第一幼児教育短期大学

【資料 2-1-6】	オープンキャンパス案内	
【資料 2-1-7】	3月オープンキャンパス案内	
【資料 2-1-8】	学科別の受験者数、合格者数、入学者の推移（過去5年間）	データ編【表 2-1】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	教育目標	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-2-2】	短期大学紹介スライド（抜粋）	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 2-2-3】	入学保護者説明会資料	
【資料 2-2-4】	基本実習要綱「基本実習Ⅰの目的」	
【資料 2-2-5】	ピアノ（子どもと音楽）グループ編成表	
【資料 2-2-6】	平成28年度卒業研究抄	別添 CD-R
【資料 2-2-7】	平成29年度キャリア講座実施計画表	
【資料 2-2-8】	学生便覧 12,13,17～19 ページ	
【資料 2-2-9】	第一幼児教育短期大学案内 7,9 ページ	
【資料 2-2-10】	平成28年度後期時間割・平成29年度前期時間割	
【資料 2-2-11】	入学予定者保育ワークブック	
【資料 2-2-12】	入学前教育サービス実施状況（平成28年度）	
【資料 2-2-13】	卒業研究グループ名簿	
【資料 2-2-14】	平成29年度実習計画	
【資料 2-2-15】	平成29年度行事支援実習名簿	
【資料 2-2-16】	平成28年度基本実習連絡会	
【資料 2-2-17】	平成29年度施設実習連絡会	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	保育・教職実践演習（幼稚園）グループ編成表	
【資料 2-3-2】	ピアノ（子どもと音楽）グループ編成表	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-3-3】	平成29年度実習計画	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-3-4】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-5】	クラスアドバイザーの配置	
【資料 2-3-6】	出席管理システムキャンパスプラン教員用 web 画面	
【資料 2-3-7】	平成29年度前期・後期オリエンテーション計画	
【資料 2-3-8】	平成29年度学年始め行事日程	
【資料 2-3-9】	第一幼児教育短期大学学生委員会規程	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学則第6章（学生便覧4ページに記載）	
【資料 2-4-2】	平成29年度前期時間割	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-4-3】	学則第5章（学生便覧3ページに記載）	
【資料 2-4-4】	第一幼児教育短期大学教授会規程	
【資料 2-4-5】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-6】	教育実習要綱	
【資料 2-4-7】	第一幼児教育短期大学教務実習委員会規程	
【資料 2-4-8】	学則第8条（学生便覧16ページに記載）	
【資料 2-4-9】	履修規程第5条3項(2)（学生便覧15ページに記載）	
【資料 2-4-10】	学則第16条（学生便覧3ページに記載）	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成29年度前期オリエンテーション計画	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-5-2】	平成29年度キャリア講座実施計画表	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-5-3】	第一幼児教育短期大学就職委員会規程	
【資料 2-5-4】	平成28年度新規採用者の勤務評価アンケート	

5 第一幼児教育短期大学

【資料 2-5-5】	就職・進路先一覧（第一幼児教育短期大学案内 12 ページに記載）	
【資料 2-5-6】	平成 28 年度求人件数表	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	3 つの方針への教育目的・目標の反映と学生支援への流れ	本書「1-3-③」表 1-3-1 と同じ
【資料 2-6-2】	シラバス	【資料 F-12】 と同じ
【資料 2-6-3】	学生便覧 3,4,12,13,15～19 ページに記載	
【資料 2-6-4】	平成 28 年度新規採用者の勤務評価アンケート様式	【資料 2-5-4】 と同じ
【資料 2-6-5】	第一幼児教育短期大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 2-6-6】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-5】 と同じ
【資料 2-6-7】	授業アンケート質問用紙	
【資料 2-6-8】	平成 28 年度授業アンケート結果	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成 28 年度前期・後期オリエンテーション計画	【資料 2-3-7】 と同じ
【資料 2-7-2】	平成 29 年度学年歴（予定表）	
【資料 2-7-3】	入学前教育サービス実施状況（平成 28 年度）	【資料 2-2-12】 と同じ
【資料 2-7-4】	第一幼児教育短期大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 2-7-5】	抗体検査結果証明書	
【資料 2-7-6】	平成 29 年度キャリア講座実施計画表	【資料 2-2-7】 と同じ
【資料 2-7-7】	クラブ・サークル活動（第一幼児教育短期大学案内 10 ページに記載）	
【資料 2-7-8】	学生満足度調査	
【資料 2-7-9】	クラスアドバイザーアンケート用紙	
【資料 2-7-10】	相談箱、意見箱の写真	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教職課程履修方法（学生便覧 17 ページに記載）	
【資料 2-8-2】	保育士養成教育課程履修方法（学生便覧 18 ページに記載）	
【資料 2-8-3】	第一幼児教育短期大学教員資格審査規程	
【資料 2-8-4】	第一幼児教育短期大学 FD・SD 委員会規程	【資料 2-6-5】 と同じ
【資料 2-8-5】	第一幼児教育短期大学教務実習委員会規程	【資料 2-4-7】 と同じ
【資料 2-8-6】	平成 29 年度施設実習連絡会	【資料 2-2-17】 と同じ
【資料 2-8-7】	平成 28 年度 FD 研修開催要項	
【資料 2-8-8】	第一幼児教育短期大学研究紀要	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地・校舎等の面積	データ編【表 2-18】 と同じ
【資料 2-9-2】	教員研究室の概要	データ編【表 2-19】 と同じ
【資料 2-9-3】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	データ編【表 2-20】 と同じ
【資料 2-9-4】	図書、資料の所蔵数	データ編【表 2-23】 と同じ
【資料 2-9-5】	学生閲覧室等	データ編【表 2-24】 と同じ
【資料 2-9-6】	第一幼児教育短期大学附属図書館利用規程	
【資料 2-9-7】	その他の施設の概要	データ編【表 2-22】 と同じ
【資料 2-9-8】	情報センター等の状況	データ編【表 2-25】 と同じ
【資料 2-9-9】	平成 29 年度前期時間割	【資料 2-2-10】 と同じ

5 第一幼児教育短期大学

【資料 2-9-10】	学科の学生定員および在籍学生数	データ編【F-4】と同じ
-------------	-----------------	--------------

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人都築教育学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条（平成 29 年度学生便覧 1 ページに記載）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 3-1-3】	建学の精神（平成 29 年度学生便覧見開きページに記載）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 3-1-4】	法令等の遵守状況	データ編【表 3-2】と同じ
【資料 3-1-5】	学校法人都築教育学園監事監査規程	
【資料 3-1-6】	学校法人都築教育学園就業規則	
【資料 3-1-7】	組織規程	
【資料 3-1-8】	事務分掌規程	
【資料 3-1-9】	公益通報者保護規程	
【資料 3-1-10】	第一幼児教育短期大学ハラスメントの防止に関する規程	【資料 2-7-4】と同じ
【資料 3-1-11】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-12】	都築教育学園保健管理規程	
【資料 3-1-13】	安全及び衛生管理規程	
【資料 3-1-14】	衛生委員会細則	
【資料 3-1-15】	第一幼児教育短期大学防火管理規程	
【資料 3-1-16】	第一幼児教育短期大学研究紀要委員会規程	
【資料 3-1-17】	平成 28 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-1-18】	平成 28 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-19】	財務状況（ホームページに記載） http://www.daiichi-koudai.ac.jp/guide/zaimu.html	
【資料 3-1-20】	学校法人都築教育学園書類閲覧規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人都築教育学園寄附行為第 3 章	
【資料 3-2-2】	理事会名簿・開催状況	【資料 F-10】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	第一幼児教育短期大学教授会規程	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 3-3-2】	第一幼児教育短期大学教務実習委員会規程	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 3-3-3】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-3-4】	第一幼児教育短期大学教員資格審査規程	【資料 2-8-3】と同じ
【資料 3-3-5】	第一幼児教育短期大学学生委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 3-3-6】	第一幼児教育短期大学教学連絡会規程	【資料 1-3-3】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人都築教育学園寄附行為第 7 条	
【資料 3-4-2】	学校法人都築教育学園寄附行為第 4 章	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織規程	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-5-2】	事務分掌規程	【資料 3-1-8】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人都築教育学園寄附行為 第 6 章第 31 条	
【資料 3-6-2】	都築教育学園経理規程 第 7 章第 59 条	
【資料 3-6-3】	経営改善計画（中長期計画）	
【資料 3-6-4】	平成 29 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ

5 第一幼児教育短期大学

【資料 3-6-5】	財務情報	データ編【表 3-4】～ 【表 3-11】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	都築教育学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人都築教育学園監事監査規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人都築教育学園内部監査規程	
【資料 3-7-4】	監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-1-2】	平成 28 年度自己点検評価書の公開（ホームページに掲載） http://jc.tsuzuki-edu.ac.jp/johokokai/index.html	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	教育研究に関する情報、教育環境に関する情報（ホームページに掲載） http://jc.tsuzuki-edu.ac.jp/johokokai/index.html	
【資料 4-2-2】	事業報告、財務諸表の公開（ホームページに掲載）	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 4-2-3】	平成 28 年度自己点検評価書の公開（ホームページに掲載）	【資料 4-1-2】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
	該当なし	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学が持っている人的資源の地域への提供		
【資料 A-1-1】	平成 28 年度公開講座実施状況	
【資料 A-1-2】	平成 28 年度リカレント教育講座実施計画	
【資料 A-1-3】	リカレント教育講座についてのご案内（就職先）	
【資料 A-1-4】	リカレント教育講座についてのご案内（卒業生）	

6 福岡こども短期大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福岡こども短期大学は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、在学生・教職員全ての教育活動の根幹として明文化され、短期大学の使命・目的及び教育目的も、豊かな人格形成及び「幼児教育者・保育士養成」と、学則上に具体的に明記されている。また、短期大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映するとともに、それらを達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを公表し、保育者としての資質や適性に関する独自の入学者選抜を実施している。入学定員を削減する一方、高校訪問やオープンキャンパス、学生による幼児教育研究会活動等を通して幼児教育・保育の意義や魅力を伝え、志願者の増加に努めている。

カリキュラムポリシーを公表し、幼稚園教諭と保育士及び養護教諭の養成課程のための教育課程を体系的に編成している。全学生が履修する「幼児教育研究Ⅰ」「幼児教育研究Ⅱ」の授業では、公開講座や付属園の行事などで学生の発表の機会を設け、大きな成果を挙げている。ピアノ伴奏法の授業等では、教授方法の工夫・開発を行っている。各クラスに、学生の出身地区や出身県ごとに地区アドバイザーを置き、担当教員が学生とのコミュニケーションを図りながら適切な指導や助言を行っている。また、学生一人ひとりが利用できる「キャンパスプラン学生 Web サービス」を運用し、シラバスの閲覧、単位の取得状況や履修状況、授業への出席状況の確認が行えるようになっている。開学以来、幼稚園・保育所等への高い就職率を保っている。教育目的を達成するために必要な専任教員を適切に配置している。また、校地・校舎とともに、短期大学及び法人が設置する大学との共有地・共有部分を含め短期大学設置基準上必要な要件を十分満たしており、かつ有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人及び短期大学は、「学校法人都築育英学園寄附行為」及び「福岡こども短期大学学則」で示すとおり、教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、私立学校法、設置基準などの関連法令を遵守し、管理・運営を行っている。

短期大学の学長は法人の総長として理事の任についており、経営の最高機関である理事会には必ず教学を代表する理事が出席しているので、法人と経営と教学とが一体となり、

6 福岡こども短期大学

短期大学の使命・目的の達成に向けて、意見の調整、合意形成を円滑に行い、戦略的に意思決定ができる体制を整備している。また、法人の運営、教育研究活動の充実、その他の業務や財政基盤の適正化について、方針を協議・決定している。

学長は、教育研究活動に関する事項の最高意思決定者として、教育研究に関わる全ての業務を統括している。また、短期大学の意思決定組織は、学長のリーダーシップのもと、教授会、部長会（運営会議）、各種委員会を通じて適切に機能している。

会計処理は、学校法人会計基準及び法人経理規程に基づき、適正に実施されている。

なお、収支の状況は厳しいが、同一法人の設置する大学の東京・渋谷キャンパスの再開発計画等による一部校舎の移転補償金の入金が見込め、当面収支バランスの確保が期待できる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「自己評価委員会規程」及び「第三者評価に関する規程」に基づき自己評価委員会が設置されている。自己点検・評価は、ほぼ 7 年周期で実施し、改善活動を継続して行っている。また、エビデンスに基づき客観的に自己点検・評価を行い、教育の改善・向上につながるようフィードバックする体制が整備されている。

総じて、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」は、短期大学の個性・特徴として、在学生・教職員全ての教育活動の根幹となっている。また、財務基盤と収支に課題はあるが、「幼児教育者・保育士養成」を目指すことを教育目的として学則上に明記し、幼稚園教諭と保育士及び養護教諭の養成のための教育課程を編成し、授業や学生支援に工夫を凝らし、就職実績においても成果を挙げ、地域に根差した短期大学として教育活動を展開している。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、法人の創始者の教育理念「個性を

伸ばし、自信をつけさせて、社会に送りだしたい」との「個性教育」に淵源（えんげん）を持ち、在学生・教職員全ての教育活動の根幹として明文化されている。

また、短期大学の使命・目的は、建学の精神を反映し、学則の第1条で「幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育に当たる有為な人材を育成」と明示され、その簡潔な文章化は、ホームページの「本学の特徴」「情報公開」において行われ、簡潔化された平易な文章によって学生・保護者等に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則等において、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく、学生個人が持つ「第一義諦」（仏教用語で、その人らしさと言われる第一義的特色のこと）を生かした教育で、豊かな人格形成及び「幼児教育者・保育士養成」を目指すことを短期大学の個性として明示している。

また、学則第1条に明記されているように、使命・目的及び教育目的は、法令に適合している。

なお、将来、時勢や社会的要請の変化に対して、短期大学の使命・目的及び教育目的の対応を検討する体制はあるが、現時点では使命・目的及び教育目的の維持を大切にしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学の使命・目的及び教育目的を、「学生要覧」をはじめとする各種印刷物、あるいはホームページ等に明示し、学内外に周知している。また、短期大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つのポリシーに反映している。

6 福岡こども短期大学

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。使命・教育目的の周知に関して、学内では入学式における学長告辞での表明、新年度のオリエンテーションにおいて説明を行っている。また、学外へは、短期大学案内、ホームページに掲載し、またオープンキャンパス、進学ガイダンスにおいて周知を図っている。

建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を、役員と教職員は十分に理解し、支持している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め公表し、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に基づき、調査書などの評価とともに事前提出物である「保育者カード」及び面接により、保育者としての資質や適性に関する入学者選抜を実施している。個性や得意分野を生かしながら、総合的な技能、知識、能力を形成するという教育目標に従って、総合的人間力を有し、保育・こども教育への強い関心と素養、意思を持っていることを評価項目とするなど、学生の受入れ方法を工夫している。

平成 28(2016)年度入試に向けて入学定員を削減する一方、高校訪問やオープンキャンパス、学生による幼児教育研究会活動等を通して幼児教育・保育の意義や魅力を伝え、志願者の増加を図り、結果として学生受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び使命・目的と教育目的に基づくカリキュラムポリシーを公表し、幼稚園

6 福岡こども短期大学

教諭と保育士及び養護教諭の養成課程のための教育課程を体系的に編成している。全学生が履修する「幼児教育研究Ⅰ」「幼児教育研究Ⅱ」の授業で、公開講座や付属園の行事、地域貢献等に積極的に参加して学生の発表の機会を設け、大きな成果を挙げている。

また、ピアノ伴奏法の授業では、簡単に弾けるよう短期大学独自に編曲した教科書を作成し、曲の難易度を示したグレード表と併せて教材として用いるなど、教授方法の工夫・開発を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各クラスにクラス担任を配置するのに加え、学生の出身地区や出身県ごとに地区アドバイザーを置き、担当教員が学生とのコミュニケーションを図りながら適切な指導や助言を行っている。また、学生は各自が選択した幼児教育研究会活動に所属し、年3回の公開講座に向け、全教職員が協力して学生支援に当たっている。加えて、各種委員会や各課職員との協働による学生支援体制が整備され、細やかな支援を行っている。

TAは配置していないが、各教員がクラス担任と地区アドバイザー、幼児教育研究会の担当という複数の立場から、連携・協力し、相互に教育支援を行っている。

習熟度の差に応じて、教員が空き時間や放課後等を利用して授業支援を行っている。

中途退学者を減少させるための対策としては、クラス担任・地区アドバイザーと学生課が協働して学生及び保護者と面談を重ね、経済的理由による場合には学校提携の教育ローンや奨学金の相談支援を行う等の支援をしており、その数は年々減少している。

【優れた点】

○クラス担任と地区アドバイザー、幼児教育研究会の担当という複数の立場での教員との関わりによって、学生が学修の方向性や意欲を見失うことのないよう支援している点は高く評価できる。

○学生が「幼児教育研究会」活動に所属し、「こどもの日を祝う集い」「太宰府七夕まつり」「こどもフェスティバル」を公開講座として全学を挙げて開催し、ボランティアとして地域貢献している点や、その積極的な参加・活動報告が公表されている点は高く評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

6 福岡こども短期大学

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、「学生要覧」に明記している。授業科目については、学生一人ひとりが利用できる「キャンパスプラン学生 Web サービス」を運用し、シラバスの閲覧、単位の修得状況や履修状況、授業への出席状況の確認が行えるようになっている。特に、出席については、全学生が教員から出席状況通知書を配付されており、学生・教員相互で出席管理・確認が確実になされている。

単位が認定されなかった科目については、授業担当教員と、該当学生の所属する地区アドバイザーに対して教務課から速やかに連絡が行われ、必要に応じて面談を行い、状況確認と指導がなされる体制になっている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、併せて養護教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成し、学生の就職を支援している。

就職課に相談窓口を常設し、就職に関する情報を提供するとともに、1年次の11月から就職ガイダンスをスタートし、就職支援に当たっている。地区アドバイザーによる模擬面接や論文の指導を行う等、より実践的な指導を取入れている。平成 27(2015)年度以降、内定者に対する「就職支援アンケート」を実施し、その結果を就職支援改善に役立てている。就職支援に対する学生の満足度は高く、開学以来、幼稚園・保育所等への高い就職率を保っている。

卒業生の就職先を対象に、1年経過後に「本学卒業生に対する評価」についてのアンケート調査を実施している。その調査結果については教職員間で情報共有し、教養・専門教育にフィードバックしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業評価アンケート」「実習後の自己評価アンケート及び実習先評価表」「キャンパス

6 福岡こども短期大学

生活満足度調査」「就職先アンケート」「就職支援アンケート」などにより教育目的の達成状況を点検し、評価している。

また、教育目的達成状況の点検と評価結果をもとに授業内容と方法及びそれぞれの学生指導、就職指導等を検討し、改善に反映している。

就職時と卒業時の調査結果、就職に対する満足度は概ね高い値を得ており、教育目的の達成状況の点検・評価は良好である。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の諸問題への相談については地区アドバイザーとクラス担任が担当し、解決に努めている。学生サービスについては「キャンパス生活満足度調査」を実施し分析・検討の上、地区アドバイザーとクラス担任を中心とするきめ細かい支援により生活満足度を向上させ、また学生サービスに対する調査と意見箱により意見をくみ取るよう配慮している。

独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を中心に紹介し、学生に対する経済的な支援を行っている。

課外活動としての付属園をはじめ近郊の幼稚園、保育所、社会福祉施設、特別支援学校などの行事にボランティアとして積極的に参加する学生への支援を行っている。

保健室・学生相談室・カウンセリング室を設置し、健康診断や体調不良の応急措置や日々の健康相談などを行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準に定められた人数を超える専任教員を確保し、年齢構成のバランスに配慮して配置している。

教員の採用・昇任は、「福岡こども短期大学 教員資格審査規程」「都築育英学園任免規程」等に従って運用している。

6 福岡こども短期大学

FD 活動としては、不定期であるが「こども教育勉強会」を開催し、教職員や卒業生、学生を対象に専門領域の研究について発表し、教員の資質・能力の向上に寄与している。

保育者養成のみならず一般社会人としての素養のための教養教育の授業を実施しており、またマナー教育、情報技術等にも力を注いでいる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎ともに短期大学及び同一法人の大学との共有地・共有部分を含め短期大学設置基準上必要な要件を十分満たしており、また教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、体育施設、実習・造形・音楽などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

教育目的達成のため適切な規模の図書館を有しており、また IT 施設を整備するとともに快適な教育研究環境を維持し、その改善に努めている。

授業を行う学生数の適切な管理については、厚生労働省の指定保育士養成施設設置基準により定められたクラス編制で教育効果を十分に挙げられるようにしており、各科目の内容と特徴を学生が理解しやすい形態で実施している。

【優れた点】

- 福岡県太宰府市のキャンパスには、広大なイングリッシュガーデンを整備し、四季折々の自然環境として地域にも開放し、地域貢献の一役を担っていることは高く評価できる。
- 実習施設としての役割を兼ねる「こども劇場」は本格的で安全性が確保された舞台設備であり、学生の実習・発表等に利用されるとともに隣接の幼稚園・保育園はじめ近隣の幼児と学生の交流の場としても活用されていることは評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的を実現するために、年 3 回定例理事会を開催、必要に応じ年数回臨時理事会を開催して経営に関する事項を審議・決定している。また、短期大学では、教授会を 3 か月に 1 度、年間 4 回開催し、教学に関する重要事項を審議している。

法人及び短期大学は、「学校法人都築育英学園寄附行為」及び「福岡こども短期大学学則」で示すとおり、教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、私立学校法、設置基準などの関連法令を遵守し、管理・運営を行っている。

建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を念頭に置き、環境保全、人権、安全への配慮に加え、全ての学生、教職員が互いの個性を尊重し合う環境を整備すべく、日々尽力している。ホームページ等を通じて、教育情報及び財務等の経営情報を公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、定例の 3 回（予算、決算、補正予算）を基本として、定期的で開催している。また、理事の定数は寄附行為第 5 条で定められているとおりに満たしている。

短期大学の学長は法人の総長として理事の任についており、経営の最高機関である理事会には必ず教学を代表する理事が出席しているので、経営と教学とが一体となり、短期大学の使命・目的の達成に向けて、意見の調整、合意形成を円滑に行い、戦略的に意思決定ができる体制を整備している。また、法人の運営、教育研究活動の充実、その他の業務や財政基盤の適正化について、方針を協議・決定している。

評議員会は、理事会の諮問機関として、議案を検討し、理事会に対し意見を述べており、理事会の意思決定を支え、チェック機能を担っている。また、監事は、理事会にて学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

6 福岡こども短期大学

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は、学則第 52 条に定めるところにより、教育研究活動に関する事項の最高意思決定者として、教育研究に関わる全ての業務を統括している。また、学長を補佐する役割として副学長を置き、教学に関する学長のリーダーシップを補佐している。

学長は、法人の総長として各種方針や施策のトップダウンを行うとともに、学長として教授会等での意思決定とリーダーシップを発揮している。

また、短期大学の意思決定組織は、学長のリーダーシップのもと、教授会、部長会（運営会議）、各種委員会を通じて適切に機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

経営の最高意思決定機関である理事会には、学長が必ず教学を代表する理事として出席し、法人の意思決定に参画しているため、経営と教学が密接に連携をとれる体制となっている。

法人と短期大学は、使命・目的と教育の質保証を意識し、相互チェックにより、ガバナンスの機能性を確保している。

また、学長は、法人の総長として各種方針や施策のトップダウン、他方、学長として意思決定とリーダーシップの発揮とともに、教授会や各種会議における教職員からの意見・アイデアの聴取、学生に関する情報収集と共有化により、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が円滑に機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

理事長及び学長のもとに、法人事務局、短期大学事務局などの事務組織が編制され、それぞれ局・部・課には管理者として局長・部長・課長が配置されている。また、情報の共有、意見交換のため、事務役職者が参加する課長会議を定期的に開催し、当初に定められた活動目標、活動予定と照らし合わせ、活動内容を総括し、自己点検する体制となっている。

教授会には、短期大学事務局の事務長及び各課長等と法人本部から事務局長がオブザーバーとして出席している。これにより、教学組織の動向を把握し、事務組織として円滑な連携を図っている。各種専門委員会には担当部署の事務職員が計画等の立案担当としても参画しており、教学組織と事務組織の意思疎通が図られている。

平成 28(2016)年度には、全ての教職員が参加する研修会を開催し、短期大学の使命・目的を実現するため、教職員の資質・能力向上の機会を設けている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は 5 年間の中期収支計画を基盤として各年度収支を詳細に把握し、適切な財務運営を行っている。予算編成は短期大学などの各部門で事業計画に基づく予算積算書を作成、法人事務局が各部門にヒアリング等を行い、予算原案を作成している。

なお、学生生徒等納付金の減収を主要因として、連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）のマイナスが続く等、収支は厳しい状況にあり、また土地などの固定資産は減少し、繰越収支差額はマイナス幅を拡大しているが、近年、同一法人の大学の東京・渋谷キャンパス地域の再開発計画が始動し、大学の一部校舎の移転に伴う補償金の入金が見込め、当面、収支バランスの確保が期待できる。

【改善を要する点】

○入学者確保及び退学・除籍者縮減による学生生徒等納付金の増収や、外部資金の獲得などにより、経常収支の改善を図り、純資産を充実するなど、財務基盤を強化するための改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

6 福岡こども短期大学

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び法人経理規程に基づき、適正に実施されている。

公認会計士による私学振興助成法に基づく会計監査及び監事による法人監査規程に基づく監査は厳正に実施されている。

公認会計士による監査は、多くの日数と時間をかけ、日常の会計処理について会計基準にのっとった適切な処理であるかを監査している。監事による監査は、決算時に行う定期監査と必要の都度行う臨時監査とがあり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行いながら効率的な監査を実施している。

法人では、公認会計士及び監事に提出する書類や資料等を正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については、速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。また、会計関係職員を講習会に参加させるなど知識・技量向上等に務めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「自己評価委員会規程」及び「第三者評価に関する規程」に基づき自己評価委員会が設置されている。特定の事項について協議検討を行うため、教務・学生・入試・就職・実習等の各種委員会を置き、恒常的な自己点検・評価を行い、必要に応じ教授会に諮っている。自己評価委員会メンバーは学科長・副学科長・図書館長・各部長・各教科目の代表者であり、各種委員会には法人本部を含めた職員等も加わり、全学的な体制を取っている。

教育活動に関する事項については、各分野の教員が協働し、PDCA サイクルによる自己点検・評価活動を毎年度行い、年度初めに計画を策定し、年度末にそれらを実行の上、適宜見直しを図っている。

ほぼ 7 年周期で自己点検・評価を実施しており、改善活動を継続して行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づき客観的に自己点検・評価を行っており、教育活動の改善や向上につながるよう教職員間で結果が共有され、社会に公表されている。

自己評価委員会は学科長や各部長等で構成され、全学的な推進体制を整えている。委員会は適時開催され、各種アンケート調査の結果を審議し、適切性を確認している。計画実施後は、数値を踏まえた実績に基づく報告をすることで、教職員自らが客観的に達成状況を評価できるよう努めている。アンケート調査は短期大学の現状と短期大学へのニーズを把握するために行っており、各教員にとってはデータ分析を通して現状を認識する貴重な資料になっている。

自己点検・評価結果は、報告書を作成し、ホームページに掲載し社会へ公表している。毎年度の計画と結果は全教職員対象の会議で報告され、質疑応答や意見交換を行うことで、学内に浸透し、教職員間で共有されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育研究の質保証と改善のため、自主的な自己点検・評価活動を恒常的に行い、その結果を有効に活用するための PDCA サイクルの仕組みが整備され、教育研究活動の改善を図っている。

自己評価委員会が自己点検・評価の実実施計画を策定、評価項目・実施スケジュールを見直し、各教職員が計画に基づいて自己点検・評価活動を実施、自己評価委員会及び各種委員会が自己点検・評価し、報告書を作成している。

自己評価委員会が作成した点検・評価結果は、教育水準の一層の向上と教育活動の活性化を図るため、学科長・事務長から学長・理事長に報告し、必要な事項は担当部署に指示することで次年度以降の短期大学運営の改善につなげている。改善状況等については自己評価委員会が確認を行っており、PDCA サイクルが確立され機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 地域貢献

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

【概評】

短期大学の地域貢献には、①教員個人の教育・研究に関する社会的活動②全学による地域に開かれた公開講座の開催③短期大学独自のカリキュラムであり建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を具現化する幼児教育研究会活動—という三つのカテゴリーがある。

教員による地域貢献は、幼稚園、保育所、社会福祉施設等における子育て支援に関する講演、実技指導、園内研修講師などの社会活動が挙げられ、また中学・高等学校における職業理解の授業講師など次世代育成の支援も含まれている。

また、毎年夏季休暇中に開催されている「公開保育セミナー」では、卒業生のみならず周辺地域の保育者や子育て中の保護者を対象に教員が専門とする保育総合・言語・体育・音楽・造形・福祉・養護教育などの各分野の実践講座を実施している。

地域への公開講座は、4月には親子で参加の「こどもの日を祝う集い」、7月には周辺地域の方が参加する「太宰府七夕まつり」（太宰府市共催）、10月・11月の土・日には幼児・児童とその保護者が大勢参加する全学生の年間の幼児教育研究会活動の集大成としての「こどもフェスティバル」があり、この三大行事を毎年開催している。

これら以外にも幼児教育研究会が、単体あるいは合同で地域や近郊の自治体の催しや保育関連施設、障がい児施設等の社会福祉施設に出向き、活動や支援を実施しており、災害ボランティア活動にも展開している。以上の活動、地域貢献に対して地元自治体である太宰府市から、平成24(2012)年に「市民活動賞」が授与された。なお、幼児教育研究会活動とは、一般的なクラブや同好会の内容も含めた建学の精神に基づく専任教員によるゼミ形式の実践的授業であり、保育者養成のための独自のシステムで学生が2年間の活動を通じて地域行事に積極的に参加していることは高く評価できる。

IV 短期大学の概況（平成29(2017)年5月1日現在）

開設年度 昭和50(1975)年度
所在地 福岡県太宰府市五条3-11-25

学科

学科	専攻
こども教育学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

6 福岡こども短期大学

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月21日	第1回評価員会議開催
9月8日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9月22日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月7日	実地調査の実施 11月8日 第2・3回評価員会議開催
～11月9日	11月8日 第4回評価員会議開催
11月29日	第5回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1月9日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2月9日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人都築育英学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	福岡こども短期大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	福岡こども短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	福岡こども短期大学 募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	福岡こども短期大学 平成 28 年度 学生要覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人都築育英学園 平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人都築育英学園 平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	CAMPUS MAP、福岡こども短期大学 案内図 配置図	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人都築育英学園規程集細目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事（役員）名簿・評議員名簿（平成 28 年度）、都築育英学園平成 28 年度理事会・評議員会開催状況	

6 福岡こども短期大学

【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 24 年度～平成 28 年度）、監査報告書(平成 24 年度～平成 28 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	福岡こども短期大学 平成 28 年度履修のしおり (Syllabus)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 1-1-2】	学生要覧 p.5 第 1 条	【資料編 F-5】
【資料 1-1-3】	本学ホームページ（情報公開） http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai.html?pid=23197	
【資料 1-1-4】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 1-1-5】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 1-1-6】	福岡こども短期大学案内 p.4	【資料編 F-2】
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 1-2-2】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 1-2-3】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	福岡こども短期大学案内 p.34	【資料編 F-2】
【資料 1-3-2】	福岡こども短期大学案内 p.4	【資料編 F-2】
【資料 1-3-3】	学生要覧 p.5 第 1 条	【資料編 F-5】
【資料 1-3-4】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 1-3-5】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 1-3-6】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 1-3-7】	学生要覧 p.5 第 1 条	【資料編 F-5】
【資料 1-3-8】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 2-1-2】	学生募集要項	【資料編 F-4】
【資料 2-1-3】	保育者カード	
【資料 2-1-4】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	【データ編 表 2-1】
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 2-2-2】	学生要覧 p.2 カリキュラムポリシー	【資料編 F-5】
【資料 2-2-3】	授業科目の概要	【データ編 表 2-5】
【資料 2-2-4】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 2-2-5】	教員職員免許関係法規集「教育職員免許法及び施行規則」	
【資料 2-2-6】	児童福祉法「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による授業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」	
【資料 2-2-7】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 2-2-8】	学生要覧 p.6 第 10 条、p.7 第 13 条	【資料編 F-5】
【資料 2-2-9】	授業科目の概要	【データ編 表 2-5】

6 福岡こども短期大学

【資料 2-2-10】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	【データ編 表 2-8】
【資料 2-2-11】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 2-2-12】	福岡こども短期大学案内 p.5～6	【資料編 F-2】
【資料 2-2-13】	学生要覧 p.9 第 25 条	【資料編 F-5】
【資料 2-2-14】	レクリエーション・インストラクター課程認定関係書類	
【資料 2-2-15】	認定ベビーシッター資格課程認定関係書類	
【資料 2-2-16】	実習委員会	
【資料 2-2-17】	本学ホームページ（取得できる資格） http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/license.html?pid=21589	
【資料 2-2-18】	地区アドバイザー配置	
【資料 2-2-19】	学生の課外活動への支援状況	
【資料 2-2-20】	「保育方法論」研究保育計画	
【資料 2-2-21】	「保育・教職実践演習（保育・幼稚園）」「教職実践演習（養護）」資料	
【資料 2-2-22】	『やさしく弾ける童謡集』	
【資料 2-2-23】	『もっとやさしく弾ける童謡集』	
【資料 2-2-24】	「Piano Level Check Assessment」（ピアノグレード表）	
【資料 2-2-25】	授業評価アンケート質問紙	
【資料 2-2-26】	授業評価アンケート結果	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	各行事の組織表	
【資料 2-3-2】	クラス担任表及び地区アドバイザー表	
【資料 2-3-3】	平成 28 年度前期時間割、平成 28 年度後期時間割	
【資料 2-3-4】	出席状況通知書	
【資料 2-3-5】	各種免許状・資格申請書類 「各種証明書発行申込書」（教務課） 「証明書発行申込書」（学生課）	
【資料 2-3-6】	授業評価アンケート質問紙	【資料 2-2-25】
【資料 2-3-7】	学生要覧 p.91,92「校舎内教室等配置図」	【資料編 F-5】
【資料 2-3-8】	学生要覧 p.31「幼児教育研究 I ・ II 履修要領」	【資料編 F-5】
【資料 2-3-9】	就職のしおり	
【資料 2-3-10】	就職ガイダンス 配布資料	
【資料 2-3-11】	学生要覧 p.76,77「日本学生支援機構等奨学生に関する規程」	【資料編 F-5】
【資料 2-3-12】	梅苑 第 40 号	
【資料 2-3-13】	福岡こども短期大学 研究紀要	
【資料 2-3-14】	各行事の組織表	【資料 2-3-1】
【資料 2-3-15】	幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」	
【資料 2-3-16】	『やさしく弾ける童謡集』	【資料 2-2-22】
【資料 2-3-17】	学生要覧 p.25～30「履修規程」	【資料編 F-5】
【資料 2-3-18】	履修届け用紙	
【資料 2-3-19】	実習の手引き「レッツスタート」	
【資料 2-3-20】	実習ガイダンス 配当資料	
【資料 2-3-21】	養護教諭二種免許状ガイダンスシート・履修カルテ	
【資料 2-3-22】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	【データ編 表 2-4】
【資料 2-3-23】	提携教育ローンのご案内	
【資料 2-3-24】	奨学金を希望する皆さんへ	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	出席カード	
【資料 2-4-2】	キャンパスプラン Web 上サービス	

6 福岡こども短期大学

【資料 2-4-3】	出席状況通知書	【資料 2-3-4】
【資料 2-4-4】	成績評価基準	【データ編 表 2-6】
【資料 2-4-5】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 2-4-6】	学生要覧 p.9 第 23 条	【資料編 F-5】
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	卒業後の進路先の状況	【データ編 表 2-11】
【資料 2-5-2】	就職の状況	【データ編 表 2-10】
【資料 2-5-3】	学生要覧 p.9 第 23 条～第 26 条	【資料編 F-5】
【資料 2-5-4】	就職相談室の利用状況	【データ編 表 2-9】
【資料 2-5-5】	就職のしおり	【資料 2-3-9】
【資料 2-5-6】	就職ガイダンス 配布資料	【資料 2-3-10】
【資料 2-5-7】	幼稚園連盟主催 就職説明会資料	
【資料 2-5-8】	保育協会主催 就職説明会資料	
【資料 2-5-9】	学校ホームページ (本学の特徴) http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/index.html	
【資料 2-5-10】	学校ホームページ (就職情報) http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/employmentinfo/index.html	
【資料 2-5-11】	就職支援アンケート質問紙	
【資料 2-5-12】	就職支援アンケート結果	
【資料 2-5-13】	就職先アンケート質問紙	
【資料 2-5-14】	就職先アンケート結果①	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生要覧 p.5 第 1 条	【資料編 F-5】
【資料 2-6-2】	キャンパスプラン Web 上サービス	【資料 2-4-2】
【資料 2-6-3】	学生要覧 p.9 第 25 条	【資料編 F-5】
【資料 2-6-4】	学生要覧 p.9 第 26 条	【資料編 F-5】
【資料 2-6-5】	学生要覧 p.2 ディプロマポリシー	【資料編 F-5】
【資料 2-6-6】	授業科目の概要	【データ編 表 2-5】
【資料 2-6-7】	学生要覧 p.29,30 履修科目一覧表	【資料編 F-5】
【資料 2-6-8】	平成 28 年度 免許状・資格取得状況	
【資料 2-6-9】	平成 28 年度 免許状・資格取得状況	【資料 2-6-8】
【資料 2-6-10】	平成 28 年度 幼児教育研究会における資格取得状況	
【資料 2-6-11】	学生要覧 p.1 建学の精神	【資料編 F-5】
【資料 2-6-12】	卒業後の進路先の状況	【データ編 表 2-11】
【資料 2-6-13】	就職の状況	【データ編 表 2-10】
【資料 2-6-14】	就職支援アンケート質問紙	【資料 2-5-11】
【資料 2-6-15】	授業評価アンケート質問紙	【資料 2-2-25】
【資料 2-6-16】	実習後の自己評価アンケート質問紙	
【資料 2-6-17】	実習評価表	
【資料 2-6-18】	キャンパス生活満足度調査質問紙	
【資料 2-6-19】	就職先アンケート質問紙	【資料 2-5-13】
【資料 2-6-20】	平成 28 年度 シラバス	【資料編 F-12】
【資料 2-6-21】	各分野における授業評価アンケート結果集計	
【資料 2-6-22】	各分野における授業評価アンケート結果からのフィードバック	
【資料 2-6-23】	保育実習先からの評価結果及び保育実習後の自己評価アンケート結果及び集計	
【資料 2-6-24】	養護実習の実習校からの評価結果及び養護教育実習前・後の自己評価アンケート結果の集計	

6 福岡こども短期大学

【資料 2-6-25】	キャンパス生活満足度調査結果	
【資料 2-6-26】	就職先アンケート結果②	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会 議事録	
【資料 2-7-2】	福岡こども短期大学案内	【資料編 F-2】
【資料 2-7-3】	学生要覧 p.48 (3)学生課	【資料編 F-5】
【資料 2-7-4】	学生相談室、医務室等の利用状況	【データ編 表 2-12】
【資料 2-7-5】	学生要覧 p.38 p.69～72 日本学生機構等奨学生に関する規程	【資料編 F-5】
【資料 2-7-6】	日本学生支援機構の奨学金利用状況	
【資料 2-7-7】	奨学金を希望する皆さんへ	【資料 2-3-24】
【資料 2-7-8】	奨学生のしおり	
【資料 2-7-9】	学生要覧 p.5,6 第5章 単位の認定	【資料編 F-5】
【資料 2-7-10】	福岡こども短期大学案内 p.17～21	【資料編 F-2】
【資料 2-7-11】	学生要覧 p.48～68 幼児教育研究会会則	【資料編 F-5】
【資料 2-7-12】	本学ホームページ (情報公開)	【資料 1-1-3】
【資料 2-7-13】	学生の課外活動への支援状況	【資料 2-2-19】
【資料 2-7-14】	幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」	【資料 2-3-15】
【資料 2-7-15】	リーダーズ研修のしおり	
【資料 2-7-16】	キャンパスネット情報	
【資料 2-7-17】	キャンパス生活満足度調査質問紙	【資料 2-6-18】
【資料 2-7-18】	福岡こども短期大学案内 p.27,28	【資料編 F-2】
【資料 2-7-19】	学生募集要項	【資料編 F-4】
【資料 2-7-20】	学生要覧 p.77～82 学生寮・寮則	【資料編 F-5】
【資料 2-7-21】	本学ホームページ (情報公開)	【資料 1-1-3】
【資料 2-7-22】	学生寮等の状況	【データ編 表 2-26】
【資料 2-7-23】	入寮のご案内	
【資料 2-7-24】	寮生心得	
【資料 2-7-25】	スクールバス時刻表	
【資料 2-7-26】	キャンパス生活満足度調査質問紙	【資料 2-6-18】
【資料 2-7-27】	キャンパス生活満足度調査結果	【資料 2-6-26】
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	全学の教員組織 (学科等)	【データ編 表 F-6】
【資料 2-8-2】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	【データ編 表 2-15】
【資料 2-8-3】	教員職員免許関係法規集「教育職員免許法及び施行規則」	【資料 2-2-5】
【資料 2-8-4】	児童福祉法「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」	【資料 2-2-6】
【資料 2-8-5】	学校法人都築育英学園給与規程	
【資料 2-8-6】	平成28年度 保育内容検討会について	
【資料 2-8-7】	平成28年度 養護教育検討会について	
【資料 2-8-8】	交流保育実施計画	
【資料 2-8-9】	こども教育勉強会実施一覧	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地、校舎等の面積	【データ編 表 2-18】
【資料 2-9-2】	図書、資料の所蔵数	【データ編 表 2-23】
【資料 2-9-3】	学生閲覧室等	【データ編 表 2-24】
【資料 2-9-4】	その他の施設の概要	【データ編 表 2-22】
【資料 2-9-5】	児童福祉法「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」	【資料 2-2-6】

基準 3. 経営・管理と財務

6 福岡こども短期大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-1-2】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 3-1-3】	理事・監事（役員）名簿、理事会等開催状況(平成 28 年度)	【資料編 F-10】
【資料 3-1-4】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-1-5】	福岡こども短期大学 教授会規程	
【資料 3-1-6】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 3-1-7】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-1-8】	短期大学設置基準(専任教員数の部分)	
【資料 3-1-9】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-1-10】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 3-1-11】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-1-12】	学校法人都築育英学園 コンプライアンス規程	
【資料 3-1-13】	学校法人都築育英学園 就業規則	
【資料 3-1-14】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-1-15】	「ハラスメントのないキャンパスライフ」	
【資料 3-1-16】	防火管理者甲種資格証	
【資料 3-1-17】	学校法人都築育英学園 危機管理規程	
【資料 3-1-18】	本学ホームページ (情報公開)	【資料 1-1-3】
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-2-2】	理事・監事（役員）名簿、理事会等開催状況(平成 28 年度)	【資料編 F-10】
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	福岡こども短期大学学則 第 52 条～第 55 条	【資料編 F-3】
【資料 3-3-2】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-3-3】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 3-1-5】
【資料 3-3-4】	福岡こども短期大学学則 第 52 条	【資料編 F-3】
【資料 3-3-5】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-3-6】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 3-1-5】
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-4-2】	福岡こども短期大学学則	【資料編 F-3】
【資料 3-4-3】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
【資料 3-4-4】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 3-1-5】
【資料 3-4-5】	学校法人都築育英学園・寄附行為	【資料編 F-1】
【資料 3-4-6】	福岡こども短期大学 教授会規程	【資料 3-1-5】
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人都築育英学園 事務組織規程	
【資料 3-5-2】	学校法人都築育英学園 事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	学校法人都築育英学園 事務組織規程	【資料 3-5-1】
【資料 3-5-4】	学校法人都築育英学園 事務分掌規程	【資料 3-5-2】
【資料 3-5-5】	年間行事予定表	
【資料 3-5-6】	福岡こども短期大学研修会受講記録	
【資料 3-5-7】	学校法人都築育英学園規程集細目次	【資料編 F-9】
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	附属校及び併設校、附属機関の概要	【データ編 表 F-7】

6 福岡子ども短期大学

【資料 3-6-2】	学校法人都築育英学園・寄附行為第 7 章第 34 条	【資料編 F-1】
【資料 3-6-3】	学校法人都築育英学園経理規程第 8 章第 50～52 条	
【資料 3-6-4】	入学定員と入学数	
【資料 3-6-5】	中期収支計画（平成 28 年～32 年度）	
【資料 3-6-6】	平成 28 年度 広報担当地区及び担当高校	
【資料 3-6-7】	志願者数・合格者数・入学者数の推移	【データ編 表 2-1】
【資料 3-6-8】	学校法人間の資金提供等の改善	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人都築育英学園経理規程第 1 章第 4 条	
【資料 3-7-2】	学校法人都築育英学園監事監査規程	
【資料 3-7-3】	会計士監査報告書（平成 24～28 年度）	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	福岡子ども短期大学 自己評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	福岡子ども短期大学 第三者評価に関する規程	
【資料 4-1-3】	自己点検作成者一覧	
【資料 4-1-4】	本学ホームページ(情報公開)	【資料 1-1-3】
【資料 4-1-5】	自己点検作成者一覧	【資料 4-1-3】
【資料 4-1-6】	本学ホームページ(情報公開)	【資料 1-1-3】
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検作成者一覧	【資料 4-1-3】
【資料 4-2-2】	授業評価アンケート結果	【資料 2-2-26】
【資料 4-2-3】	各分野における授業評価アンケート結果集計	【資料 2-6-21】
【資料 4-2-4】	保育実習先からの評価結果及び保育実習後の自己評価アンケート結果及び集計	【資料 2-6-23】
【資料 4-2-5】	養護実習の実習校からの評価結果及び養護教育実習前・後の自己評価アンケート結果の集計	【資料 2-6-24】
【資料 4-2-6】	キャンパス生活満足度調査結果	【資料 2-6-26】
【資料 4-2-7】	就職先アンケート結果①	【資料 2-5-14】
【資料 4-2-8】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 4-2-9】	自己評価委員会規程	【資料 4-1-1】
【資料 4-2-10】	第三者評価に関する規程	【資料 4-1-2】
【資料 4-2-11】	自己点検作成者一覧	【資料 4-1-3】
【資料 4-2-12】	本学ホームページ(情報公開)	【資料 1-1-3】
【資料 4-2-13】	自己点検作成者一覧	【資料 4-1-3】
【資料 4-2-14】	本学ホームページ(情報公開)	【資料 1-1-3】
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	福岡子ども短期大学学則 p.1 第 1 条	【資料編 F-3】

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献		
【資料 A-1-1】	本学ホームページ（情報公開）	【資料 1-1-3】
【資料 A-1-2】	学生の課外活動への支援状況	【資料 2-2-19】
【資料 A-1-3】	幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」	【資料 2-3-15】

7 文化学園大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、文化学園大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

昭和39(1964)年の文化女子大学創立に伴い、短期大学は文化女子大学短期大学部となった。今日ではその分野において国内有数の短期大学として知られ、法人全体の再開発計画の中、国際的都市型短期大学を目指している。建学の精神として「新しい美と文化の創造」を掲げ、社会に貢献し得る良識ある有能な人材を育成し、人間教育を充実させることをファッション学科の教育目的として明確にし、学則に定めている。また、法人全体の方向性として、「グローバル化、イノベーション、クリエイション」の三つの柱を捉え、個性・特色を強調している。使命・目的及び教育目的は役員や教職員の理解と支持を得ており、学内外においても周知が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

建学の精神に基づく教育方針に応じたアドミッションポリシーを明確に定め、ホームページや入試要項などに明示している。入学者数の減少傾向を受けて、入学者選抜方法を多様化し、志願者の関心を引くよう心がけている。建学の精神に基づく教育方針に応じたカリキュラムポリシーを明確に定め、1年次では専門科目の基礎を広く学び、2年次では専門的に学べるよう、選択科目の幅を広げている。学生指導やキャリアサポートなど、教職員が協働して支援に当たっている。建学の精神に基づく教育目的に応じたディプロマポリシーを明確に定め公表している。卒業認定・学位授与の方針はそれらを反映して定められており、厳正に執行されている。就職支援はキャリア形成教育科目、インターンシップ、就職講座、学生面談等、多彩な支援が行われている。設置基準を上回る教員配置を行っており、校舎・設備等教育環境は設置基準を十分に満たしている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為上、法令遵守をうたっており、私立学校としての自主性や教育機関としての公共性を高めるべく、経営の規律と誠実性の維持を表明している。理事会は定例的に、また必要な都度開催されて、重要事項を審議・決定している。理事の理事会への出席状況は良好である。学則において学長の権限が明確にされており、学長のリーダーシップは十分に果たされている。職員の資質向上に向けて各種研修会等を実施するなど、職員のSD(Staff Development)に心がけている。毎年「学校法人文化学園事業計画」を策定して予算に反映させており、特に法人創設100周年に向けてキャンパスの再開発や、教育施設等の更新を計画している。会計は学校法人会計基準に基づき、適正な処理が行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

学長を中心とした「将来構想委員会」が決定する自己点検・評価の基本方針に基づき、各検討部署が使命・目的に即した課題を年度ごとに掘下げ、点検・評価や改善・改革を行っている。平成18(2006)年以降毎年、自己点検・評価報告書を作成し、ホームページに掲載している。自己点検・評価報告書は、「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」と、PDCAサイクルを取込んだ仕組みとなっている。

総じて、短期大学は教育・研究及び管理・運営において真摯に活動しており、教職員の士気や学生たちの勉学意欲も高い。長らく日本人の家事の一端でしかなかった裁縫を「ファッション」という国際的な価値をもった文化にまで高めたことは、短期大学を含めた法人の大きな功績である。収容定員充足率や教授会規程の整備等に関して若干の指摘を要したが、これらの課題は短期大学の今後の努力によって確実に克服され得るものと考えられる。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 特色ある教育」「基準 B. 学外への学修成果の発信」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学は「新しい美と文化の創造」を建学の精神として掲げ、学生に社会人として必要な教養を体得させ、社会に貢献し得る良識ある有能な人材を育成し、人間教育を充実させていくことが使命であると捉え、それを学則に明確に定めている。

ファッション学科は、建学の精神のもと、「服装の造形及び流通に関する専門的な知識・技術を習得する」「社会と服飾産業界に貢献し得る人材を育成する」ことを教育目的として簡潔にまとめている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

短期大学の個性・特色は建学の精神である「新しい美と文化の創造」、それに基づき定められた使命・目的及び教育目的に如実に明示されている。法人全体の方向性として打出した「グローバル化、イノベーション、クリエイション」の三つの柱もまた、個性・特色を簡潔かつ明確に示すものである。

建学の精神に基づいて学則に定められた教育目的は、学校教育法の定めに基づいて設定されている。

短期大学の使命・目的及び教育目的は、全学的な観点に立った「将来構想委員会」において適切性及び整合性が吟味され、その審議や検討の結果が教授会に提案されることによって、時代や社会の変化への対応がなされている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と共通認識によって、経営者及び教職員の行動規範となっている。

受験生・保護者及び社会一般に対しては、入学案内、ホームページ、新入生や在学生には入学式、オリエンテーションなどにおいて、卒業生、産業界にはホームページ、企業懇談会、企業訪問などを通じて周知を図っている。

また、使命・目的及び教育目的を中長期計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映させている。

研究組織の構成は短期大学の教育研究の展開や社会貢献の経緯によって形成されてきたもので、建学の精神や使命・目的及び教育目的と深い整合性を保っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく教育方針に応じたアドミッションポリシーを明確に定め、ホームページ、入学試験要項などに明示するとともに、高校教員対象説明会、進学相談会などを通じて外部にも周知している。

入学者選抜は、アドミッションポリシーにのっとって実施され、附属校推薦、指定校推薦、公募制推薦、AO、一般入試、留学生入試、3月期入試など多様な方法で学生の受入れに努めている。入試問題は、附属高等学校の教員の助力を一部得ながら全て学内で作成し、採点している。

入学者数の減少に伴い、入学定員の変更や、学科名称の変更など入学生確保のための改革に取り組んでいる。

【参考意見】

○ファッション学科の収容定員充足率が低いため、入学者確保に向けた更なる取組みが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく教育方針に応じたカリキュラムポリシーを明確に定め、ホームページで公開している。平成 29(2017)年度より三つのポリシーの改定とともに新たなカリキュラムを導入し、1年次には専門科目の基礎を幅広く履修できるよう必修科目を中心に、2年次では各々の志向に合わせて専門的に学べるよう幅広い選択科目を設定している。

授業科目は、「専門教育科目」「総合教養科目」「外国語科目」のほかに、就職講座とも連動している「キャリア形成教育科目」、独自の教育プログラムである「コラボレーション科目」を設けている。

教授方法の工夫・開発については、FD(Faculty Development)とSDを合同とした「全学FD・SD研修会」を実施し、そこで作成された「全学FD・SD研修会分科会報告書」

などをもとに、学科会議等で検討を行い改善に向けた取組みがなされている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

全ての委員会は教員と職員で構成され運営しており、入学時から学生指導やキャリアサポートなど、教員と職員が協働した支援体制を築くことで、学生が豊かな学生生活が送れるように努めている。

オフィスアワーは特に設けていないが、教員間の協働による学生への指導水準の維持、学生個々の学修進度を的確に把握するため共同研究室の制度をとり、教員が常に学生の情報を共有するよう努めている。また、クラス担任・副担任を置き、きめ細かい学生への支援を行っている。

退学や留年を未然に防ぐため、学科会議において授業担当者からの出欠状況や学生の履修状況、学生生活に関する情報交換を行い早期に問題解決に向けた取組みがなされている。

学生の意見をくみ上げる仕組みについては、「学生生活調査」「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」があり、その結果を報告書としてまとめ、ホームページに公開している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づき、教育目的に応じたディプロマポリシーを明確に定め、ホームページで公開している。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等は、ディプロマポリシーを踏まえ、学則、学位規程、単位履修に関する細則に基準が定められ、それらに基づき厳正に行われている。

シラバスには、評価方法、評価の基準、「到達目標」を明記し、ウェブサイト上で学生がどこからでも閲覧することが可能となっている。

成績評価は、S 又は A、B、C 及び E とし、C 以上を合格としている。GPA(Grade Point Average)制度を設け、成績評価に応じたポイントを換算し、学修成果の評価方法として活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援は課程内に「インターンシップ」「キャリア形成教育科目」を導入するほか、課程外では就職講座、学生面談等の実施により多彩な支援を行っている。

「キャリア形成教育科目」は、教育課程を通じて学生が自らの資質を向上させ、卒業後の社会的・職業的自立を図るために必要な能力と人間力の育成ができるよう 7 科目 8 単位を必修として設けている。また、専攻科では「インターンシップ」が必修となっており、全員がインターンシップに参加し、実践的な就業体験を行う事で自己の就業意識や就職活動、将来計画について考える有効な機会となっている。

就職講座や学生面談は、学園就職支援室就職支援一課が中心となり、就職委員会との連携を図りながら全学をあげた学生支援の体制を整えている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を点検・評価する方法として、教員と職員間で連携を図り、毎年（前期・後期の 2 回）「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」を実施している。アンケートは専任教員の担当科目を対象に「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が実施しており、結果は担当教員にフィードバックされ、授業方法を改善する契機となっている。

「総合演習（チームによるブランド企画）」の発表会、卒業制作展の作品展示は、第三者からも評価・点検される仕組みを取入れている。また、卒業生を対象にした調査結果を検討し、即戦力となる人材育成と就職支援に向けて指導している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活に関する支援は、教職員協働で運営される学生支援委員会等の委員会、クラス担任、事務局学生部、学生相談室、健康管理センターが担当している。健康管理に関する支援は健康管理センターが担当し、メンタルケアやカウンセリングについては、学生相談室のカウンセラーと精神科医で対応する体制をとっている。留学生への支援は、中国出身の職員が学生部に在籍し対応している。学生の経済的支援や障がいのある学生に対する対応についても支援体制を構築している。

学生生活に関する学生からの要望・意見を把握するために「学生生活調査」や各種行事アンケートの実施、「学生会サミット」の開催、「意見箱」の設置、クラブ部長ミーティング、留学生懇談会の開催など充実を図っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学は設置基準を上回る教員数を配置している。教員の採用・昇任は、「教員の任用に関する規程」に基づき厳正なる審査により運営されている。また、社会・産業界の有識者や研究者、国際経験豊かな有識者を、必要に応じて「特任教員」として登用している。教員の研修、資質・能力向上のための各種研修会、FD研修会が充実している。

研究の活性化のため「研究戦略検討会」を設置し、研究体制の充実につなげている。教育の充実と向上を目指す提案を助成する目的で「教育改革支援助成金事業」を進め、平成29(2017)年度はファッション・ビジネスに特化した教材開発を採択した。また、教員の資質・能力向上のため「文化・衣環境学研究所」を設け、研究成果を教育に還元している。

教養教育科目の充実や再編成については、「総合教養検討会」において検討し、教務委員会の審議を経て教授会の承認を得ることとしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

7 文化学園大学短期大学部

校地、校舎ともに短期大学基準上に必要な面積を満たしている。新宿副都心に隣接したキャンパスでは、学生が自由に利用できる「スペース 21」「学生ホール」のほか、学生が随時コンピュータを使用出来る「オープンメディアルーム」が設けられている。学科の特性を生かした蔵書を持つ図書館や購買、「ファッションリソースセンター」などは全学共通の施設として利用されており、課外活動及びコミュニケーションスペースとして開放されている。施設・整備については、建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び学校教育法等に基づき維持、運用、管理が行われ、「学生会サミット」「学生生活調査」「意見箱」などにより、学生からの意見を反映させる仕組みが適切に整備されている。

授業を行うクラスは 20～30 人で編制され、授業の多くが複数教員で担当し、きめ細かい指導が行われている。

【優れた点】

○優れた服飾の実物資料を収集・展示している文化学園服飾博物館、貴重なファッション資料が保持されているファッションリソースセンター、文献や資料を所蔵している図書館、模擬店舗実習室など特色ある施設を揃えていることは、短期大学の教育研究に重要な役割を果たしており評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人は寄附行為に「教育基本法及び学校教育法に従い」と法令遵守をうたい、私立学校としての自主性を確立するとともに教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規則を整備して、経営の規律と誠実性の維持を表明している。

また、中長期計画とこれに基づく具体的な単年度ごとの事業計画を策定し、これらの計画をもとにして将来に向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を遂行している。

7 文化学園大学短期大学部

理事長直轄の監査室を設けコンプライアンス及び業務監査の充実を図る等により短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守に努めている。

さまざまな省エネルギー対策、ハラスメント防止委員会の設置や相談員の配置、緊急通報ボタンの整備などにより、環境保全、人権、安全に配慮している。

教育情報及び財務情報の公表は、ホームページ等により適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会は、定例及び必要に応じて開催されており、予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規則の改廃など重要事項を審議・決定している。

理事の選任は、寄附行為にのっとり適切に選考しており、また、理事のうち1人を常任理事とすることができ、理事長を補佐する体制を整備している。

理事の理事会への出席状況は良好であり、適切な意思決定がなされている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教育に関する意思決定は、学長が行っている。学長の諮問機関として、文化学園大学短期大学部学則に基づき教授会を設置し、教育及び研究に関する重要事項を審議している。また、各種委員会等の組織は規則が整備され、権限と責任が明確であり機能を果たしている。

教授会の役割等については、規則上不明確な点が見られるものの、学則において、「学長は本学の校務を総理し所属の職員を統督する。」と規定し、職務権限と責任について定めている。また、学長は「大学運営会議」「将来構想委員会」及び教授会を招集し、議長を行う権限を持ち、教学の責任者としての責務を果たすとともに業務遂行の責任者としての役割を担っており、短期大学の意思決定と業務遂行のリーダーシップを十分に果たしている。

【改善を要する点】

○教授会の役割、学長が定める教育研究に関する重要事項が、規則上必ずしも明確ではな

いので、「教授会規程」の改正などの改善が必要である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び短大の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化は、8月を除く毎月1回「学園運営会議」「学園・学校部長会」が開催され、教学部門の理事や各部署の部長が出席することにより両者の連携が図られ適切に行われている。

監事は「文化学園監事監査規程」に基づき監査を実施しており、また理事会にも出席し、法人の業務監査等を行っている。評議員の選任は寄附行為にのっとり適切に行われ、評議員の評議員会への出席も良好であり、評議員会は適切に運営されている。

理事長は理事会をまとめ、学園運営会議にも参加し、年頭と創立記念日の式辞において、全教職員に向けて法人の進むべき指針を定期的に示すなど適切なリーダーシップを発揮している。一方、運営に関する新たな計画や提案事項は、「文化学園稟議規程」に基づき起案されるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営となっている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制は、「学校法人文化学園職制」により法人の内部部署設置、所管業務の範囲と権限を定め、「学校法人文化学園分課分掌業務規程」では各部署が果たす役割を明確にするとともに、適切な人員確保と配置を行うことにより、効果的な執行体制を確保している。

法人の管理部門は3人の理事が担当役員として総務部門、経理部門、施設部門を統率し、適切に業務を遂行している。教学部門には大学事務局を置き、局長が理事に就任し教学部門の担当役員として学長とともにリーダーシップを発揮し、適切に業務を遂行している。

「文化学園職員研修規程」により「学園研修委員会」を設置し、「新入職員（教員）研修

会」「採用後の3年目研修会（事務職員）」「中堅職員研修」などを実施している。また、大学事務局で実施する事務職員研修としては、「全学スタッフ・ディベロップメント委員会」を組織し、事務職員の能力開発に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎年「学校法人文化学園事業計画」を策定し、理事会・評議員会の審議を経て予算に反映させている。また、法人創立100周年に向け教育設備の整備やキャンパスの再開発を計画しており、資金収支中長期財務計画に基づく資金計画により積立を行い、この計画に備えている。収益事業として行われている賃貸ビルからの事業収入は安定しており、法人の財務基盤の確立に寄与している。

短期大学においては、平成22(2010)年度から7期連続で帰属収支差額が支出超過、人件費比率も過去2年100%を超えていることから、安定した財務基盤が確立されているとはいえないが、ホームページの大幅な改善等により平成29(2017)年度新入生数は前年度より増加しており、入学定員確保に向けた継続的な努力がなされている。

【参考意見】

○短期大学として新たな収入源の確保や経費の削減、人件費の抑制などの取組みを行うとともに、全学的に学生生徒等納付金収入などの収入増に取組み、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校会計は学校法人会計基準及び「学校法人文化学園経理規程」、収益事業会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び「学校法人文化学園経理規程」に基づき適正な会計処理が行われている。

法人の会計監査は監査法人、監事、監査室によって行われ、監査法人による会計監査は年間を通じて適正に実施されている。

7 文化学園大学短期大学部

予算と決算に著しくかい離が出る場合は、補正予算を編成している。

監事は監査法人による会計監査に常時立会い、意見交換を行っており、また監査計画書に基づき業務監査及び会計監査を実施し、事故防止に努めている。

理事長直轄の監査室は、毎年内部監査計画を作成し、それに基づきヒアリングを含めた内部監査を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学の自己点検・評価は、併設大学と合同で実施しており、学長を中心とした「将来構想委員会」が決定する自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づき、各検討機関が短期大学の使命・目的に即した課題を年度ごとに掘下げて、点検・評価や改善・改革をすすめる仕組みとなっている。

また、「将来構想委員会」のもとに報告書の作成等を担う「全学自己点検・評価委員会」及び教育研究活動の向上、能力開発等を担う「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が設置され、これらが連携をとりながら適切かつ円滑に自己点検・評価を実施する体制を構築している。

自己点検・評価活動は平成 12(2000)年から始まり、平成 18(2006)年度以降は、毎年度、独自の「自己点検・評価報告書」を取りまとめている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 18(2006)年度より毎年作成している「自己点検・評価報告書」は、各検討機関である委員会委員長、関係部署長が執筆し、PDCA のサイクルに対応して「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」の 3 項目について記載し、「全学自己点検・評価委員会」において記載内容の妥当性を検討し発行している。

また、これら検討機関ごとに現状把握のため「学生生活調査」「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」「FD 教職員による授業見学ウィーク」でのアンケートを実施し、データの収集と分析を行っている。

「自己点検・評価報告書」は、ホームページへの掲載等を通じ学内外に公表している。また、「全学 FD・SD 研修会」を通じ当該年度の教育研究活動方針を全教職員に伝え、共有を図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価報告書」は、「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」という PDCA サイクルを取込んだ構成となっており、全学自己点検・評価委員会において記載内容の妥当性を検討した後、教授会に報告され、年次の自己点検・評価の結果として確定している。

自己点検・評価の結果のうち、全学的な検討を要する基本的課題は、「大学運営会議」「将来構想委員会」で論議される一方、関連性の強い委員会や会議体に委任され討議されることになっている。また、「全学 FD・SD 研修会」のテーマとしても取上げられ、教職員全員参加の分科会で討議されており、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立され機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 特色ある教育

A-1 本学が持つ人的・物的資源を活かした教育への取り組み

- A-1-① 教育改革支援助成金事業への参画
- A-1-② 質の高い教育推進プログラム（教育 GP）に採択された授業
- A-1-③ 模擬店舗実習室「Shop D60」を活用した授業

A-2 教育活動を通じて社会貢献に繋がる課外の教育活動

- A-2-① 専門性を活かした社会貢献への取り組み
- A-2-② 産学連携の取組み

【概評】

平成 28(2016)年度から開始された「教育改革支援助成金事業」において、主体的に学べるデジタル化した資料や、動画資料が研究開発するファッション・ビジネスに特化した「被服造形学・実習」教材開発が採択され、6 人の教員がこの事業に参画し、教育効果の向上を図ろうとしている。「総合演習（チームによるブランド企画）」では、ファッション・ビジネス、ファッションクリエイティブ、ファッションプロモーションの各領域を学ぶ学生が選抜され、一つのアパレル企業と想定したチームを編制し、SPA（製造小売）業態の企画運営を行っている。この科目にはファッション学科研究室の全専任教員が携わり指導することで、それぞれの専門性を学生に還元している。

模擬店舗実習室「Shop D60」を利用した授業科目を設置し、授業を模擬店舗で行うことでマネジメント能力や店舗販売の技術アップなど、総合的なファッション・ビジネス能力が身に付けられるよう取組んでいる。

平成 26(2014)年度から学生全員が「売る・つくる・伝える」の各々の専門性を生かした社会貢献の取組みとして「文化祭におけるバザー活動」「国際キワニス日本地区の奉仕活動であるキワニスドールの製作」「Shake Hand プロジェクト」への参加を行った。

バザーの収益金を寄付する活動は短期大学の特色を生かした独自性のあるものである。産学連携の取組みとして「オンワード・グリーン・キャンペーン」への参加や「日本ホビーショー」への参加は、学生にとってコミュニケーション力、プレゼンテーション力、社会性の向上等の幅広い学びを实践する機会となっている。これらの特色ある産学連携の取組みは、社会的に高い評価を得ている。

基準 B. 学外への学修成果の発信

B-1 特色ある教育における学外への学修成果の発信

B-1-① 文化祭教科展示

B-1-② 卒業制作展「総合実習（卒業制作）」

B-1-③ 公開発表会「総合演習（チームによるブランド企画）」

B-2 コンテストによる学修成果の発信

B-2-① コンテストへの応募・受賞

【概評】

教職員と学生が協力して実施している文化祭において、成果物であるレポートや作品を多彩に展示し、また卒業生の活躍も紹介することにより短期大学の特色である学修成果の発信を行っている。

卒業制作展を開催し、学生は自身の作品解説を行うとともに来場者より講評を得ることで自身の知識や技術向上の手ごたえを感じており、教員はさまざまな立場の意見を聞くことで授業内容、教授法等の改善に役立てている。

特色ある教育における学外への学修成果の発信として文化祭における教科展示、専門科目「デザイン総合実習」における卒業展の開催、「総合演習（チームによるブランド企画）」

7 文化学園大学短期大学部

における中間発表会・公開発表会の実施を行っている。これらは、学修成果を学外に発信することによる教育効果の還元はもとより、外部からの評価による教育向上の課題の共有化、改善意欲の醸成が図られている。

短期大学と併設大学の在學生を対象としたファッション画のコンテストである「FIE (Fashion Illustration Exhibition)」への参加や、同時開催している高校生部門へ寄せられる全国からの多数の応募は、在學生の刺激になっている。その他、法人内の全學生を対象とした「ソアロンデザインコンテスト」、全国の學生を対象とした「次世代きものデザインコンペ」など、学内はもとより、学外へのコンテストへの応募を推奨するとともに、教員による技術サポート体制を整備している。

IV 短期大学の概況（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 25(1950)年度
所在地 東京都渋谷区代々木 3-22-1

学科

学科	専攻
ファッション学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 29(2017)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10 月 10 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施
11 月 16 日	第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日 第 4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
平成 30(2018)年 1 月 15 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

7 文化学園大学短期大学部

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人文化学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	『文化学園大学・文化学園大学短期大学部 入学案内 2018』	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	平成 29 年度 文化学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『2018 入試情報』	
	『2017 入学試験要項 推薦入試・一般入試・3 月期入試』	
	『2017 入学試験要項 AO 入試 1 期・2 期』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『Student's Manual 履修要項 2017』	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度 学校法人文化学園 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 学校法人文化学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ	
	「交通アクセス」 http://bwu.bunka.ac.jp/access/ 「学内施設」 http://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/facility.php	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人文化学園規程集目次 文化学園大学・文化学園大学短期大学部規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員・評議員名簿、理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24 年度～平成 28 年度 計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	『Student's Manual 履修要項 2017』	
	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ	
	「Web シラバス」 https://cpwuwuweb.bunka-wu.ac.jp/public/web/syllabus/WebSyllabusKensaku/ui/WSL_SyllabusKensaku.aspx シラバス (CD)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 29 年度 文化学園大学短期大学部学則 第 3 条（学科の人材養成目的）抜粋	
【資料 1-1-2】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「建学の精神」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/spirit.php	
【資料 1-1-3】	平成 29 年度 学校法人文化学園事業計画 中長期計画 抜粋	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		

7 文化学園大学短期大学部

【資料 1-2-1】	学園ニュース 2007 766号 平成 19 年新年挨拶会 理事長式辞	
【資料 1-2-2】	平成 29 年度 文化学園大学短期大学部学則 第 3 条 (学科の人材養成目的) 抜粋	【資料 1-1-1】 参照
【資料 1-2-3】	文化学園大学自己点検・評価規程	
【資料 1-2-4】	『文化学園大学 文化学園大学短期大学部 自己点検・評価報告書 -平成 28 年度-』 全学自己点検・評価委員会、全学 FD 委員会 抜粋	
【資料 1-2-5】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 1-2-6】	平成 29 年度 全学 FD・SD 研修会のお知らせ	
【資料 1-2-7】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 春の分科会報告書』	
【資料 1-2-8】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 秋の分科会報告書』	
【資料 1-2-9】	全学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 1-2-10】	平成 29 年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 委員会委員一覧表	
【資料 1-2-11】	文化学園大学将来構想委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 29 年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 委員会委員一覧表	【資料 1-2-10】 参照
【資料 1-3-2】	文化学園大学運営会議規程	
【資料 1-3-3】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 1-2-11】 参照
【資料 1-3-4】	文化学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 1-3-5】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 入学案内 2018	【資料 F-2】 参照
【資料 1-3-6】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「建学の精神」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/spirit.php	【資料 1-1-2】 参照
【資料 1-3-7】	学校法人文化学園ホームページ 事業・財務報告 http://bwu.bunka.ac.jp/contents/houkoku.htm	
【資料 1-3-8】	『学生手帳 2017』 「建学の精神」 記載ページ 『履修要項 Student's Manual 平成 29 年度』 P3 「建学の精神」	
【資料 1-3-9】	『Campus Life Guide』 「建学の精神」 「本学のめざすもの」 抜粋	
【資料 1-3-10】	平成 29 年度 オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-3-11】	『求人のご案内'17』	
【資料 1-3-12】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 1-3-13】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 1-3-14】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 1-3-15】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 自己点検・評価報告書 -平成 28 年度- http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.pdf	※平成 29 年 7 月下旬、 ホームページ公開予定
【資料 1-3-16】	平成 29 年度 学校法人文化学園事業計画 中長期計画 抜粋	【資料 1-1-3】 参照
【資料 1-3-17】	文化学園大学運営会議規程	【資料 1-3-2】 参照
【資料 1-3-18】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 1-2-11】 参照

基準 2. 学修と教授

基準項目

7 文化学園大学短期大学部

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 2-1-2】	『2018 入試情報』 『2017 入学試験要項 推薦入試・一般入試・3月期入試』 『2017 入学試験要項 AO入試1期・2期』 『2017 入学試験要項 外国人留学生入試1期・2期』	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-3】	2017年度「授業公開」実施一覧	
【資料 2-1-4】	『サマーオープンカレッジ』パンフレット つくって、みて、体験して、「学ぶ」	
【資料 2-1-5】	文化学園大学短期大学部入学者選考規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 2-2-2】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	
【資料 2-2-3】	『Student's Manual 履修要項 2017』カリキュラム 抜粋	
【資料 2-2-4】	『Student's Manual 履修要項 2017』 コラボレーション科目の主旨 抜粋	
【資料 2-2-5】	2017年度 コラボレーション科目一覧	
【資料 2-2-6】	『平成29年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 資格検定試験・特別対策講座一覧』	
【資料 2-2-7】	『Student's Manual 履修要項 2017』 文化学園大学と文化学園大学短期大学部間の教科目履修に関する細則 抜粋	
【資料 2-2-8】	『平成28年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学FD・SD研修会 春の分科会報告書』	
【資料 2-2-9】	『平成28年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学FD・SD研修会 秋の分科会報告書』	
【資料 2-2-10】	『Student's Manual 履修要項 2017』 単位履修に関する細則 抜粋	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	文化学園大学短期大学部の教員の任期に関する規程	
【資料 2-3-2】	平成29年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 副手 一覧	
【資料 2-3-3】	平成29年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 委員会委員一覧表	
【資料 2-3-4】	平成29年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 クラス担任・副担任一覧	
【資料 2-3-5】	『平成29年度 オリエンテーションスケジュール』	
【資料 2-3-6】	平成29年度 短大部服装学科/ファッション学科 1・2年合同オリエンテーション	
【資料 2-3-7】	「自己の探求」プログラムの実施について 『平成29年度「自己の探求」効果測定結果 報告書』	
【資料 2-3-8】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 学生生活調査報告書 2010年～2016年 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jihee.php	

7 文化学園大学短期大学部

【資料 2-3-9】	『平成 28 年度 前期科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜 粋 『平成 28 年度 後期・通年科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜 粋	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php	【資料 2-2-2】 参照
【資料 2-4-2】	平成 29 年度 文化学園大学短期大学部学則 第 3 条（学科の人材養成目的） 抜粋	
【資料 2-4-3】	『Student's Manual 履修要項 2017』 文化学園大学短期大学部学位規程 抜粋	
【資料 2-4-4】	『Student's Manual 履修要項 2017』 単位履修に関する細則 抜粋	【資料 2-2-10】 参照
【資料 2-4-5】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「Web シラバス」 https://cpwuwweb.bunka-wu.ac.jp/public/web/syllabus/WebSyllabusKensaku/ui/WSL_SyllabusKensaku.aspx シラバス (CD)	【資料 F-12】 参照
【資料 2-4-6】	『Web シラバスシステム（教員用）操作手順書』	
【資料 2-4-7】	平成 29 年度 シラバス調整に関するワーキンググループメンバー一覧	
【資料 2-4-8】	『Student's Manual 履修要項 2017』 学籍移動に関する細則 抜粋	
【資料 2-4-9】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 学業成績優秀者表彰に関する規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	「キャリアデザイン導入編－フレッシュマンキャンパー」 シラバス、しおり	
【資料 2-5-2】	就職委員会規程	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度 就職講座スケジュール	
【資料 2-5-4】	『2018 年 3 月卒 学生用 「Campus Plan ～Web 就職～」操作マニュアル』	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部ホームページ 「Web シラバス」 https://cpwuwweb.bunka-wu.ac.jp/public/web/syllabus/WebSyllabusKensaku/ui/WSL_SyllabusKensaku.aspx シラバス (CD)	【資料 F-12】 参照
【資料 2-6-2】	『平成 28 年度 前期科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜 粋 『平成 28 年度 後期・通年科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜 粋	【資料 2-3-9】 参照
【資料 2-6-3】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 学生生活調査報告書 2010 年～2016 年 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jihee.php	【資料 2-3-8】 参照
【資料 2-6-4】	FD 教職員による授業見学ウィーク 2016 夏 アンケート集計（教員）（職員）	
【資料 2-6-5】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部教員研究発表会開催一 覧 平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度	

7 文化学園大学短期大学部

【資料 2-6-6】	『平成 29 年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 資格検定試験・特別対策講座一覧』	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-6-7】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 春の分科会報告書』	【資料 2-2-8】 参照
【資料 2-6-8】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 秋の分科会報告書』	【資料 2-2-9】 参照
【資料 2-6-9】	第 3 回 FD 教職員による授業見学ウィークのお知らせ	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生支援委員会規程	
【資料 2-7-2】	平成 29 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 クラス担任・副担任一覧	【資料 2-3-4】 参照
【資料 2-7-3】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 障害学生修学支援規 程	
【資料 2-7-4】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 障害学生支援委員会 規程	
【資料 2-7-5】	文化学園大学ハラスメント防止に関する規程 リーフレット	
【資料 2-7-6】	NPO 日本教育カウンセラー協会 ピアヘルパー リーフレッ ト 文化学園大学・文化学園大学短期大学部ピアサポートルーム規 約	
【資料 2-7-7】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-7-8】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部紫友会奨学金規程	
【資料 2-7-9】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 私費外国人留学生授業料減免に関する規程	
【資料 2-7-10】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 大規模災害被災者奨学金規程	
【資料 2-7-11】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 学業成績優秀者表彰に関する規程	【資料 2-4-9】 参照
【資料 2-7-12】	文化学園大学短期大学部特待生制度（一般入試 A 日程）規程	
【資料 2-7-13】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部特待生制度 （クリエイティブスカラシップ）規程	
【資料 2-7-14】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部特待生制度 （外国人留学生入試）規程	
【資料 2-7-15】	『Campus Life Guide』クラブ紹介 抜粋	
【資料 2-7-16】	紫友会学生助成金申請書様式及び募集要項	
【資料 2-7-17】	文化学園大学「学生チャレンジプロジェクト助成金制度」	
【資料 2-7-18】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 学生生活調査報告書 2010 年～2016 年 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jihee.php	【資料 2-3-8】 参照
【資料 2-7-19】	『平成 28 年度 サミット』冊子	
【資料 2-7-20】	留学生のための専門用語集 抜粋	
【資料 2-7-21】	『キャリアデザイン（導入編）ーフレッシュマンキャンプー 平成 28 年度 アンケート集計結果報告』	
【資料 2-7-22】	平成 29 年度 学生会リーダーズトレーニングアンケート調査 用紙	
【資料 2-7-23】	平成 28 年度クラブリーダーズトレーニング アンケート調査 用紙	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	文化学園大学短期大学部の教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-2】	文化学園大学特任教員に関する規程	
【資料 2-8-3】	文化学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 2-8-4】	教員の海外及び国内研修に関する規程	
【資料 2-8-5】	文化学園大学将来構想委員会規程	

7 文化学園大学短期大学部

【資料 2-8-6】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-8-7】	全学 FD・SD 研修会のお知らせ 平成 27 (2015) 年度～平成 29 (2017) 年度	
【資料 2-8-8】	第 3 回 FD 教職員による授業見学ウィークのお知らせ	【資料 2-6-9】 参照
【資料 2-8-9】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 教員研究費運用準則	
【資料 2-8-10】	平成 29 年度研究計画書・平成 28 年度研究活動報告書 様式	
【資料 2-8-11】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部 教員の振替研究日に関する覚書	
【資料 2-8-12】	研究戦略検討会 活動まとめ	
【資料 2-8-13】	教育改革助成金事業応募要領	
【資料 2-8-14】	文化・衣環境学研究所 学内共同研究プロジェクト助成金応募 要領	
【資料 2-8-15】	文化学園大学短期大学部協議会規程	
【資料 2-8-16】	教務委員会規程	
【資料 2-8-17】	根岸愛子特別奨学金規程	
【資料 2-8-18】	文化ファッション研究機構若手教員研究奨励金規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	文化学園 学生寮/提携寮 案内書 抜粋	
【資料 2-9-2】	文化学園服飾博物館規程 博物館運営委員会規程 文化学園服飾博物館しおり 文化学園服飾博物館だより Vol30.2017.3.1	
【資料 2-9-3】	文化学園ファッションリソースセンター規程 文化学園ファッションリソースセンター運営委員会規程 文化学園ファッションリソースセンターだより No27Apr.2016	
【資料 2-9-4】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部図書館規程 図書館委員会規程 文化学園 図書館 しおり	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-1-2】	平成 29 年度 学校法人文化学園 事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 3-1-3】	学校法人文化学園 監査室監査規程	
【資料 3-1-4】	平成 29 年度 新入職員研修会スケジュール	
【資料 3-1-5】	文化学園大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 3-1-6】	学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程 学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程 学校法人文化学園 個人情報保護方針	
【資料 3-1-7】	『学生手帳 2017』 「AED (自動体外式除細動器) の設置について」 記載ページ	
【資料 3-1-8】	『学校法人文化学園 防災計画』	
【資料 3-1-9】	『平成 29 年度 文化学園総合消防訓練計画書』	
【資料 3-1-10】	自衛消防・地区隊組織一覧	
【資料 3-1-11】	平成 29 年 2 月 1 日 公示 学校法人文化学園 防災委員会委員 防災委員会 平成 28 年度の開催記録	
【資料 3-1-12】	学校法人文化学園 感染症対策委員会規程	
【資料 3-1-13】	学校法人文化学園 書類閲覧規程	
3-2. 理事会の機能		

7 文化学園大学短期大学部

【資料 3-2-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-2-2】	理事会欠席の際の委任状 書式	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度 文化学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-3-2】	文化学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 3-3-3】	文化学園大学短期大学部協議会規程	
【資料 3-3-4】	平成 29 年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部 委員会委員一覧表	
【資料 3-3-5】	文化学園大学自己点検・評価規程	
【資料 3-3-6】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 3-3-7】	文化学園大学将来構想委員会規程	
【資料 3-3-8】	文化学園大学運営会議規程	
【資料 3-3-9】	文化学園大学学部長会規程	
【資料 3-3-10】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】 参照
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-4-2】	文化学園大学短期大学部教授会規程	【資料 3-3-2】 参照
【資料 3-4-3】	学校法人文化学園 監事監査規程	
【資料 3-4-4】	学園ニュース（抜粋） 2016.871 号 創立 93 周年記念式典 理事長式辞（要旨） 2017.876 号 平成 29 年新年挨拶会 理事長式辞	
【資料 3-4-5】	学校法人文化学園 稟議規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人文化学園 職制	
【資料 3-5-2】	学校法人文化学園 分課分掌業務規程	
【資料 3-5-3】	文化学園大学学部長会規程	【資料 3-3-9】 参照
【資料 3-5-4】	文化学園大学運営会議規程	【資料 3-3-8】 参照
【資料 3-5-5】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 3-3-7】 参照
【資料 3-5-6】	学校法人文化学園 職員研修規程	
【資料 3-5-7】	学校法人文化学園 学園研修委員会規程	
【資料 3-5-8】	全学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 3-5-9】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部「全学 FD・SD 研修会」 春の分科会 日程及びテーマ：平成 26(2014)～平成 29(2017) 年	
【資料 3-5-10】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部「全学 FD・SD 研修会」 秋の分科会 日程及びテーマ：平成 26(2014)～平成 28(2016) 年	
【資料 3-5-11】	平成 28 年度 事務職員学外団体主催研修会等参加報告書	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 29 年度 学校法人文化学園 事業計画	【資料 F-6】 参照
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人文化学園 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人文化学園 監事監査規程	【資料 3-4-3】 参照
【資料 3-7-3】	研究活動不正防止対策の不正防止計画	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	文化学園大学将来構想委員会規程	
【資料 4-1-2】	文化学園大学自己点検・評価規程	

7 文化学園大学短期大学部

【資料 4-1-3】	『文化学園大学 文化学園大学短期大学部自己点検・評価報告書』平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jiheer.php	※平成 28 年度の報告書は、平成 29 年 7 月下旬にホームページ公開予定
【資料 4-1-4】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-1-5】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 春の分科会報告書』	
【資料 4-1-6】	『平成 28 年度 文化学園大学 文化学園大学短期大学部 全学 FD・SD 研修会 秋の分科会報告書』	
【資料 4-1-7】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 学生生活調査報告書 2010 年～2016 年 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jiheer.php	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 4-1-1】 参照
【資料 4-2-2】	『文化学園大学 文化学園大学短期大学部自己点検・評価報告書』平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jiheer.php	【資料 4-1-3】 参照
【資料 4-2-3】	文化学園大学自己点検・評価規程	【資料 4-1-2】 参照
【資料 4-2-4】	文化学園大学 文化学園大学短期大学部 学生生活調査報告書 2010 年～2016 年 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jiheer.php	【資料 4-1-7】 参照
【資料 4-2-5】	『平成 28 年度 前期科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜粋 『平成 28 年度 後期・通年科目 「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」報告書』 抜粋	
【資料 4-2-6】	FD 教職員による授業見学ウィーク 2016 夏 アンケート集計 (教員) (職員)	
【資料 4-2-7】	平成 22 年度 文化学園大学短期大学部 自己点検・評価報告書 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/images/pdf/h22_hyouka.pdf	
【資料 4-2-8】	全学 FD・SD 研修会のお知らせ 平成 27 (2015) 年度～平成 29 (2017) 年度	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	『文化学園大学 文化学園大学短期大学部自己点検・評価報告書』平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度 http://bwu.bunka.ac.jp/outline/jiheer.php	【資料 4-1-3】 参照
【資料 4-3-2】	文化学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-3-3】	文化学園大学運営会議規程	
【資料 4-3-4】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 4-1-1】 参照
【資料 4-3-5】	文化学園大学短期大学部外部評価委員会規程	

基準 A. 特色ある教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 本学が持つ人的・物的資源を活かした教育への取り組み		
【資料 A-1-1】	平成 28 年度 教育改革支援助成金事業申請書 ファッション・ビジネスに特化した「被服造形学・実習」教材開発	
A-2. 教育活動を通じて社会貢献に繋がる課外の教育活動		
【資料 A-2-1】	2016 年 短期大学部バザー Tan Tan Market フライヤー	
【資料 A-2-2】	Shake Hand 3.11 フライヤー	

7 文化学園大学短期大学部

【資料 A-2-3】	オンワード・リユースパーク作品展示のお知らせ 株式会社オンワード樫山「オンワード・グリーン・キャンペーン」	
【資料 A-2-4】	JAPAN HOBBY SHOW 2017 パンフレット	

基準 B. 学外への学修成果の発信

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 特色ある教育における学外への学修成果の発信		
【資料 B-1-1】	平成 28(2016)年度 文化祭アンケート集計表	
【資料 B-1-2】	平成 28 年度 文化学園大学短期大学部 合同作品展示 卒業制作作品 修了研究 DM と目録	
【資料 B-1-3】	平成 28 年度 学生チームによるブランドビジネスモデルの構築 公開発表会 配布資料	
B-2. コンテストによる学修成果の発信		
【資料 B-2-1】	紫友会学生助成金申請書様式及び募集要項	

平成 29 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 30 年 3 月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11

第 2 星光ビル 2 階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132

URL <http://www.jiheer.or.jp/>